

～輝く子どもの育成を目指して～

岡谷市子ども・若者育成支援計画

第2期岡谷市子ども・子育て支援事業計画

2020年度～2024年度



ことりのくに（1955年）武井武雄

長野県岡谷市

すべての子ども・若者が夢と希望を紡ぎ、 健やかに成長できるまちを目指して

未来を担う子どもや若者は、家族にとっても、地域社会にとっても、大きな可能性を持つ、かけがえのない存在です。

子どもや若者が健やかに成長できるよう、また、安心して子育てができる環境を整えることは、これからの岡谷市を支える基盤ともなります。

しかし近年、個人の人生観や結婚観などの変化に伴い、晩婚化や未婚などによる少子化の進行に、歯止めがかかる傾向は見られず、さらには、核家族化や地域とのつながりの希薄化等により、家庭における養育力の低下やそれに伴う児童虐待の増加など、子ども・若者を取り巻く環境は変化し続けています。

本市では、子育て支援や児童育成の総合的な指針となる「岡谷市児童育成計画」を平成15年度に策定し、子どもたちが健やかで心豊かに育つことができる環境づくりを進めるとともに、家庭・地域・企業・行政が一体となり、“輝く子どもの育成”に取り組んでまいりました。

このたび、それら社会情勢の変化や、国の「子供・若者育成支援推進大綱」などを踏まえ、次代を担う全ての子ども・若者を地域全体で支え支援するまちづくりを目指し、出会いや結婚、妊娠・出産、幼児期から青年期まで対象を拡大した「岡谷市子ども・若者育成支援計画」を策定しました。

すべての子ども・若者が、夢と希望を紡ぎ、健やかに成長できるまちを目指して、本計画では、“輝く子どもの育成”を基本理念に、3つの基本目標を掲げ、各種事業に取り組むこととしておりますが、中でもさまざまな困難を抱える子ども・若者、家庭への支援は、喫緊の課題であることから、重点的に取り組むこととしております。

今後も、本計画に基づき、多様な主体・人が結びつき、連携・協働して、第5次岡谷市総合計画の将来都市像である「人結び 夢と希望を紡ぐ たくましいまち岡谷」の実現、さらには、重点プロジェクトである“輝く子どもの育成”に地域ぐるみで取り組み、未来を担う子どもたちが、明るく健やかにたくましく成長し、自らの未来を自らの力で切り拓くことのできる確かな学力を身につけるとともに、子ども・若者一人ひとりの育ちを、みんなで支える風土のあるまちを目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました「岡谷市子ども・子育て支援審議会」の皆様をはじめ、ご協力を賜りましたすべての皆様に心から感謝申し上げますとともに、市民の皆様には、次代を担う子ども・若者の健やかな成長と自立に向け、今後とも一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



令和2年2月

岡谷市長 今井 竜五

目 次

第1章	計画の策定にあたって	
1.	計画策定の背景	2
2.	計画の性格と位置づけ	3
3.	計画の期間	4
4.	策定の方法	4
第2章	子ども・若者をめぐる本市の現状	
1.	各種統計	6
2.	アンケート調査結果	13
3.	市民意見・要望の把握	17
4.	第3次岡谷市児童育成計画の検証	18
5.	課題と方向性	20
第3章	基本理念	
1.	計画の基本理念	22
2.	基本的な柱	24
3.	計画の目標	24
4.	施策体系	25
第4章	推進する施策	
	基本目標Ⅰ	
	子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた	
	切れ目ない支援	28
	基本目標Ⅱ	
	地域社会全体で子ども・若者、子育てを支える	
	環境づくり	50
	基本目標Ⅲ	
	さまざまな困難を抱える子ども・若者、家庭への支援	59

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1. 計画策定の趣旨と法的根拠・・・・・・・・・・ 66
2. 子ども・子育て支援事業計画で定める内容・・・・・・・・ 66
3. 事業計画
- (1) 提供区域の設定・・・・・・・・・・ 67
- (2) 児童人口の推計・・・・・・・・・・ 68
- (3) 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと
 提供体制の確保の内容及びその実施時期・・・・・・・・ 69
- (4) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと
 提供体制の確保の内容及びその実施時期・・・・・・・・ 72
- (5) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育
 の一体提供及び当該教育・保育の推進に関する
 体制確保の内容・・・・・・・・・・ 90
- (6) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施
 の確保の内容・・・・・・・・・・ 91

第6章 計画の推進

1. 庁内推進体制の整備・・・・・・・・・・ 94
 2. それぞれの役割と連携による推進・・・・・・・・ 94
 3. 計画の点検・評価・・・・・・・・・・ 94
-
- 用語解説・・・・・・・・・・ 95
 - 岡谷市子ども・子育て支援審議会委員名簿・・・・・・・・ 98
 - 岡谷市子ども・若者育成支援計画、
 子ども・子育て支援事業計画策定経過・・・・・・・・ 99

第 1 章

計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

岡谷市では、未来を担う子どもたちの、心身ともに健やかな成長に向けた、さまざまな子育て支援や児童育成を、総合的・計画的に推進するための方針を体系化した「第1次児童育成計画」（平成15年度～）、「第2次児童育成計画」（平成22年度～）を、「次世代育成支援対策推進法」の規定による「次世代育成支援対策行動計画*」を複合した計画として策定し、子ども・子育て支援の充実に向け取り組んできました。

また、平成27年度からは、「子ども・子育て支援法」等による「子ども・子育て支援新制度*」の施行に伴い、「子ども・子育て支援事業計画」を複合した計画として「第3次児童育成計画」（平成27年度～）を策定し、さらなる充実に努めております。

しかしながら、子どもや若者、その家庭を取り巻く環境は、時代の変化とともに大きく変わりつつあり、その結果、児童虐待、いじめや不登校、若者のひきこもり、経済的な困窮が深刻化するなど、さまざまな困難や課題に対応できずにいる子どもや若者が増えている状況にあります。

また、現在の少子化の進行や人口減少は、深刻さを増しており、妊娠・出産、子育て支援という、これまでの段階に加え、それ以前の結婚や教育などの支援も含め、一人ひとりの各段階に応じた切れ目ない取り組みが求められております。

こうした状況の中、国においては、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「子供の貧困対策に関する大綱*」を、平成27年には「少子化対策基本法」に基づく「少子化社会対策大綱*」を、平成28年には「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子供・若者育成支援推進大綱*」を定めております。

また、平成28年に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン*」では、“夢つむぐ子育て支援”を新・三本の矢として掲げているほか、平成30年には「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策*」を策定、令和元年には親権者等による“しつけ”としての体罰禁止を規定した「児童虐待の防止等に関する法律」等の改正がされたところです。

長野県においては、「子育て支援戦略」や「子どもの貧困対策推進計画」など、4つの計画を一体化し、子ども・若者分野の横断的・一体的支援計画となる「子ども・若者支援総合計画」を平成30年度からスタートさせ、次代を担う子ども・若者を社会全体で支え、応援するための切れ目ない取り組みを進めています。

こうした状況を踏まえ、岡谷市では、これまでの乳幼児期から思春期の子どもと、その家庭を中心にした児童育成計画から、岡谷市のすべての子どもや若者が、夢や希望を抱きながら健やかに成長し、持てる能力を活かし自立・活躍できるよう、ライフステージを通じた切れ目ない子育て支援や、子ども・若者の育成支援を総合的に推進するため、「子ども・若者育成支援計画」として策定するものです。

平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年 度	平成 25 年 度	平成 26 年 度	平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	令和 元 年 度	令和 2 年 度	令和 3 年 度	令和 4 年 度	令和 5 年 度	令和 6 年 度
第4次岡谷市総合計画（H21～H30）									第5次岡谷市総合計画（R元～R10）					
H26～ 子供の貧困対策に関する大綱 (R元～ 大綱改定・計画策定が努力義務) H27～ 少子化社会対策大綱 H28～ 子供・若者育成支援推進大綱 (計画策定が努力義務) H28～ ニッポン一億総活躍プラン									H30～ 児童虐待防止対策の強化 に向けた緊急総合対策 これら国の、 動向、趣旨 等を踏まえ					
第2次児童育成計画 次世代育成支援行動計画 (次世代育成対策推進法の法定計画)					第3次児童育成計画 子ども・子育て支援事業計画 (子ども・子育て支援法の法定計画)					子ども・若者育成支援計画 子ども・子育て支援事業計画 (子ども・子育て支援法の法定計画)				

2. 計画の性格と位置づけ

これまでの児童育成計画は、おおむね18歳未満のすべての子どもやその家庭を対象としておりましたが、子ども・若者育成支援計画では、18歳以上の青年期も対象範囲に加え、ライフステージに合わせた切れ目ない支援を通じて、安心して子どもを産み育てることのできるまちづくり、次代の社会を担うすべての子ども・若者を地域全体で育成支援するまちづくりを目指し策定するものです。

(1) 子育て支援や子ども・若者の育成支援を総合的に推進するための子ども・若者育成支援計画

岡谷市における子育て支援や子ども・若者の育成支援の総合的な指針となる計画です。また、国が定める「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」などの趣旨も踏まえた取り組みを推進する計画とします。

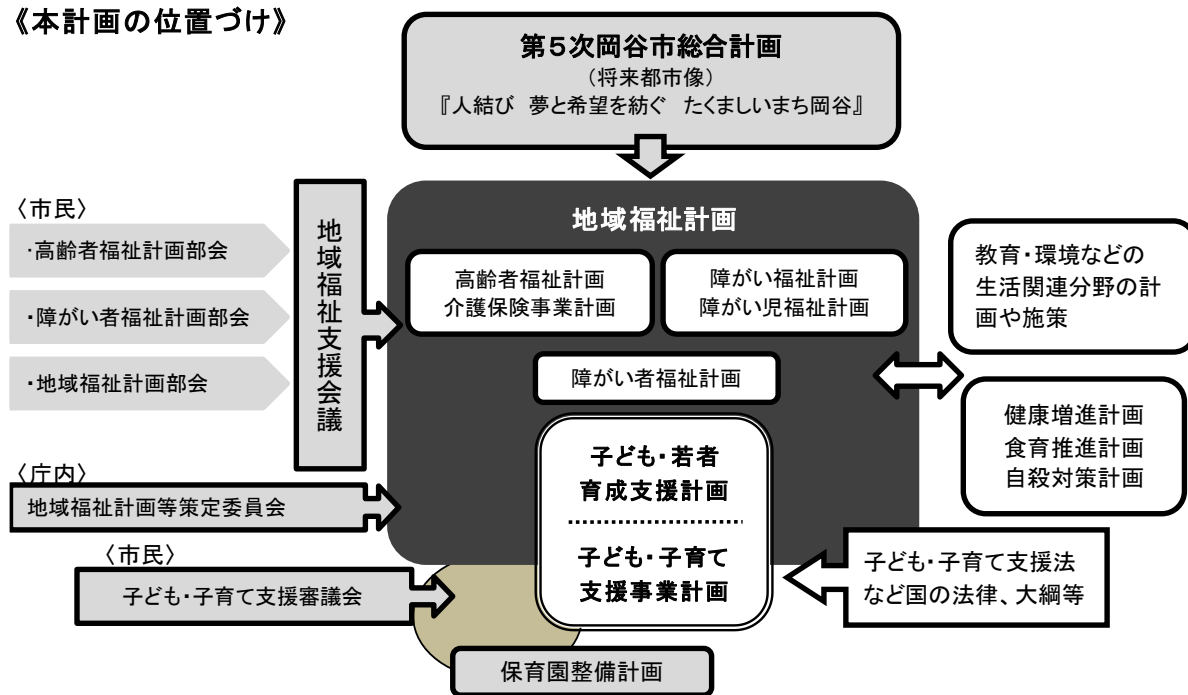
(2) 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法の規定に基づき、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援事業の需給計画を定めるものです。子ども・若者育成支援計画により展開する多くの子育て支援事業のうち、国が定める一部の事業について、ニーズ量の見込みからその提供体制や確保方策、実施時期などを定める計画です。

（３）総合計画、地域福祉計画等との整合

第 5 次岡谷市総合計画や第 3 次岡谷市地域福祉計画、その他関連計画との整合性や、持続可能な開発目標（SDGs）*を踏まえた、子育て支援や子ども・若者の育成支援に関する各種事業を総合的かつ計画的に実施するための計画とします。

《本計画の位置づけ》



3. 計画の期間

本計画は、令和2年度（2020年度）を初年度とし、今後5ヶ年に取り組むべき計画として令和6年度（2024年度）を目標年次とします。

4. 策定の方法

（1）「岡谷市子ども・子育て支援審議会」による審議

「子ども・若者育成支援計画」及び「子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、子育てを行っている当事者、保育・教育など子育て支援に携わっている方などの関係者で構成する「子ども・子育て支援審議会」において調査審議を行い、幅広い意見を聴取しながら策定しました。

（2）ニーズ調査の実施

両計画の策定にあたり、市民の意見を反映するため、就学前児童・小学校児童（小学1～3年生）の保護者を対象として、「岡谷市子ども・子育て支援事業計画に向けたニーズ調査」を実施し、計画の検討に活用しました。

（3）市民意見の聴取等の実施

- ① あらゆる機会を活用し、各種団体や子育てに関わる方々との意見交換会などを開催し、幅広く子育てなどについて意見を聴取しました。
- ② パブリックコメントにより市民の意見を聴取しました。

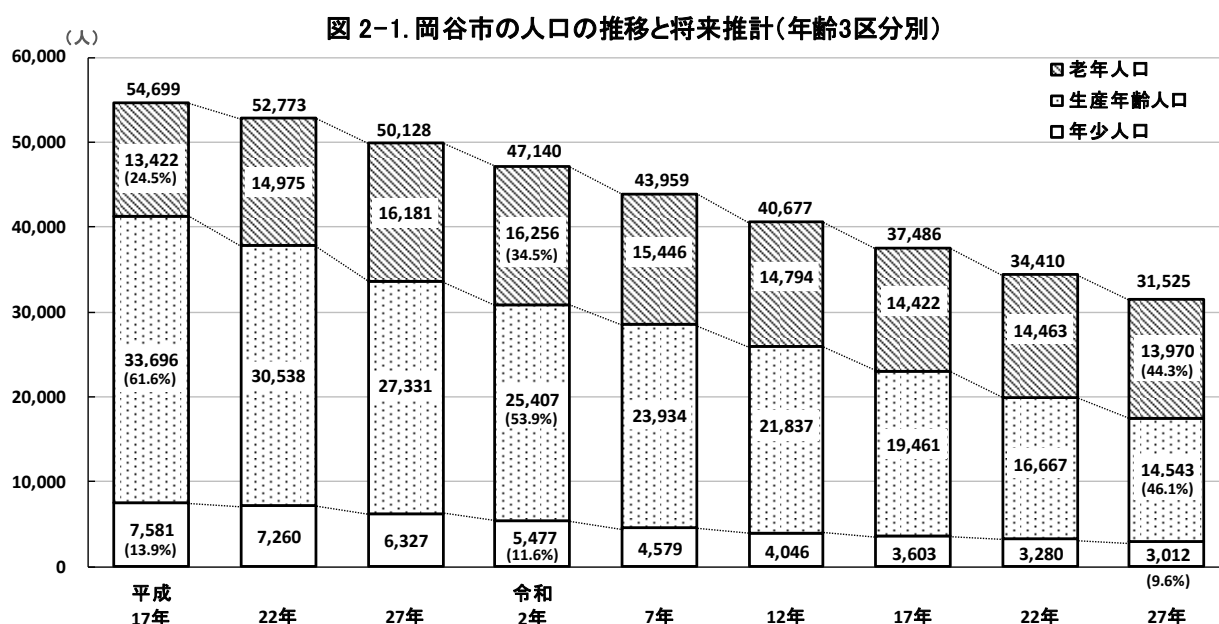
第2章

子ども・若者をめぐる本市の現状

1. 各種統計

(1) 人口の推移

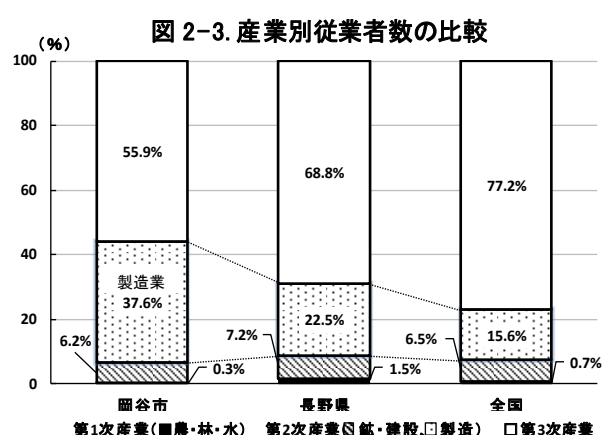
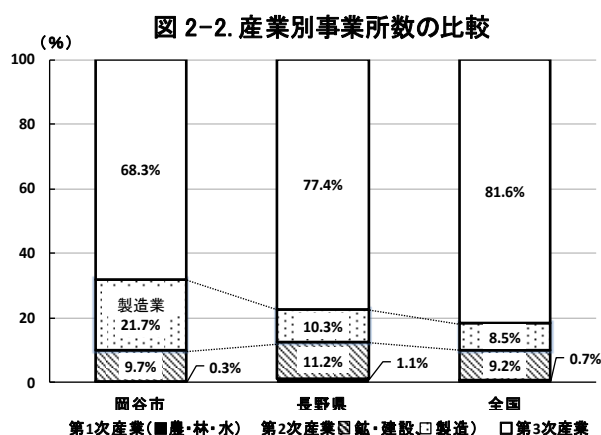
本市の人口は、昭和 55 年の 62,210 人をピークとして減少を続けています。一方、65 歳以上の老年人口の割合は増え続けており、令和 27 年の将来人口推計では総人口比で 44.3%に達する見込みです。また、平成 17 年から令和 27 年までの総人口減少率が 42.4%であるのに対して、年少人口の減少率は 60.3%の推計となっています。人口減少と少子高齢化が同時に進行しています。



資料: 平成27年までは国勢調査、令和2年以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計

(2) 産業別事業所数割合及び従業者数割合の比較

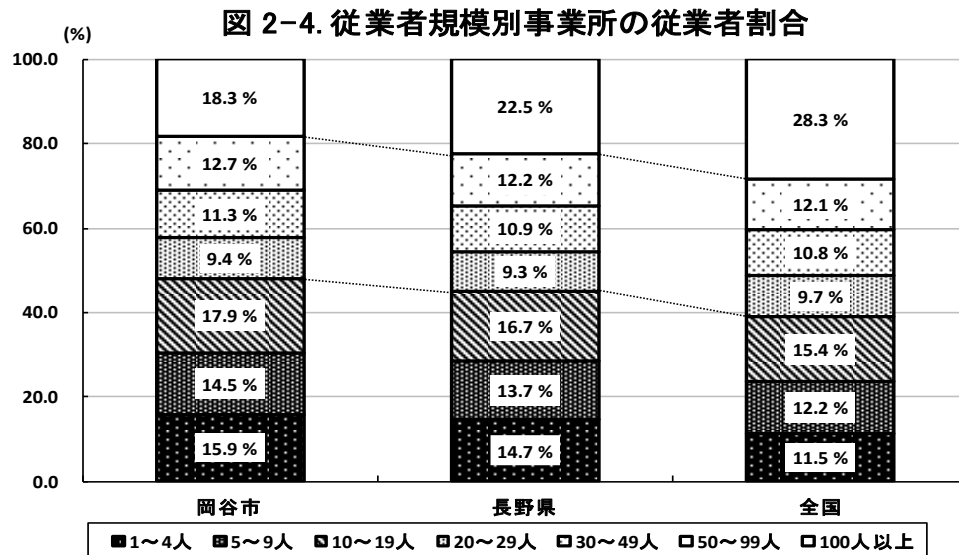
本市の産業別事業所数と従業者数は、第 3 次産業が最も多くなっています。各産業の構成割合を国や長野県と比較すると、製造業の割合が高く、事業所数、従業者数ともに全国の約 2 倍になっています。



資料: 総務省統計局 平成28年経済センサス

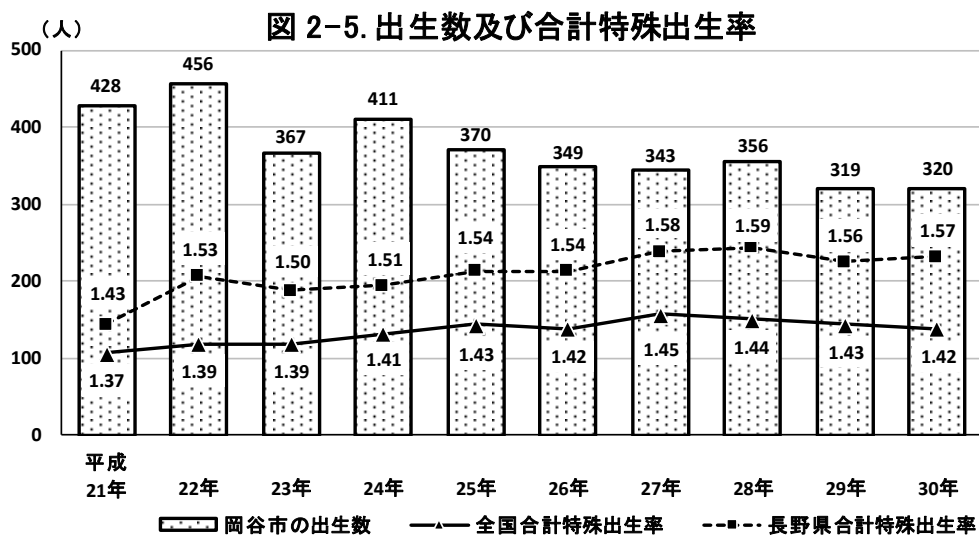
(3) 従業者規模別事業所の従業者数割合

事業所の規模別従業員数割合を全国及び長野県と比較すると、主に19人以下の小規模事業所の従業者数は本市が最も多く、従業者全体の48.3%に達しています。反面30人以上の従業者規模の事業所では本市のほうが少ない傾向にあり、100人以上の事業所の従業者割合は、全国と比較して10ポイント少なくなっています。



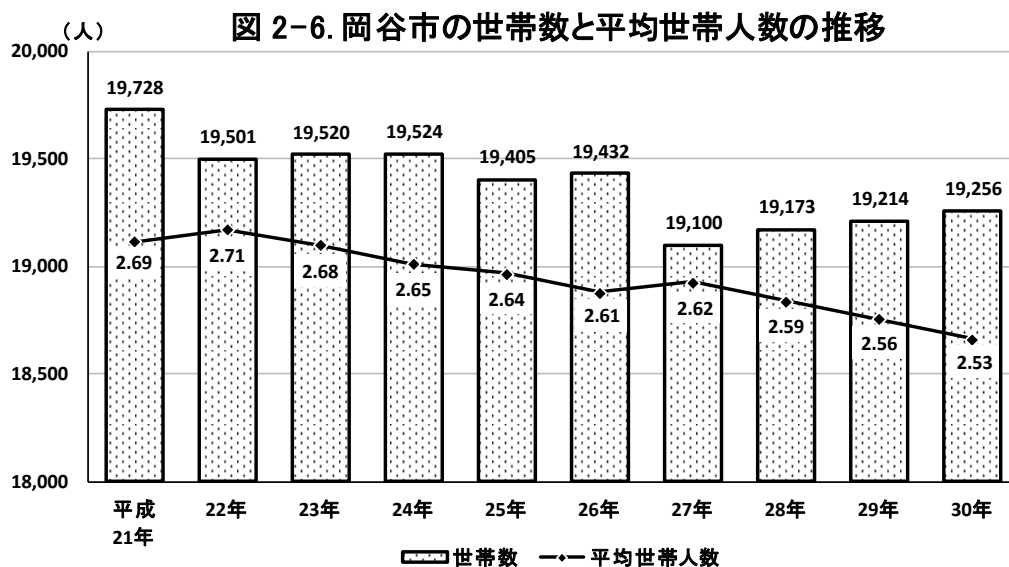
(4) 出生数

本市の出生数は年によって増減はありますが減少傾向にあり、平成25年以降では400人を下回っています。合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産むとされる子どもの数）は、長野県、全国ともに人口を維持できるといわれている2.07には達していません。



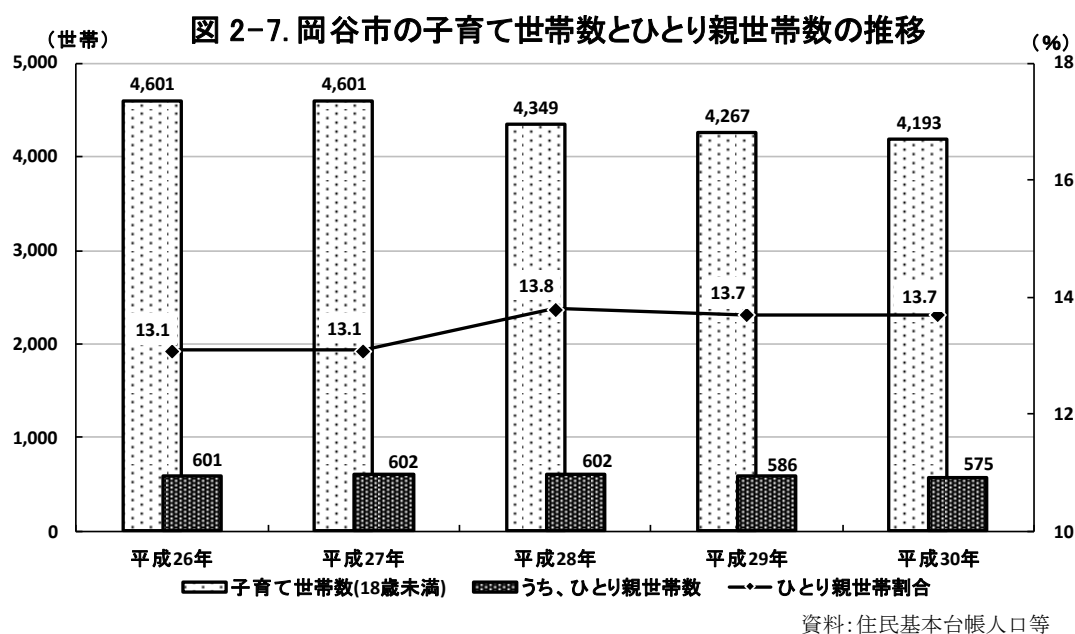
(5) 世帯数の動向

本市の世帯数は、平成 21 年では 19,728 世帯でしたが、その後は総じて減少傾向にあり、平成 30 年は 19,256 世帯となっています。平均世帯人数も、減少傾向にあり核家族化や単独（単身）世帯化が進んでいることがわかります。



(6) 子育て世帯、ひとり親世帯の動向

満 18 歳未満の子どもがいる子育て世帯数は、人口減少に伴い減少傾向にありますが、このうち、ひとり親世帯数の割合は約 13%程度で横ばいとなっています。



(7) 婚姻に対する意識等の動向

国の調査において、いずれ結婚するつもりと回答した方の割合は、総じて減少傾向にありますが、それほど大きな減少ではなく、多くの方が結婚を望まれていることがわかります。

一方、独身でいる理由については、適当な相手にめぐり合わないが最も多い状況にあります。

図 2-8. いずれ結婚するつもりの方の割合(全国)

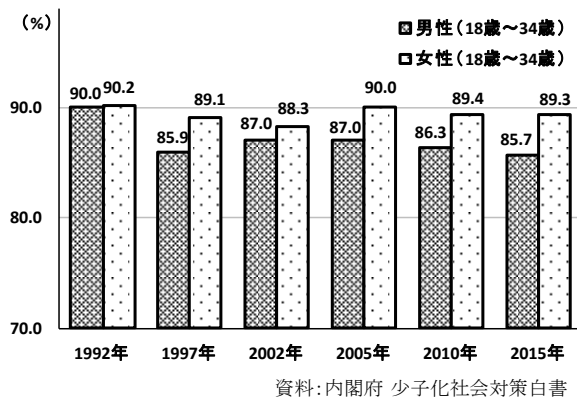
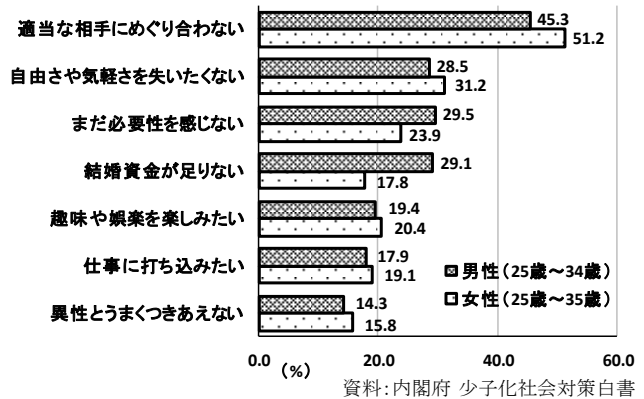


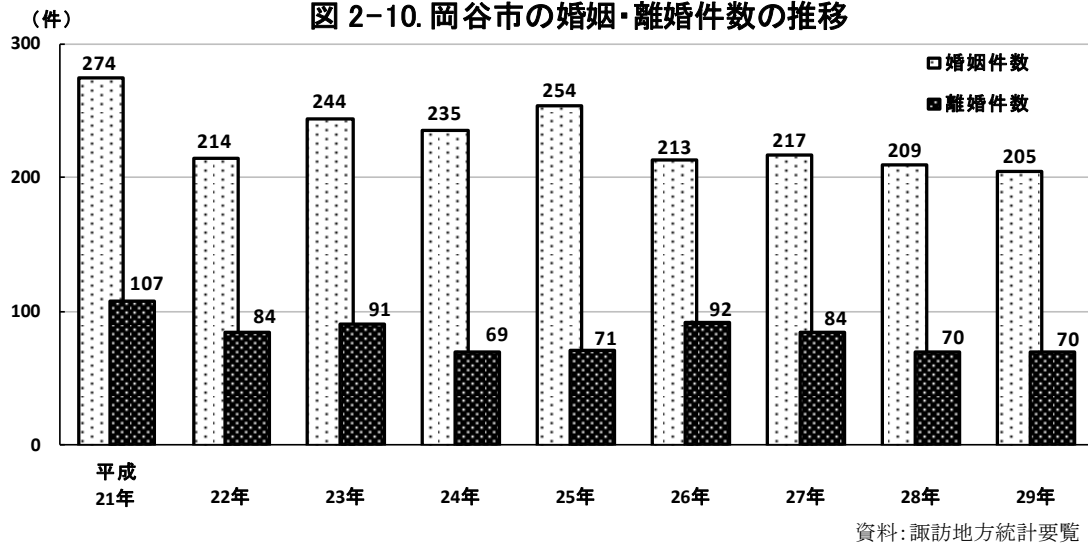
図 2-9. 独身でいる理由(全国)



(8) 婚姻動向

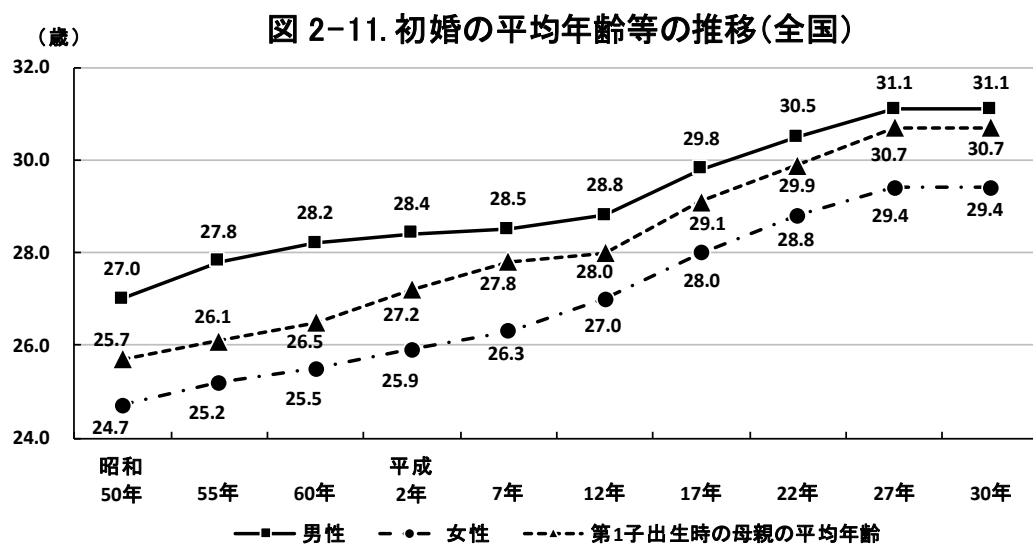
本市の婚姻件数は、年によって増減がありますが全体的には減少傾向にあります。離婚数は概ね70件から100件の範囲にあり、大きな増減の傾向は見られません。

図 2-10. 岡谷市の婚姻・離婚件数の推移



(9) 初婚の平均年齢、第1子出生時の母親の年齢

全国の平均初婚年齢は、平成30年度で男性が31.1歳、女性が29.4歳、第1子出生時の母親の年齢は、平成30年度で30.7歳と、それぞれ近年は横ばい状況ですが、これまでの間、結婚年齢が高くなる「晩婚化」と「晩産化」が併せて進行しています。

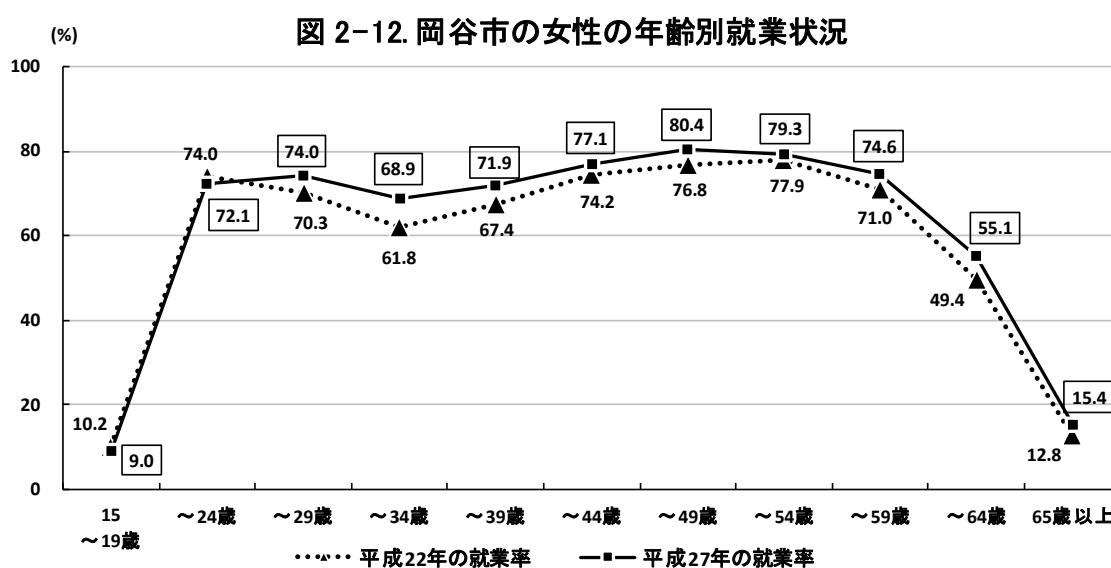


資料: 厚生労働省 人口動態統計

(10) 女性の年齢別就業状況

本市の女性の年齢別の就業率は、25～29歳代以降のすべての年代において平成27年が平成22年を上回っています。特に30～40歳のM字カーブが解消傾向にあります。

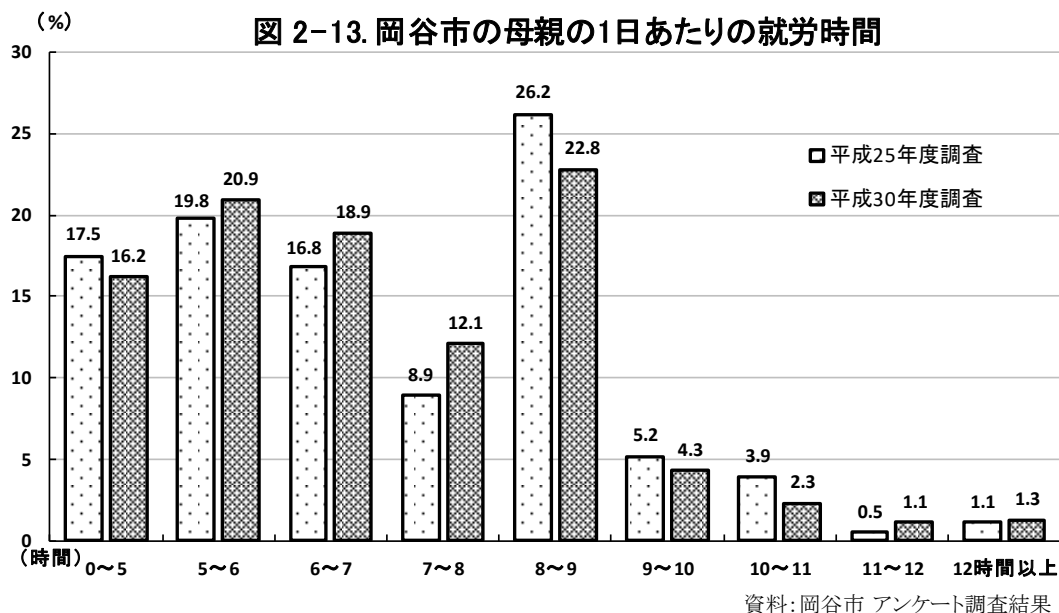
これは未婚者の増加はあるものの、企業側の仕事と育児の両立支援が進んでいることも一因と考えられます。



資料: 国勢調査

また、本市のニーズ調査に回答いただいた約1,200人の母親の就労時間は、1日8～9時間の方が、平成25年度に比べ減少したものの最も多い状況にあります。

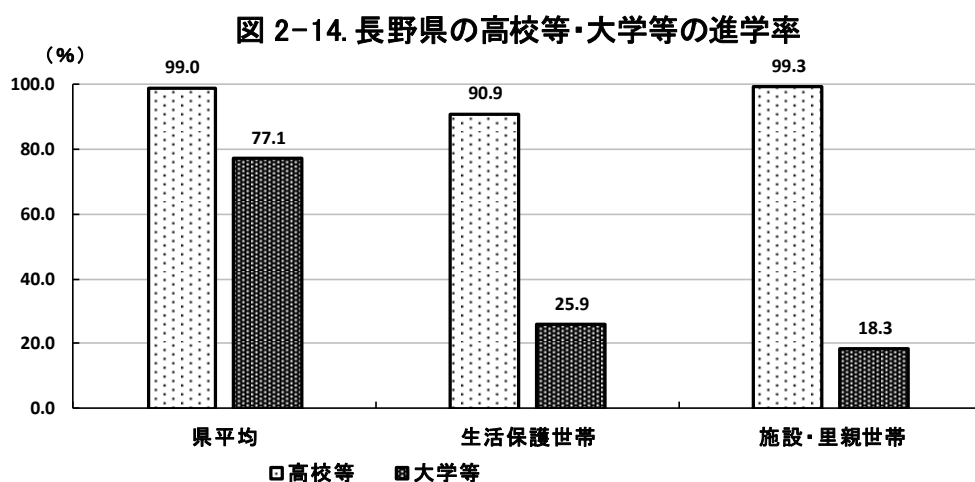
一方で5～8時間、11時間以上の方は増加しており、就労形態が多様化している状況が伺えます。



(11) 高校等・大学等進学率の動向

長野県内の高校等・大学等の進学率は、高校等においては全県平均で約99%となっていますが、生活保護世帯においては低い状態にあります。

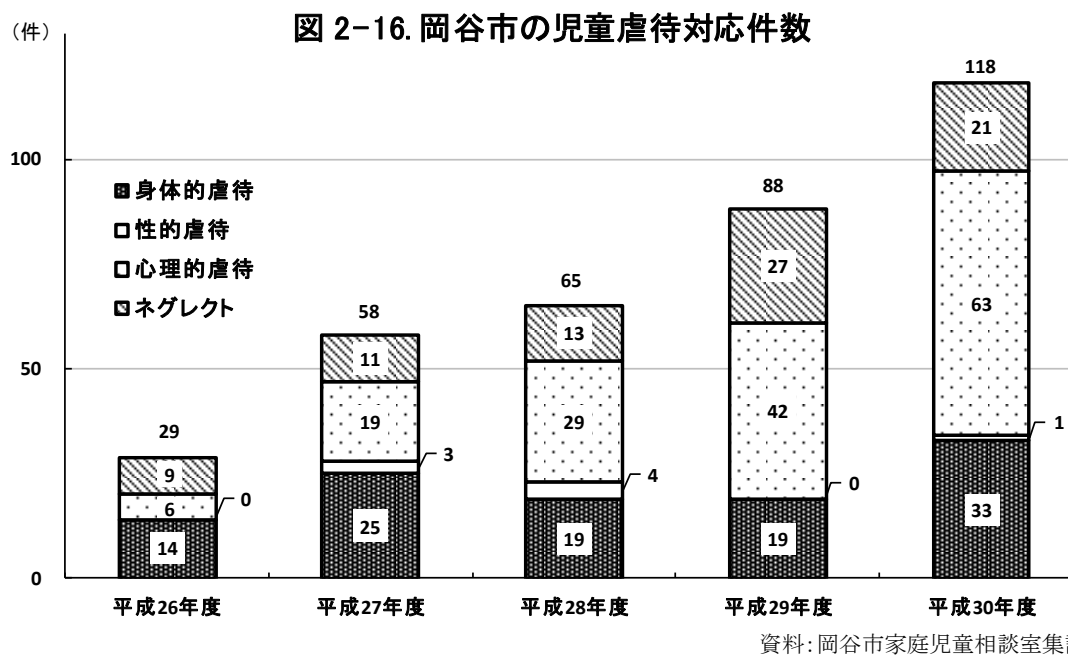
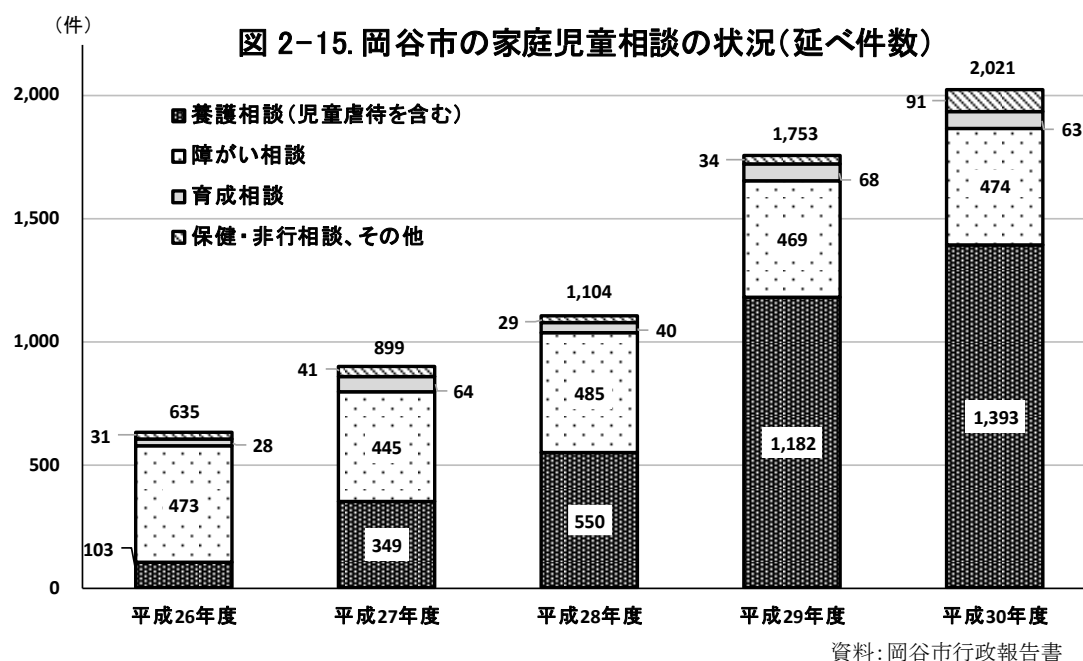
一方で大学等においては、全県平均で約77%に対し、生活保護世帯、施設・里親世帯は50ポイント以上低くなっています。



(12) 家庭児童相談の状況

家庭児童相談室で対応した相談件数は年々増加しており、平成30年度は2,021件となっています。延べ件数の増加の一因には、きめ細かな対応に努めていることも挙げられますが、養育不安や生活上の悩みを抱える家庭が増えている状況にあります。

また、児童虐待対応件数についても増加している状況です。



2. アンケート調査結果

(1) 本市在住の小学3年生以下の子どもを持つ保護者を対象とした調査

本計画策定にあたり、教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するとともに、保護者の意見を反映させるため、小学3年生以下の子どものいる家庭を対象としたアンケート調査を実施しました。

同調査は、家庭の教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」などについて伺いました。

①調査概要

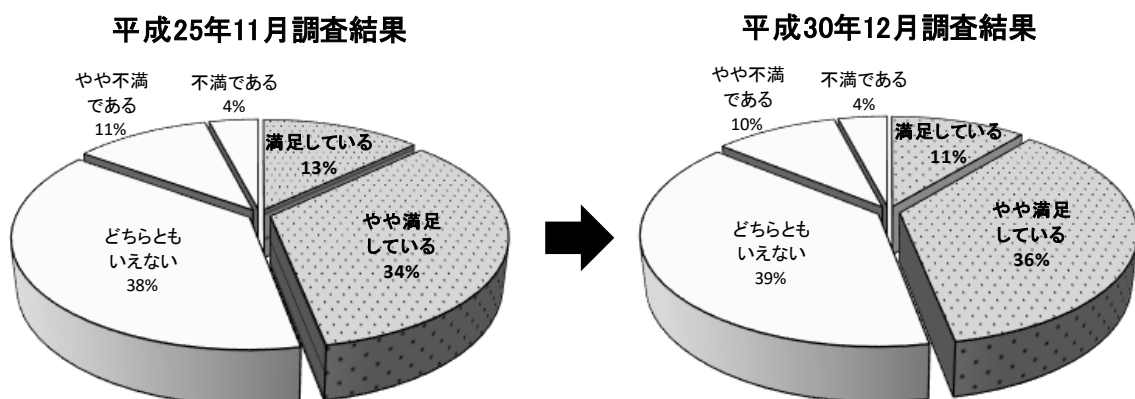
- 調査対象：本市在住の小学3年生以下の子どもを持つ保護者
- 対象者数：2,265世帯
- 調査方法：郵送配布、保育園・学校配布
- 調査期間：平成30年12月7日～平成30年12月25日
- 回収結果

配布数	回収数	回収率
2,265	1,712	75.6%

②子育てに対する満足度

本市における子育て環境や支援に対して、どのように感じているかを平成25年と平成30年を比較すると、総体的には大きく変わってはいません。

図2-17. 岡谷市の子育て環境・支援に対する満足度



③子育てにおける不安や悩み

子育てをするうえで悩みや不安、負担に感じることは何かの問いに対して、平成25年の調査と比較すると、上位5項目の順番は変わらない結果となっています。

図 2-18. 子育てにおける不安や悩みの変化

子育てをするうえで悩みや不安、負担に感じていることはどのようなことか(複数回答)

	今回順位		前回順位
子どもの病気や発育のこと	1	←	1
子育てに伴う経済的負担が重い	2	←	2
自分の自由な時間が持てない	3	←	3
子どもと過ごす時間や会話が少ない	4	←	4
子どもに思わず手をあげてしまうことがある	5	←	5
育児の方法がわからない	6	↖	9
配偶者が子育てに協力的でない	7	←	7
子育てを手伝ってくれる人がいない	8	↖	10
子どもとどう接していいかわからない	9	↘	6
子育てに対する職場の理解が得られない	10	↘	8
子育てに対する地域や社会の理解・協力が得られない	11	←	11
子育てについての相談相手がいない	12	←	12

④今後、力を入れて取り組むべき事項

「経済的な支援」、「安心して楽しめる公園整備」の上位2項目は前回と比較しても変化はありません。また、「子どもを交通事故や犯罪から守るための安全のまちづくり」が3番目に上がっている一方で、「仕事と家庭生活の調和のための支援」は下がっています。

図2-19. 力を入れて取り組む事項の変化

子どもを産み育てやすい環境づくりのために、今後、どのような取り組みに力を入れるべきだと思うか(複数回答)

	今回順位		前回順位
子育て家庭への経済的な支援	1	←	1
家族が安心して楽しめる公園の整備・維持管理	2	←	2
子どもを交通事故や犯罪から守るための安全のまちづくり	3	↖	4
仕事と家庭生活の調和のための支援	4	↙	3
学童クラブなどの子どもの居場所づくり	5	←	5
多様なニーズに対応したきめ細やかな保育・子育て支援サービスの提供	6	←	6
妊産婦・小児医療体制の充実・確保	7	←	7
安心して外出できる環境の整備	8	←	8
育児から開放されリフレッシュできる機会の確保	9	↖	10
子育て世帯のための住宅確保や住宅対策	10	↖	11
少子化対策に特化した施策	11	↖	13
遊びや体験学習を通じた児童の健全育成	12	↙	9
心身の健やかな成長を目指す教育環境の整備・充実	13	↙	12
妊娠や出産、乳幼児期の母子保健体制の整備・充実	14	←	14
子育て家庭への情報提供の充実	15	←	15
男女がともに子育てに関わるための意識啓発	16	←	16
地域住民や関係機関との連携による教育・子育て活動の推進	17	↖	18
養育支援や保護を要する児童と家庭への支援	18	↙	17
子育てに対する不安や悩みの相談窓口	19	↖	21
家庭の子育て力を高めるための取り組み	20	←	20
地域における育児サークルや子育てのネットワークづくりの支援	21	↙	19

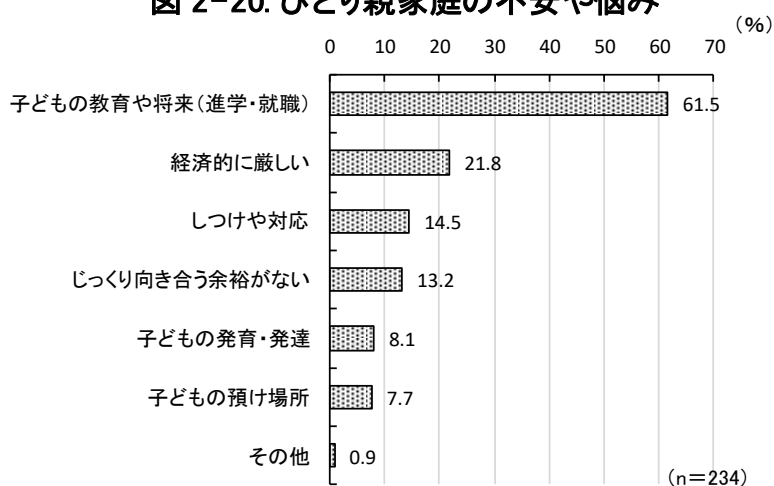
(2) 本市在住の18歳未満の子どものいるひとり親家庭を対象とした調査

本市の18歳未満の子どものいるひとり親家庭を対象としたアンケート調査を実施し、「不安や悩み、要望」等について伺い、234世帯から回答を得ました。

① ひとり親世帯の不安や悩み

ひとり親世帯に対し、子育てについて困っていることや心配ごとについて伺ったところ、「子どもの教育や将来（進学・就職）」の割合が61.5%と最も高く、次いで「経済的に厳しい」の割合が21.8%となっています。

図 2-20. ひとり親家庭の不安や悩み

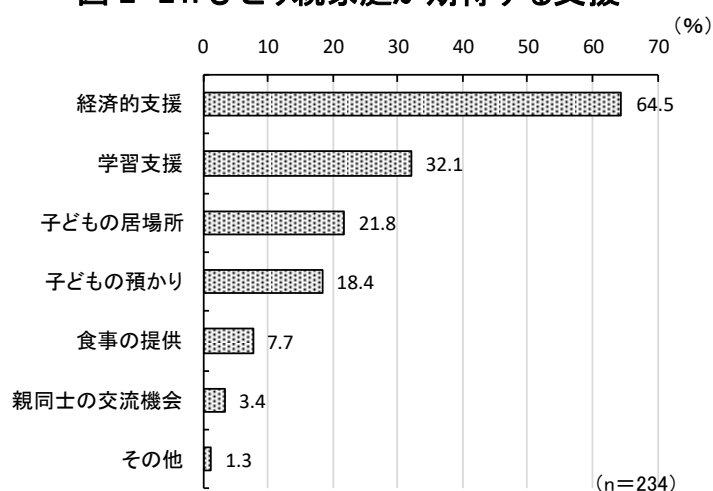


② ひとり親世帯が期待する支援施策

今後、期待するひとり親支援施策について伺ったところ、「経済的支援」が64.5%と最も高く、次いで「学習支援」の割合が32.1%となっています。

なお、経済的支援については平成30年度実施のニーズ調査結果の「今後、力を入れて取り組むべき事項」においても、同様に上位に挙げられています。

図 2-21. ひとり親家庭が期待する支援



3. 市民意見・要望の把握

各種団体や子育てに関わる方々との意見交換会などを開催し、幅広く子育てなどについて意見を聴取しました。その主な意見・要望は以下のとおりです。

(1) 子どもたちの意見

- ・若い年代の遊ぶ場所や、利用する商業施設の充実をしてもらいたい。
- ・学校生活が過ごしやすくなるよう、設備を整えてほしい。

(2) 子育て中の保護者の意見

- ・保育料、医療費、税金など経済面での子育て支援をさらに拡大してほしい。
- ・子どもが巻き込まれる事件、事故が多く報道され、子どもの安全面について心配している。
- ・気軽に子育ての相談が出来る場所や人がほしい。
- ・子育てと仕事を両立しやすい職場環境づくりを進めてほしい。
- ・急な子どもの預かりに対応できる場所を整備してほしい。
- ・一人で悩むことのないよう、仲間づくりができる環境がほしい。

(3) 地域で子育て支援などに携わっている方の意見

- ・地域での子どもや子育て家庭の見守りが、安心感や孤立防止につながる。
- ・子どもとつながり続ける機会が少なく、成長した子どもの顔がわからない。
- ・子どもを危険から守るためには、地域に限らず、行政や関係機関との連携が重要である。
- ・小さい頃の子育てはとても大切であり、小学校に入るくらいまでは、親が見てあげられるよう行政や地域の支援ができれば良い。
- ・子どもは心豊かに育つことが基本であるが、社会的格差が進み、苦しい生活の中で愛情がなく育つ子どもが増えているように感じるので、地域での見守りや声かけは大切である。

(4) 事業主の意見

- ・長く勤めてもらえるように、非正規社員を正規として採用している。
- ・昔に比べ有給休暇の消化率が良く、休暇取得が「お互い様」という雰囲気がある。
- ・育児休暇の取得事例が増えたことで、会社側の対応が円滑にできるようになってきた。
- ・フルタイムや短時間勤務を家庭の状況に合わせて選択できるよう、柔軟な勤務形態を採用している。

4. 第3次岡谷市児童育成計画の検証

(1) 計画全体の進捗状況

具体的施策ごとに、担当課により自己評価を行い、現在までの到達度をA B Cの3段階で評価したものを積みあげ、得点化しました。

A:おおむね計画どおりに進捗しており、順調である。	→3点
B:着手はしているが、いくつか課題が残る。	→2点
C:計画から大幅に遅れている。実施していない。	→1点

この5ヶ年で、新たな事業を立ち上げるとともに、既存事業の拡大などに努め、輝く子どもの育成に向け取り組んできました。

結果、総体では2.4の評価点であり、概ね計画どおりに進捗しました。

目標を達成できた施策もあれば、一方で実施できなかった、また十分な成果を得られなかった施策もあります。



基本目標	主要施策	具体的施策	評価点	第3次(H27～現在)で拡充等を図った主な事業
Ⅰ 地域とともに支える子育ての推進			2.3	
	1 子育て力のある地域社会づくり		2.4	◇地域サポートセンター事業(全区への設置) ◇みんなで食べよう!ここに家族事業(新規) ◇子育て支援館「こどものくに」学び・支えあい事業(おしゃべりサロンの導入) 【課題等】 ◆地域活動の支え手、担い手の確保や養成 ◆地域と行政とのさらなる連携強化
		(1)市民参加による子育ての推進	2.3	
		(2)子育ての仲間づくりと地域における協働	2.0	
		(3)子育て支援拠点の活用	2.8	
	2 仕事と家庭のバランスづくり		2.3	
		(1)働き方の見直しの推進	2.4	
	(2)父親の子育て参加の推進	2.1		
	3 安全・安心の子育て環境づくり		2.2	
(1)家庭・児童相談の充実	2.3			
(2)子どもたちの安全確保	2.1			
Ⅱ 子育て支援サービスの充実			2.6	
	1 幼児教育・保育のサポート		2.7	◇ようこそプレママさん事業(新規) ◇保育園施設整備事業(新東堀・西堀保育園整備) ◇全園での長時間保育事業の実施(拡大) ◇保育園へのエアコン設置事業(新規) ◇病児・病後児保育事業の小学校6年生までの拡大 ◇通園訓練施設まゆみ園の直営による運営・充実 ◇乳幼児等医療給付事業(現物給付方式導入) ◇就学援助事業(入学前支給実施) ◇子育て支援アプリ導入事業(新規) ◇岡谷市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業(新規) ◇母乳相談等事業(新規) ◇産婦健康診査事業(新規) ◇産後ケア事業(宿泊型・通所型)(新規) ◇妊婦歯科健康診査事業(新規) ◇「おいしく たのしく」おかや食育プラン推進事業 ◇不妊及び不育治療助成事業 【課題等】 ◆複雑・多様化する相談内容への対応 ◆支援が必要な家庭への支援体制の充実
		(1)多様なニーズに応じた保育サービス	2.9	
		(2)幼稚園における幼児教育の充実	2.8	
		(3)幼保小の連携	2.5	
	2 きめ細かな子育てサポート		2.7	
		(1)地域子ども・子育て支援サービスの充実	2.5	
		(2)子育て家庭への経済的支援	2.9	
		(3)子育てに関する情報提供	2.5	
	3 支援が必要な子どもや家庭へのサポート		2.6	
		(1)要保護児童対策の推進	2.4	
		(2)ひとり親家庭等への支援	2.6	
		(3)障がい児家庭へのサポートの充実	2.9	
		(4)発達の支援が必要な子どものフォロー	2.3	
	4 周産期の支援の充実と乳幼児の健康サポート		2.4	
		(1)安心して産み育てるための支援の充実	2.3	
		(2)乳幼児の健康の確保	2.3	
		(3)食育の推進	2.5	
Ⅲ 子どもの育成支援			2.3	
	1 未来を担う子どもを育てる教育のサポート		2.1	◇学童クラブ運営事業(小学校6年生まで拡充) ◇おかやコードモテラス事業(新規) ◇岡谷子ども未来塾(新規) ◇やってみよう!おかやキッズラボ事業(新規) ◇小中学校へのエアコン設置事業(新規) 【課題等】 ◆支援が必要な子どもへの取り組みの強化 ◆子どもの視点に立った各種事業等の実施
		(1)学習環境の充実	2.5	
		(2)不登校やいじめに対する取り組み	2.0	
		(3)子どもたちの声が活かされるまちづくり	1.9	
		(4)次代の親の育成	2.0	
	2 子どもの居場所のサポート		2.6	
		(1)放課後における子どもの居場所づくり	3.0	
		(2)遊び場や活動の場の充実	2.5	
		(3)地域や学校などでの体験・活動の推進	2.4	
	3 豊かな心と健やかな体の育成サポート		2.1	
		(1)家庭や地域の教育力の向上	2.1	
	(2)親子のふれあいと文化・スポーツ活動の推進	2.1		
総体(評価点)			2.4	

5. 課題と方向性

市民意見の把握や第3次岡谷市児童育成計画の検証から、次のような課題や方向性が見えてきました。令和6年度を見据え、本計画のなかでこれらを重点的に取りあげ、施策展開のなかに反映させていくこととします。

(1) 人口減少と少子化の克服に向けたまちづくり

国全体が人口急減という課題に直面する中、本市も人口減少と少子化に歯止めがかからない深刻な状況にあり、特に出生数については年々減少しています。こうした状況を踏まえ、希望する若者が、いきいきと働き、結婚し、希望する数の子どもに恵まれ、安心して子育てができる環境づくりに取り組むとともに、子どもや若者がこのまちに、愛着と誇りを持ち、将来にわたり「住み続けたいまち」、「帰ってきたいまち」と思えるまちづくりを推進する必要があります。

(2) 子どもや若者が心身ともに健やかに成長するための環境づくり

核家族化の進行、共働き家庭の増加、働き方の多様化など、子育てをめぐる環境が大きく変化する中、一人ひとりの子ども・若者の健やかな育ちと、子育て家庭のさまざまなニーズに対応するため、子ども・若者や子育てに対する支援のさらなる充実が重要です。次代を担う大切な子どもや若者が、健やかで心豊かに成長し、たくましく生き抜く力を育むことができる環境づくりを推進する必要があります。

(3) ライフステージに合わせた切れ目のない支援

これまでの妊娠・出産、子育て支援に加え、それ以前の結婚や教育などに対する支援も含め、一人ひとりの各段階に応じた切れ目のない取り組みが求められています。すべての子ども・若者が社会の一員として、その権利が保障される中で、一人ひとりが社会で自立し、主体的な人生が送れるよう、ライフステージに合わせた切れ目のない、きめ細かな支援を推進する必要があります。

(4) 子育てを支援する地域づくり

子育ての原点は家庭にあります。結婚、妊娠・出産、子育て、教育を大切にする温かい社会の実現が求められています。そのため、家庭・学校・地域・企業・行政など、地域社会すべての方が、子ども・若者や子育て中の家庭を、社会全体で支える認識を強く持ち、これまで以上に、それぞれが相互に協力しながら役割を担い、一体的な支援に努める必要があります。

(5) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

仕事は生活の糧として欠かせないものであり、生きがいや人生の目標にもつながりますが、家庭での生活や子育ても重要な礎であり、仕事と生活の調和の実現が必要な社会となっています。企業とも協力しながら、男女ともに仕事と生活が両立でき、安心して子育てができる職場環境の実現に向け、ワーク・ライフ・バランスの推進に努める必要があります。

(6) さまざまな困難を抱える子ども・若者や家庭への支援

全国の児童相談所での児童虐待相談対応件数は、増加を続けており、痛ましい事件の発生など、虐待防止の抜本的な強化が求められています。また、経済的な困窮や、社会的孤立なども深刻化しており、さまざまな困難な課題を抱える子ども・若者や家庭への支援が必要です。子どもや若者の将来が、その生まれ育つ環境によって左右されないよう、社会的な自立に向けた支援に、重点的に取り組む必要があります。



第 3 章

基本理念

1. 計画の基本理念

輝く子どもの育成

**～すべての子ども・若者が夢と希望を紡ぎ、
健やかに成長できるまちを目指して～**

緑と湖に恵まれた美しい郷土“岡谷”の未来を担う子どもや若者たちは、家族にとっても、地域社会にとっても、大きな可能性を持つ、かけがえのない存在です。

すべての子ども・若者が、身近な愛情に包まれながら、自己肯定感や自己有用感を育み、社会との関わりを自覚し、自立した大人へ成長していく過程では、ライフステージに合わせた切れ目ない支援が求められます。

第5次岡谷市総合計画では、将来都市像を「人結び 夢と希望を紡ぐ たくましいまち岡谷」とし、前期基本計画の重点プロジェクトの一つに「輝く子どもの育成」を掲げ、市をあげて特に取り組む施策分野としています。

また、「おかや子育て憲章」においても、子育てに市民総参加で取り組むことを宣言しています。

本計画では、これまでの児童育成計画の基本理念を発展的に取り入れ、「児童の権利に関する条約」や「おかや子育て憲章」の理念を大切にしながら、『輝く子どもの育成』を継続した基本理念として、多様な主体・人が結びつき、連携・協働しながら、すべての子ども・若者が夢と希望を紡ぎ、健やかに成長できるまちを目指して、各種施策を展開することとします。

おかや子育て憲章（平成14年4月1日制定）

わたくしたち岡谷市民は、
未来を担う子どもたちの健全な成長を願い、
子どもの心の自立を支えるため、
市民総参加による子育てのまちづくりを進めます。

わたくしたちは、
明るく元気で健やかな子どもに育てます。
命を大切にし、感謝の心と思いやりのある子どもに育てます。
自ら求め、粘り強くやり抜く子どもに育てます。
行動に責任を持ち、ひとり立ちのできる子どもに育てます。
力を合わせて人のために尽くし、郷土を愛する子どもに育てます。

第2期岡谷市教育大綱（2019年～2023年）

教育の理念

～自立し、共生し、創造性溢れる『岡谷のひと』づくり～

分野別スローガン

- 学校教育「生き抜く力と創造力、知的好奇心溢れる心豊かなひとづくり」
- 生涯学習「歴史と文化を礎に、自ら学び続け、地域で輝くひとづくり」
- スポーツ「親しみ、挑戦し続ける、たくましい心と体のひとづくり」

児童の権利に関する条約（1990年発効・1994年批准）

○生きる権利

すべての子どもの命が守られること

○育つ権利

もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、
医療や教育、生活への支援などを受け、友だちと遊んだり
すること

○守られる権利

暴力や搾取、有害な労働などから守られること

○参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

…公益財団法人 日本ユニセフ協会より…

2. 基本的な柱

基本理念の実現に向けた施策推進の基本的な方向性として、3つの基本的な柱を掲げます。

1 子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた切れ目ない支援

若者が出会い、希望する年齢で結婚し、安心して子どもを産み育てることができるよう、出会い・結婚・妊娠・出産・子育て・教育の希望をかなえることができるまちづくりを進めます。

また、未来を担う子ども・若者が健やかで心豊かに成長し、生きる力を身に付け、一人ひとりが社会的に自立できるよう、ライフステージに合わせた切れ目ない支援を総合的に推進します。

2 地域社会全体で子ども・若者、子育てを支える環境づくり

子育ての原点は保護者、家庭にあります。家庭・学校・地域・企業・行政など、地域社会すべての方が、子ども・若者の育成は社会全体の責任であることの認識を持ち、子ども・若者や子育て家庭を温かく見守り、子ども・若者の成長のみでなく、保護者・親としての成長も応援するなど、地域全体で支える環境づくりを推進します。

3 さまざまな困難を抱える子ども・若者、家庭への支援【重点項目】

子ども・若者が生まれ育つ環境に左右されることなく、健やかに成長することができるよう、適切な支援に取り組みます。

また、児童虐待や障がい、経済的な困窮、その他家庭状況等により、さまざまな困難を抱え、支援が必要な子ども・若者が、自分らしく輝いて生きられるよう、社会的な自立に向けた、きめ細かな支援に取り組みます。

なお、さまざまな困難を抱える子ども・若者、家庭への支援は、喫緊の課題であり、社会的に大きな問題であることから、重点的に取り組みを推進します。

3. 計画の目標

市政運営に係る最上位の計画となる第5次岡谷市総合計画のほか、施策展開のための個別計画となる「健康増進計画・食育推進計画」、「自殺対策計画」、「魅力と活力ある学校づくり推進プラン」、「子ども読書活動推進計画」などの計画において、子ども・若者、家庭に対する多くの成果指標（K P I）が設定されています。

このため、子ども・若者の育成支援を総合的に推進する本計画では、独自の目標値等は定めず、基本理念の実現に向けた施策を推進するための計画とします。

4. 施策体系

基本理念	基本目標	主要施策	具体的施策	頁
輝く子どもの育成 くすべての子ども・若者が夢と希望を紡ぎ、健やかに成長できるまちを目指して	Ⅰ 子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた切れ目ない支援	1 出会いや結婚に対する支援	(1) 出会いの場の創出	29
		2 妊娠・出産期に対する支援	(2) 婚活力向上に繋がる支援	29
		3 乳幼児期における支援	(3) 結婚に対する支援	29
		4 学童期から思春期における支援	(1) 安全・安心な妊娠・出産への支援	31
		5 思春期から青年期における支援	(2) 産後ケアの充実	32
		6 すべてのライフステージにおける支援	(1) 母子保健の充実	34
	Ⅱ 環境若者、地域づくり、子育てを子ども・若者が支える	1 地域全体による支援	(2) 子育て支援拠点の活用	35
		2 働く場や働き方への支援	(3) 地域子ども・子育て支援サービスの充実	36
			(4) 幼児教育・保育サービスの充実	36
			(5) 幼保小の連携	37
			(1) 未来を切り拓く確かな学力の定着	39
			(2) 地域に根ざしたふるさと学習の推進	40
	Ⅲ へ若る困さの者、子どもを悩ませる家庭・支援家庭	困難を抱える子ども・若者、家庭に対する支援 【重点項目】	(3) 安心して学べる教育環境の整備	40
			(4) 子どもの居場所づくりの推進	41
			(1) 心身の健康への支援	43
			(2) 未来の大人・親の育成	43
			(3) 学び・就労への支援	44
			(4) 健全育成と社会参加の促進	44
			(1) 相談体制・情報提供の充実	46
			(2) 生涯学習・文化・スポーツ活動の推進	47
			(3) 読書活動の推進	48
			(4) 食育の推進	48
			(5) 経済的支援	48
			(1) 地域全体で支える子育ての推進	52
			(2) 子育ての仲間づくりと地域における協働	52
			(3) 子ども・若者の安全確保	53
			(4) 遊びや活動の場の充実	54
			(5) 地域での体験・活動の推進	54
			(6) 家庭や地域の教育力の向上	55
			(1) 仕事と子育てが両立できる環境づくり	57
			(2) 働き方の見直しの推進	58
			(3) 女性の活躍促進	58
			(1) 児童虐待防止対策の推進	60
			(2) 学校生活に関わる課題への支援	61
			(3) ひとり親家庭等への支援	62
			(4) 障がい者(児)等への支援の充実	63
			(5) 社会的自立に向けた支援	64

第4章

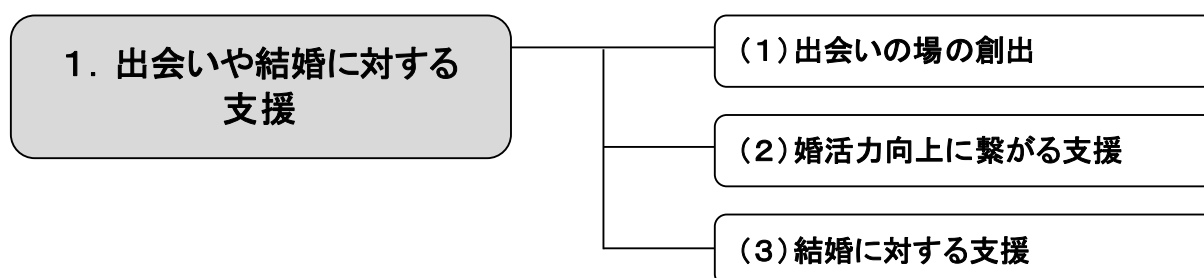
推進する施策

基本目標Ⅰ 子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた切れ目ない支援

未来を担う子ども・若者の成長や自立を促すためには、ライフステージに合わせた切れ目ない支援を、総合的に推進する必要があります。

基本目標Ⅰでは、子ども・若者一人ひとりの成長に応じた支援施策や、取り組みをまとめます。

1. 出会いや結婚に対する支援



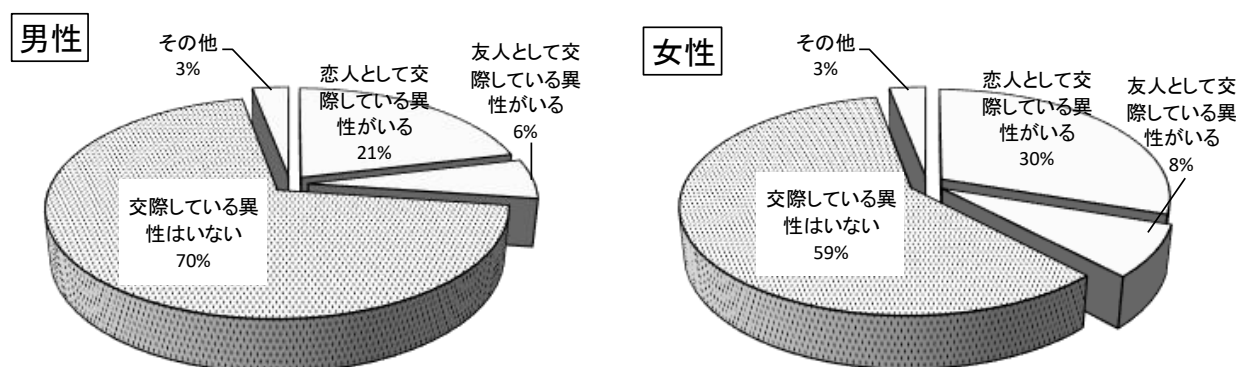
現状と課題

少子化の要因には、晩婚化や晩産化、未婚など、個人の人生観や結婚観などの変化が挙げられます。

図4-1では、「交際している異性はいない」と回答した18歳から34歳未婚者は、2015年の調査で男性が70%（前回2010年の調査では61%）、女性が59%（前回は50%）と、前回調査から上昇している状況にあります。

同調査では、独身でいる理由の最も多い回答が「適当な相手にめぐり合わない」であることから、結婚意思のある男女の出会いの場の創出や、婚活力向上につながる支援の充実等が必要です。

図 4-1. 未婚者の異性との交際の状況



資料：国立社会保障・人口問題研究所 出生動向基本調査

具体的施策

（１）出会いの場の創出

関係機関、企業等との連携を図りながら、多様な婚活イベントを開催し、新たな出会いの創出に取り組みます。

また、参加者にとって参加しやすく、魅力ある出会いの場となるよう、市域外へのバスツアーなど、参加者の意見も聞きながら、参加しやすい婚活イベントの開催に努めます。

（２）婚活力向上に繋がる支援

国の調査において、交際への不安として「自分に魅力がないと思う」と回答する男女は、ともに3割を超えています。

コミュニケーション能力の向上や、マナー、ファッションなどのブラッシュアップセミナーを開催し、自分自身の魅力に磨きをかけることで、自分に自信を持ち、今後の婚活に活かすことができるよう支援します。

（３）結婚に対する支援

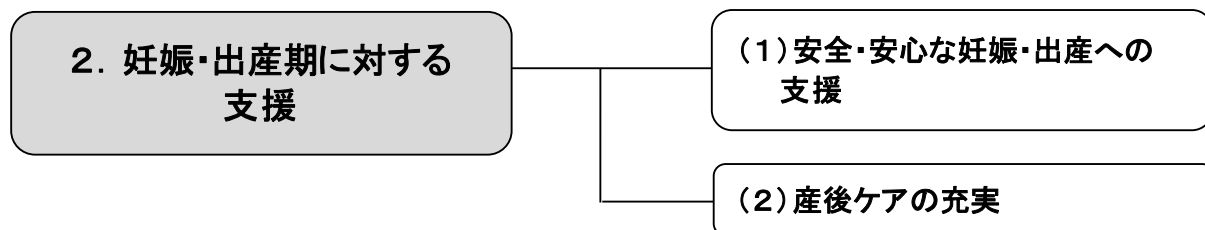
結婚への障壁は何かの問いに対して、男女とも「結婚資金」を挙げた方が最も多い国の調査結果があります。

経済的な理由により、結婚に不安を抱えている低所得の新婚世帯に対して、住居費等の支援を行うことで、経済的な不安の解消を図り、新生活を応援します。

■主な事業

施策・事業名	事業の内容	担当課
恋つむぐ岡谷 出会いの場創出事業(イベント)	関係機関等と連携し、出会いの場となる多様な婚活イベントを開催するとともに、企業等と連携し結婚希望者へイベント等の情報提供に取り組みます。	社会福祉課
恋つむぐ岡谷 出会いの場創出事業(セミナー)	自分磨き、自己の魅力が高まるようブラッシュアップセミナーを開催し、婚活力の向上への支援に取り組みます。	社会福祉課
おかやでスタート！ 結婚新生活支援事業	一定の年齢や所得未満の新婚世帯に、結婚に伴う住居費や引越費用の一部を補助し、経済的負担の軽減を図ります。	社会福祉課

2. 妊娠・出産期に対する支援



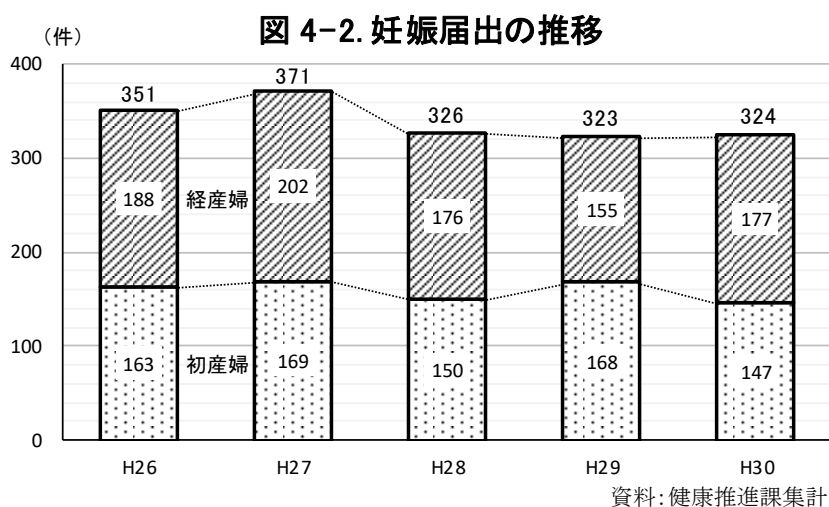
現状と課題

核家族化や、地域のつながりの希薄化などにより、妊産婦やその家庭を支える社会全体の力が弱くなっており、未来を担う子どもを安心して産み育てられる環境の充実が、ますます重要となっています。

図4-2では、総体的に妊娠届出は減少傾向にあります。初産婦の方も多いため状況にあります。妊娠・出産期は、短期間で大きな心身の変化もあり、さまざまな不安を解消・軽減し、望ましい生活が送れるよう、支援の強化が求められています。

また、産後は母親の体力も十分回復しておらず、育児にもまだ慣れていないことから、育児不安や負担を最も感じる時期であると言われています。

妊産婦やその家族が安心して妊娠・出産期を過ごせるよう、また、子どもの健やかな発育のため、切れ目ない母子保健施策の推進を図ることが必要です。



具体的施策
(1) 安全・安心な妊娠・出産への支援
① 妊産婦の健康の保持増進のための支援

妊娠から出産の経過に満足することが良い子育てにつながると言われています。

安全に安心して出産できる環境づくりのため、母子保健にかかわる正しい情報の提供や普及啓発、相談体制の充実に努めるとともに、妊婦一般健康診査や妊婦歯科健康診査などにより、疾病等の早期発見と予防に取り組みます。

また、妊娠期における喫煙、飲酒の悪影響について、さまざまな機会を通じ啓発を行い、母子とも生涯にわたる健康な生活習慣の定着・継続に向け取り組みます。

② 出産準備への支援と妊産婦にやさしい環境づくり

初めての出産や育児への不安を解消するため、妊娠・出産・育児に関する知識の習得や、父親としての育児参加への働きかけ、さらには母親同士の仲間づくりのきっかけとなるよう、各種教室や相談事業の充実に取り組みます。

また、受動喫煙防止の啓発や、信州パーキング・パーミット制度*の周知・普及など、妊産婦への配慮ある環境づくりを推進します。

③ 不妊等に対する支援

不妊や不育症の治療は経済的な負担のみならず、治療を受けることへの不安や精神的な負担もあり、治療を受けている夫婦への心のケアが必要です。

不妊治療等を受けている夫婦への相談体制の充実や、相談窓口の周知のほか、治療に要する費用を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、治療を受けやすい環境づくりに努めます。

■主な事業

施策・事業名	事業の内容	担当課
妊婦一般健康診査事業	妊娠中の健康診査について、公費負担により受診券方式で実施し、疾病の予防と異常の早期発見に努めます。また里帰り等の県外の健診についても補助します。	健康推進課
妊婦歯科健康診査事業	妊娠中に歯周病が悪化すると、早産や低体重の出生児のリスクが高まる恐れもあるため、歯科健康診査を実施し、妊婦の口腔衛生の向上を図ります。	健康推進課
パパママ教室	妊娠・出産・育児に関する知識の習得や、父親としての育児参加への働きかけ、母親同士の仲間づくりのきっかけとなるよう、教室を開催します。	健康推進課
不妊および不育治療助成事業	不妊症および不育症の治療にかかわる医療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	健康推進課

(2) 産後ケアの充実

出産後間もない時期に、産婦に対する健康診査を実施することで、産後うつや子どもへの虐待防止等を図るほか、出産後の産婦の心身のケアや育児のサポート等を行い、産後において健やかに子育てができる支援体制を確保します。

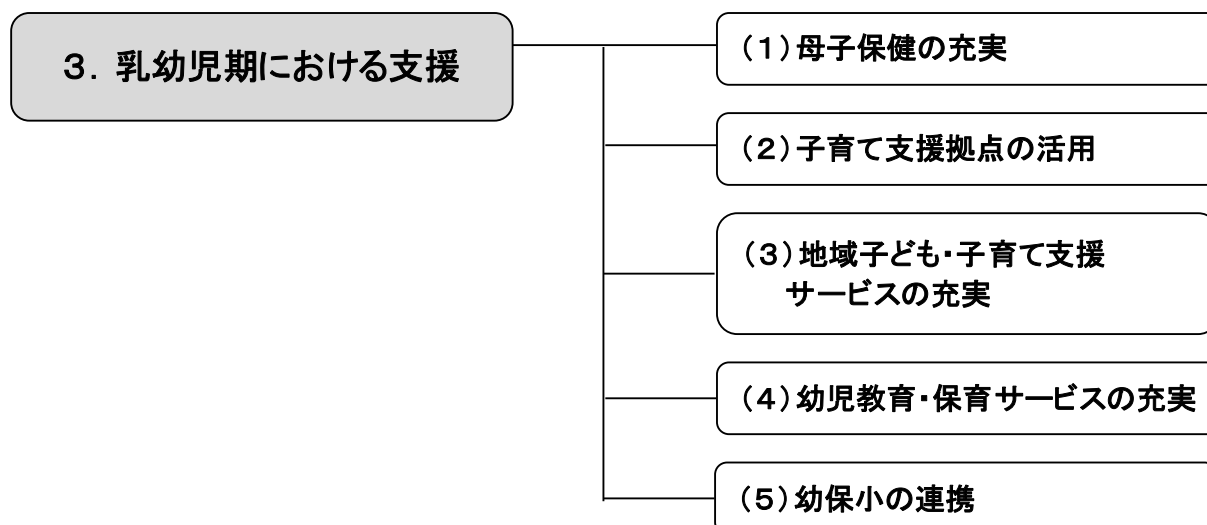
また、産後のマタニティーブルーや産後うつを早期に把握し、保健師等による専門的な支援を行うほか、特に支援が必要な家庭に対しては、育児や家事に対する援助を行い、産後のきめ細かな支援の強化を図ります。

■主な事業

施策・事業名	事業の内容	担当課
産婦健康診査事業	産後うつの予防や新生児への虐待防止等を図るため、産後2週間や産後1ヶ月の出産後間もない時期の産婦の健康診査に係る費用を助成します。	健康推進課
産後ケア事業	産後に心身の不調や育児不安等がある方へ、医療機関等施設で宿泊や通所により、母体管理や生活指導、母乳相談や授乳指導などのサービスを行い、産婦に対するきめ細かな支援を提供します。	健康推進課
産後ママサポート事業	出産後、育児や家事の援助を必要とする家庭に支援者を派遣し、育児の補助(沐浴・授乳・オムツ交換等)や家事援助(調理・掃除・洗濯等)を行い、育児負担の軽減を図ります。	健康推進課



3. 乳幼児期における支援



現状と課題

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。そのため、愛着形成を基礎とした情緒の安定や、他者との関わりの中で信頼感や基本的な生活習慣の獲得、さらには、心身の健全な発達を通じて、一人ひとりの個性が認められ、自己肯定感をもって成長していくことが求められています。

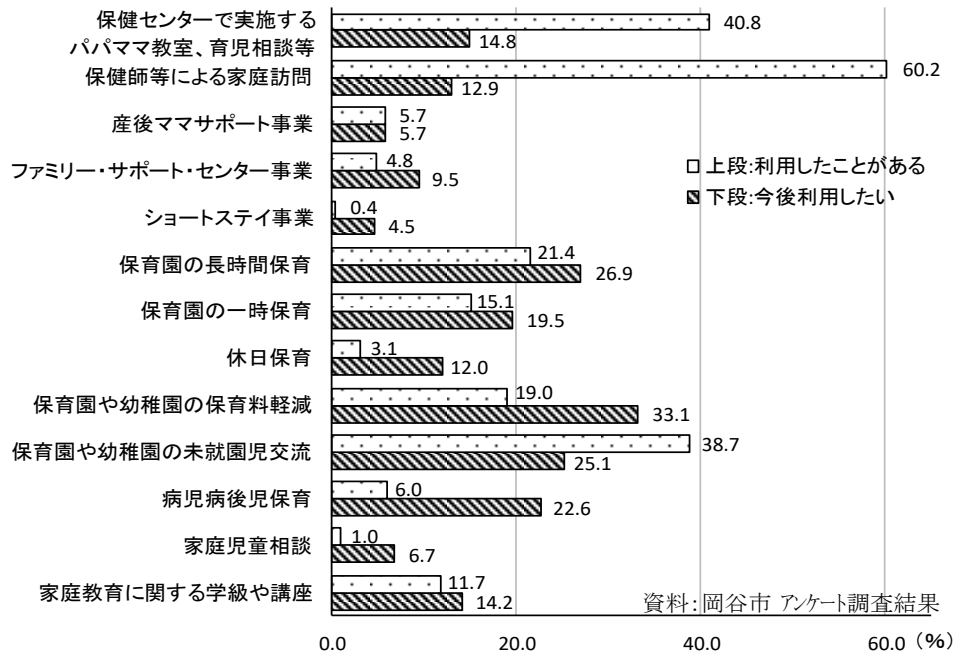
出産後においては、母親の健康管理や乳幼児の発育や発達の状態、健康状態に応じた母子保健事業、小児救急医療体制の確保などにより、母子の心身の健康の保持・増進が重要となります。

また、核家族化や地域社会のつながりの希薄化などにより、子育て家庭の負担や不安、孤立感が高まっていることから、親として成長し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、子育て家庭のニーズに応じた、さまざまな子育て支援を総合的に展開する必要があります。

さらには、ライフスタイルの変化等により、幼児教育・保育サービスや子育て支援サービスの利用ニーズは高まっており、図4-3からも子育て家庭においては、さまざまな子育て支援サービスを定期的に利用したい意向が伺えます。

このため、教育・保育の量の確保や、施設整備をはじめとする安心して過ごせる環境整備、子ども・子育て支援サービスの充実のほか、各種サービスの質をさらに高めていく必要があります。また、幼稚園や保育所などの集団生活の場を通じて社会性を身につけ、就学に向けた生活・発達・学びの連続性を図ることも重要です。

図 4-3. 子育て支援事業の利用状況及び利用意向



具体的施策

(1) 母子保健の充実

親子が心身ともに健やかに育つために、各種母子保健事業を通じて、必要な情報提供と適切な支援を行います。乳幼児健康診査では、個別の栄養相談や歯科相談を実施し、食育や歯科指導などの充実を図り、子どもの頃からの健康的な生活習慣の定着に向けた取り組みの強化を図ります。

母親に対する育児支援の機会として、各家庭の状況に応じた保健指導を行い、育児不安を軽減し、母親が安心して育児に取り組める環境づくりに努めるなど、子育てに対する包括的な支援の推進を図ります。

また、安心して医療が受けられるためには小児医療の充実、確保など、地域医療体制の充実が不可欠です。関係機関と調整を図りながら、体制の整備に努めるとともに、引き続き休日・夜間の救急医療体制を確保、維持します。

さらに、予防接種の着実な実施、感染症予防の重要性や正しい情報の提供などに努め、子どもの健やかな発達を促すための健康管理の充実を図るほか、診察に加え病気や医療に関する相談ができる、かかりつけ医を持つことの啓発にも取り組みます。

■主な事業

施策・事業名	事業の内容	担当課
育児相談	身体測定や育児、栄養、歯科相談を実施し、子どもの健康を育むとともに母親の育児不安の解消を図ります。	健康推進課
乳幼児家庭訪問指導事業	生後4ヶ月までのすべての乳児家庭を訪問し、母子の心身の状況や養育環境等を把握するとともに、保健指導と育児に必要な情報提供を行います。	健康推進課
乳幼児健康診査事業	発育・発達の節目である時期に健診を行い、疾病または異常の早期発見に努めるとともに、各期に応じた適切な保健指導を行い、乳幼児の健全な発育・発達を促します。	健康推進課
未熟児養育事業	未熟児の養育に必要な医療の給付や訪問指導を行うことで、心身の健全な発育・発達を促すとともに、母親の育児不安の軽減を図ります。	健康推進課
2歳児にこにこ教室	1歳6か月児健診後のフォローとして、育児・生活指導を通して幼児の健全な発達と生活習慣の確立を促し、母親の育児不安の軽減を図ります。	健康推進課
小児の休日・夜間救急医療体制の確保	「諏訪地区小児夜間急病センター」を中心とした休日・夜間の救急医療体制を確保、維持します。	健康推進課

(2) 子育て支援拠点の活用

子育て支援館「こどものくに」と、保育所に併設されている「地域子育て支援センター」が連携し、子育ての支援拠点として地域の親子が気軽に集い、交流できる場を提供します。また、子育てに関するさまざまな相談・援助を行い、子どもの成長にあわせた講座や講演会などの充実を図るとともに、子どもにとって楽しく安全に遊べる環境づくりや運営に努めます。

また、このような拠点施設になかなか出てこられないなど、地域にとけこめない家庭に対しては、地域の方や関係部署と連携しながら、必要な支援を届けられるよう、より一層取り組みます。

■主な事業

施策・事業名	事業の内容	担当課
子育て支援館「こどものくに」事業	《相談事業》 子育てに関する相談や情報提供を行い、安心して子育てができる環境を整えます。 《ひろば事業》 0歳から3歳までの乳幼児の親子がいつでも来館し、自由に活動する中で、子どもの発達や親同士の交流を促進します。 《学び・支えあい事業》 身近な課題やテーマを取り上げた講座等を開催して、不安や悩みを抱える子育て中の親を支援します。 《地域ネットワーク事業》 子育て支援館を中心拠点にして、子育て支援のネットワークを広げ、育成や支援等の地域支援活動に、身近な地域と協働で取り組みます。	子ども課
地域子育て支援センター事業	子育て中の親子が地域において交流できる場を提供し、子育てに関する相談や情報提供を行うことで、地域の子育て家庭を支援します。	子ども課

（３）地域子ども・子育て支援サービスの充実

働き方やライフスタイルが多様化しており、さまざまな家庭のニーズに対応する各種支援サービスの充実が求められています。

社会情勢やニーズの把握を行いながら、第5章における子ども・子育て支援事業計画に基づく一時保育事業などの子育て支援サービスの量的確保と質の維持向上を図り、子育て家庭のサポートを推進します。

■主な事業

施策・事業名	事業の内容	担当課
延長保育事業	就労等のため通常の保育時間を超えて児童を保育することで、保護者の子育て支援と児童の福祉の向上を図ります。	子ども課
休日保育事業	就労等のため、休日に保育を必要とする児童の保育を実施し、保護者の子育て支援と児童の福祉の向上を図ります。	子ども課
一時保育事業	保護者の就労や疾病時などに、一時的に児童の保育を実施し、保護者の子育て支援と児童の福祉の向上を図ります。	子ども課
ショートステイ事業	保護者が病気療養等で一時的に家庭で養育できないときに、児童を児童福祉施設で宿泊を伴って預かることで、緊急時等の子育てを支援します。	子ども課
病児・病後児保育事業	病気や病気回復期にある児童を、一時的に預かり保育することにより、保護者の子育て支援と児童の健全育成を図ります。	子ども課
育児ファミリー・サポート・センター事業	児童の預かりや送迎など、育児の援助を行いたい方と受けたい方を組織化し、相互援助活動を行うことで、安心して仕事や子育てができるようサポートします。	子ども課

（４）幼児教育・保育サービスの充実

多くの子どもが初めて集団生活を送る場となる幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業は、各家庭の就労状況の多様化などを背景に、子どもたちにとって多くの生活時間を過ごす場所であり、子どもたちの健全な成長を育む場として大きな役割を担っています。

子ども一人ひとりの発達の特性に応じた適切な関わりや、質の高い幼児教育・保育と子育て支援の提供に努めるとともに、幼稚園教育については、引き続き、幼稚園教育要領*に沿った、それぞれ特色ある教育課程による教育が提供できるよう支援します。

また、障がい児や支援を必要とする子どもの受け入れ、食物アレルギーなどさまざまなアレルギー症状を抱える子どもへの対応など、ニーズに応じたきめ細かなサービスの提供に努めるほか、医療的ケアが必要な子どもについては、関係機関等と連携しながら、必要な環境整備や体制整備など、受入れの可能性について検討を行います。

さらに、それらサービスを提供できる拠点として、岡谷市保育園整備計画に基づき適正配置や民間活力の導入などを検討しながら、計画的な施設整備を推進します。

■主な事業

施策・事業名	事業の内容	担当課
通常保育事業	就労等のため保育を必要とする市内に在住する児童を、保育園に受け入れ保育を行います。	子ども課
広域入所保育事業	就労等のため保育を必要とする児童を、保護者の就労場所などに応じてサービスが受けられるよう、岡谷市以外の保育園へも保育を委託して実施します。	子ども課
私立保育園委託事業	就労等のため保育を必要とする市内に在住する児童を、私立保育園に保育を委託して実施します。	子ども課
施設型給付事業	認定こども園、私立幼稚園、地域型保育事業に対し、国の公定価格に基づき運営費を給付します。	子ども課
未満児保育事業	就労等のため保育を必要とする3歳未満の児童を受け入れることで、保護者の子育てと就労の両立を支援します。	子ども課
障がい児保育事業	一人ひとりの発達過程や状況を把握し、家庭との相互理解や専門機関との連携を深めながら、療育面にも配慮した支援を行います。	子ども課
保育園施設整備事業	「岡谷市保育園整備計画」に基づき、施設の老朽化の度合いや適正配置の検討状況を勘案しながら、園舎の建替えを実施します。児童の安全確保を第一に、必要な改修等を実施します。	子ども課
保育園職員研修事業	保育園職員の研修の充実を図ることにより、職員の資質の向上を図り、より質の高い保育や安全・安心な給食の提供に努めます。	子ども課
民間保育所等運営費補助金	施設設備や教材の購入など、入園児童の処遇向上のため、支援を行います。	子ども課
私立幼稚園健康教育補助金	体力向上と郷土スポーツであるスケートに親しむ機会を提供していきます。	子ども課
私立幼稚園障がい児教育推進事業補助金	障がい児の受け入れに対する、職員の加配に要する経費を助成することで、処遇向上を図ります。	子ども課

(5) 幼保小の連携

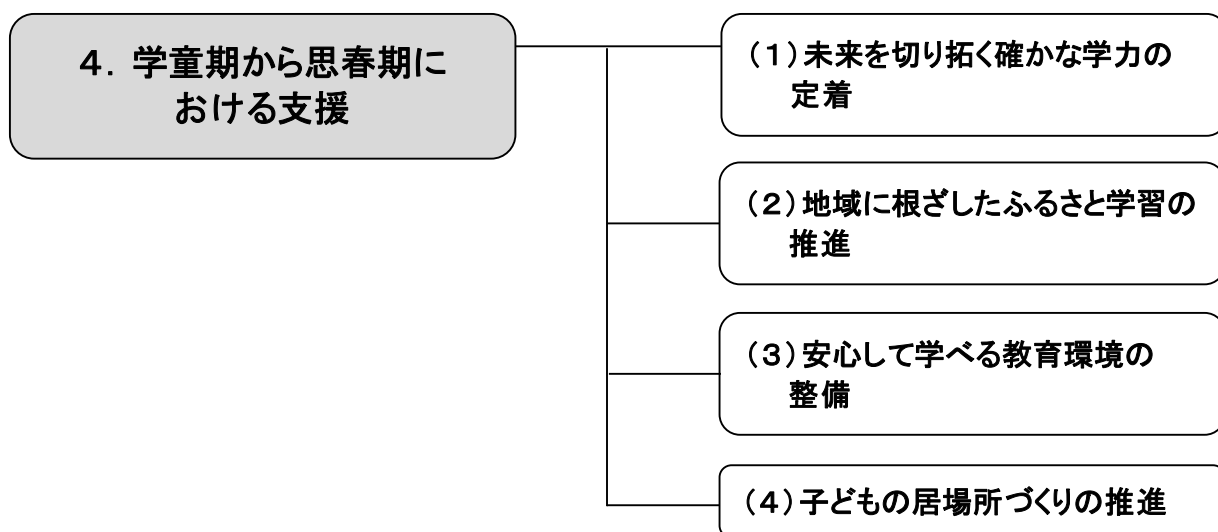
子どもの生活や発達、乳児期から幼児期を経て学童期へと連続しています。就学に向けて、児童との交流や情報提供、相互理解を深めるなど、幼児教育・保育の取り組みの成果を、適切に学童期へ引き継ぐため小学校との連携を図ります。

■主な事業

施策・事業名	事業の内容	担当課
幼保小 園長・校長懇談会	定期的に懇談を行い、幼保小の日常的な交流や就学に関わる連携強化を図ります。	教育総務課
地域交流事業	保育園児と小学生や中学生との交流を通じて、相互の子どもの成長を図ります。	子ども課



4. 学童期から思春期における支援



現状と課題

人口減少や児童生徒数の減少については、教育においても、子どもたちの集団での学びや、社会性の醸成などに影響するほか、支える側の人材確保、教育の質の維持にも影響を及ぼします。

本市でも図4-4で見られるように、児童生徒数は減少していますが、3,600人以上の児童生徒が学んでいることから、未来を担う子どもたちが健やかに育つために、確かな学びと豊かな心の成長を保障する教育環境を提供する必要があります。

また、現代社会を子どもたち一人ひとりが、主体的・創造的に生き抜いていくために、基礎的・基本的な学習内容の定着を図り、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、他人を思いやる心など豊かな人間性、生きるための健康や体力など「生きる力」を育むことが重要です。

そのほか、歴史ある郷土を愛する心の醸成を通じて、「ものづくり岡谷」の精神を引継ぎ、まちの未来を支える人材を育てるなど、「岡谷市魅力と活力ある学校づくり推進プラン（2019年～2028年）」に基づき、生き抜く力と創造力、知的好奇心溢れる豊かなひとづくりを目指す必要があります。

図4-5では、放課後を過ごさせたい場所として自宅・習い事の他に、学童クラブ、放課後子どもの居場所づくりなど、さまざまなニーズがあることがわかります。

すべての子どもが放課後や休日などに、地域の方の協力を得て、子どもが自主的に参加し、自由に遊べ、学習や体験活動、地域住民との交流活動などを行うことができる、安全安心な居場所づくりの推進が求められています。

図 4-4. 小中学校の児童生徒数の推移(毎年5月1日現在)

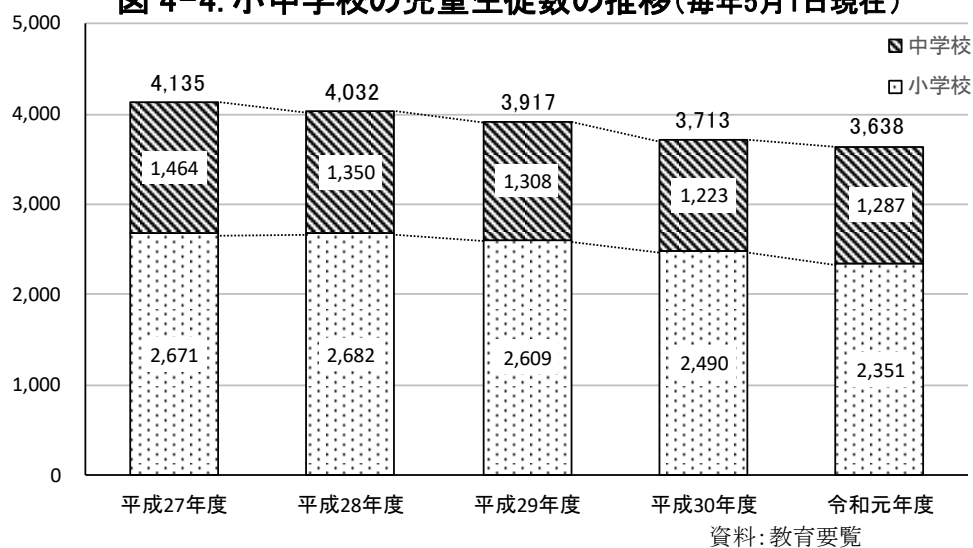
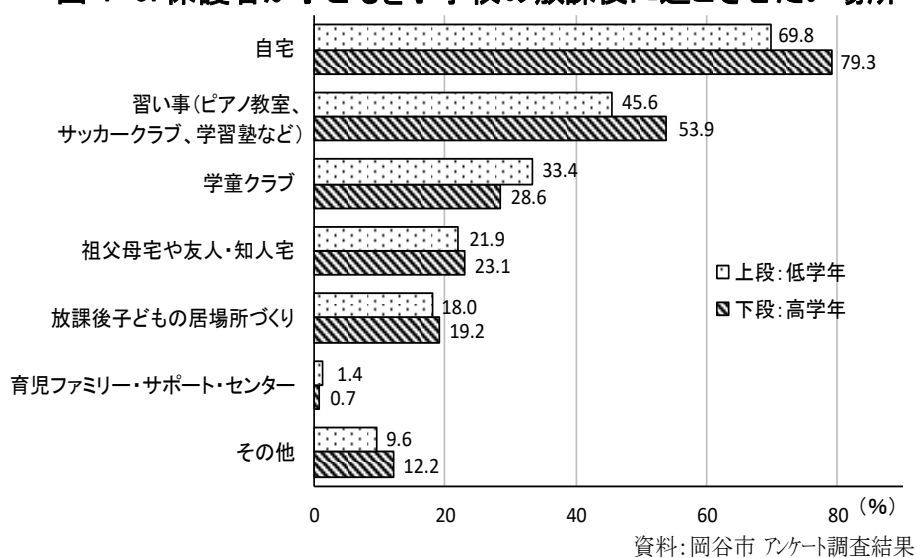


図 4-5. 保護者が子どもを小学校の放課後に過ごさせたい場所



具体的施策

(1) 未来を切り拓く確かな学力の定着

急激な社会変化やグローバル社会に向けて、基礎的・基本的な知識・技能の定着を図るとともに、複雑化、多様化する社会に対応するための「学びに向かう力」、「知識・技能を活用する力」、「思考力・判断力・表現力」、「コミュニケーション能力」などの育成を図ります。

■主な事業

施策・事業名	事業の内容	担当課
チーム岡谷による学力向上推進事業	主任指導主事や学力向上アドバイザーを中心に、学校への助言や指導を行い、授業改善等に向けた専門的な支援体制を整備します。	教育総務課
外国語授業支援事業	ALTによる授業支援を図るとともに、英語支援アドバイザーを派遣し、子どもたちの語学力向上と教員の不安解消を図ります。	教育総務課

（２）地域に根ざしたふるさと学習の推進

ふるさと岡谷のさまざまな地域資源を活かした岡谷ならではの普遍的な学習スタイル「岡谷スタンダードカリキュラム*」の展開により、岡谷の「ひと・もの・こと・こころ」に誇りと自信を持ち、郷土を愛する心を醸成します。

また「岡谷版コミュニティスクール*」の推進により、地域に息づき、根付く魅力と活力ある学校づくりを進めるとともに、将来の夢や希望が描け、郷土を担う子どもの育成に向けたキャリア教育を推進します。

■主な事業

施策・事業名	事業の内容	担当課
ふるさと岡谷に学ぶ学習の推進事業	地域資源を活用した岡谷ならではの学習スタイル「岡谷スタンダードカリキュラム」の実践を通じて、自分らしさを発揮し、主体的に課題を解決できる力の育成に努めます。	教育総務課
魅力ある学校づくり推進事業	伝統や地域の特色を活かした特色ある総合的な学習の時間を支援するほか、地域で学校を支える「岡谷版コミュニティスクール」などの取り組みを通じて、魅力ある学校づくりを推進します。	教育総務課
キャリア教育推進事業	ふるさと岡谷に学ぶ学習カリキュラムにより、発達段階に応じた進路選択に対し、目的意識を持った学習に取り組み、社会的・職業的に必要な能力・態度の育成を図ります。	教育総務課

（３）安心して学べる教育環境の整備

安全安心して学べる質の高い教育環境の充実を図るため、学校施設の老朽化対策を計画的に推進します。

また、子どもたちがさまざまな危機を予測し、自らの安全を自ら守るための能力の育成に努めるとともに、学校安全について、家庭や地域と連携、協働した取り組みを推進します。

■主な事業

施策・事業名	事業の内容	担当課
学校施設整備・修繕事業	学校施設等長寿命化計画に基づき、児童生徒が安全・安心に学校生活が送れるよう、計画的に施設整備を進めます。	教育総務課
通学路の安全対策事業	第3期通学路安全対策プログラムに基づき、通学路の安全確保を推進するほか、家庭や地域と連携した見守り体制の充実を図ります。	教育総務課 土木課

（４）子どもの居場所づくりの推進

すべての子どもにとって、放課後や休日、長期休業中などに安心して過ごせる生活の場の充実が求められています。

学童クラブ事業については、異年齢による交流活動などを通じて、子どもたちの自主性や社会性のより一層の向上を図るほか、指導員の質の向上に取り組みます。

放課後子どもの居場所づくり事業では、地域の方々に参画いただくことで、地域社会の中で心豊かで健やかに育む環境づくりを推進します。

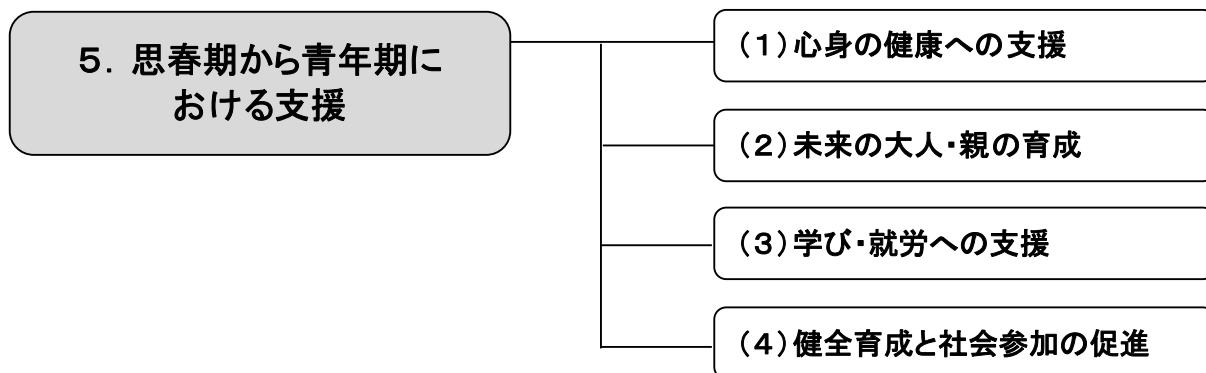
このほか、地域住民や民間事業所による子ども食堂や、異世代交流事業などが広がりを見せていることから、これら地域や住民主体の取り組みが、市内全体で展開されるよう、モデル事業を実施しながら推進します。

■主な事業

施策・事業名	事業の内容	担当課
学童クラブ運営事業	放課後や休日、長期休業中に就労等により保護者が家庭にいない児童に対して、適切な遊びや生活の場を提供し、次代を担う児童の健全育成を支援します。	教育総務課
障がい児学童クラブ運営事業	諏訪養護学校等の障がい児と保護者に対して、学校と家庭の中間となる生活の場を提供し、児童が安心して過ごせる環境を提供します。	教育総務課
放課後子どもの居場所づくり事業	学校施設等を利用して、放課後に、地域の方の参画により子どもたちに様々な体験や交流活動の場を提供します。	教育総務課
「やってみよう！おかやキッズラボ」事業	長期休業中の小学生に対して、地域ボランティア等の参画による理科実験や宿題サポート等を行う学習支援活動を提供します。	教育総務課
岡谷子ども未来塾事業（放課後の小中学生学習支援事業）	苦手科目の解消や学習習慣の定着を図るため、放課後に地域の方がサポート役となり、児童、生徒を対象に家庭学習用ソフトを用いた学習活動を提供します。	教育総務課
おかやコドモテラス設置促進モデル事業	遊びを通じた学びの提供や学習支援、悩み事への相談支援、食事の提供など、一場所多役の居場所づくりをモデル事業として実施し、地域での活動促進に向け官民連携により実施します。	子ども課



5. 思春期から青年期における支援



現状と課題

思春期や青年期は、自分らしさを確立するため模索し、社会規律や知識・能力を習得しながら、大人への移行が開始されます。

また、高等教育機関への就学、学業から就労への移行や社会参加など、将来に向けた自立への歩みも始まる重要な時期となります。

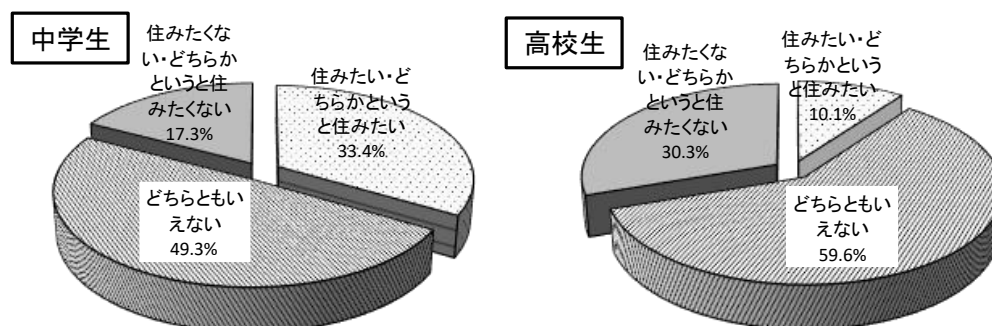
未成年の中で、思春期の子どもの朝食の欠食割合は高く、青年期となる20歳代の欠食割合は、最も高い状況です。健全な生活習慣を身につけ生活習慣病予防の基礎を固めるためにも、心身の健康への継続した支援とともに、思春期特有の課題に取り組む必要があります。

図4-6、4-7では、郷土に対する愛着について、成長とともに薄らいでいる状況が伺えます。

次代の岡谷市を担う子ども・若者が、このまちに夢と希望を持ちながら、就学や就労など、自分が望む進路を選択できるよう支援する必要があります。

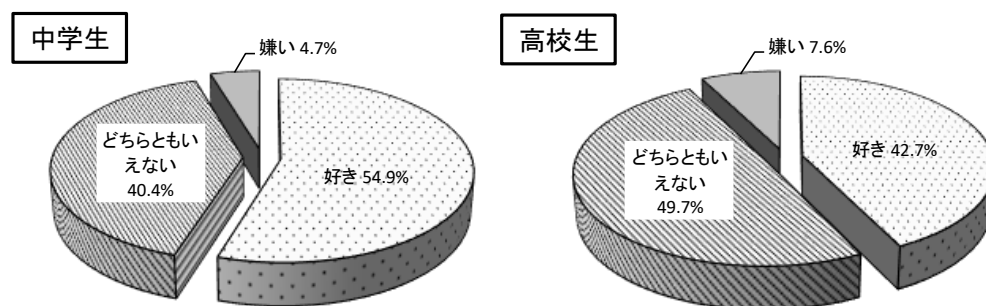
また、自分の住む地域や岡谷市に、愛着や誇りを持って成長していくため、子ども・若者の主体的な活動を、地域社会と連携して積極的に推進するとともに、子ども・若者の声が活かされるまちづくりに取り組む必要があります。

図 4-6. 将来(大人になっても)、岡谷に住みたいか



資料: 岡谷市 H29中学生・高校生まちづくりアンケート調査結果

図 4-7. 岡谷市が好きか(どのように思っているか)



資料: 岡谷市 H29 中学生・高校生まちづくりアンケート調査結果



具体的施策

(1) 心身の健康への支援

喫煙や飲酒が健康に及ぼす影響について正しい情報の提供を行い、未成年者の喫煙防止、飲酒防止教育に努めるとともに、子どもたちが、個人として自己肯定感を高め、ともに尊重しあいながら生きていくことの大切さと、困難やストレスに直面した際に、信頼できる大人に助けの声を挙げられる教育に取り組みます。

このほか、青年期は、卒業・就職・結婚などライフスタイルにおいて大きな転換となる時期であり、生活に変化が出てきます。食生活が偏ったり、生活リズムが不規則になりがちとなることから、健康への関心がおろそかにならないよう、望ましい生活習慣の定着に向けた取り組みを推進します。

■主な事業

施策・事業名	事業の内容	担当課
「聞いて！気づいて！わたしのサイン」事業	悩みを打ち明けることの大切さを学ぶため、各小中学校にスクールソーシャルワーカーを派遣し、岡谷市自殺対策計画に基づく「SOSの出し方に関する教育」を実施する。	教育総務課
学校保健の充実	タバコ、飲酒、薬物の害などについて、発達段階に応じ正しい知識の普及に努めます。	教育総務課
二十歳の歯科健康診査	成人式を迎える方を対象に、「はたち」という節目に歯科健診を受診してもらい、若い世代から自分の歯と口腔のケアに関心を持つきっかけを作り、健康の保持増進を図ります。	健康推進課

(2) 未来の大人・親の育成

自分の人生において子どもを授かり、親となることを望む子どもたちが、将来、育てる喜びを感じながら、親として成長することができるよう、乳幼児との交流を通じて父性・母性の育成を図る体験学習や、保育園児との交流などを積極的に推進します。

また、発達段階に応じて、性に関する正しい知識の理解に努めるとともに、適正な意思決定や行動選択ができる子ども・若者の育成に取り組みます。

■主な事業

施策・事業名	事業の内容	担当課
思春期健康教育事業	中学生を対象に、身体のしくみや生命の大切さとともに、性教育、性感染症予防を学ぶ場として開催し、次世代を担う生徒の健全な育成を図ります。	健康推進課
性教育の充実	それぞれの発達状況に応じた性教育を引き続き実施します。	教育総務課

（３）学び・就労への支援

すべての子ども・若者が、主体的に学び、個々の持つ能力を社会の中で発揮できるよう、高校教育や高等教育に対するさまざまな支援の周知等に努めます。

また、高等学校、大学などと連携し、職業観の育成を目的としたセミナーの実施やインターンシップの推進、合同企業説明会の開催などにより、若年者の円滑な就労や、U I J ターン*の促進に取り組みます。

■主な事業

施策・事業名	事業の内容	担当課
地元企業魅力発見事業	地元高校生を対象に諏訪圏工業メッセの見学を行い、地元企業の活躍や魅力発見により、地元就職への動機付けに取り組みます。	工業振興課
中学生キャリア教育支援事業	中学生を対象に、企業担当者による講話や企業説明を行い、職業観の育成や礼儀などを学習します。	工業振興課
若年者就業相談窓口設置	ジョブカフェ信州と連携した若者の就労に関する出前相談会や、夜間休日相談等を行い、就業に向けた支援に取り組みます。	工業振興課

（４）健全育成と社会参加の促進

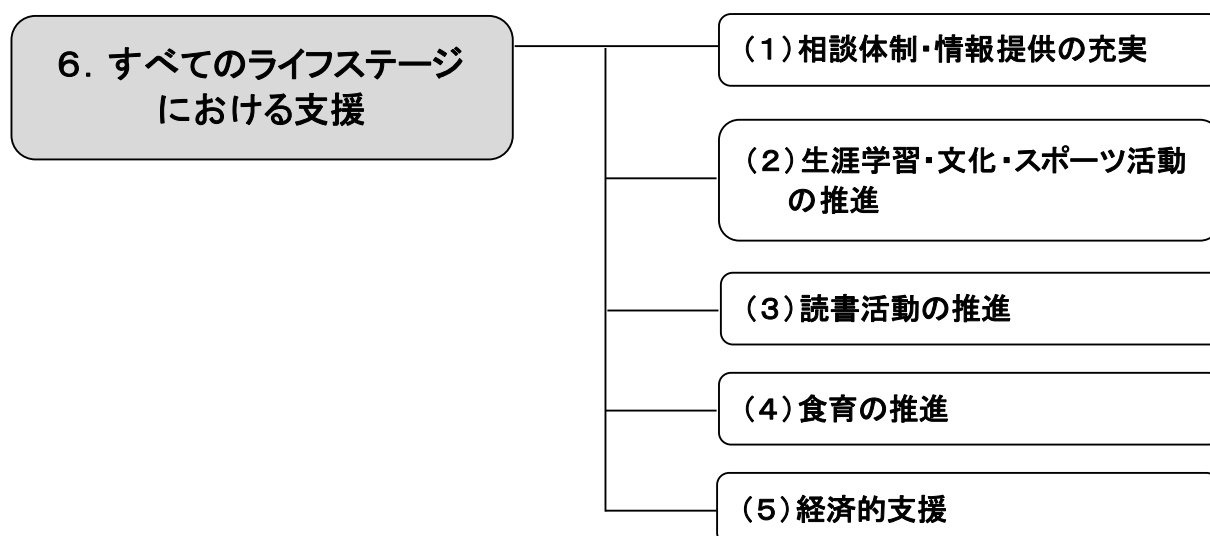
子ども・若者が地域に誇りと愛着を持ち、まちづくりや地域づくりに主体的に関わることができるよう、地域の子ども会やリーダーズ倶楽部、スポーツ少年団、各種青少年団体、グループによる自主的な活動の支援や育成を推進し、子ども・若者の豊かな人間関係、自立心や社会性を育みます。

また、子どもの視点から生まれる“夢”や“提案”を大切にし、施策の中でも実現できるように努めます。

■主な事業

施策・事業名	事業の内容	担当課
高校生まちづくり会議	市内3高等学校の有志による高校生まちづくり会議を開催し、高校生発案によるまちづくりを推進します。	企画課
リーダーズ倶楽部事業	中学1年生から高校3年生で組織し、各種野外体験活動などの企画・運営、清掃奉仕活動などを行う中で、自らの資質の向上、豊かな人間性の形成を図ります。	生涯学習課

6. すべてのライフステージにおける支援



現状と課題

子どもが成長していく中では、さまざまな悩みや不安が生じることがあります。

図4-8では成長とともに、社会との関わりも増え、子どもの悩みや心配ごととも変化していることがわかります。

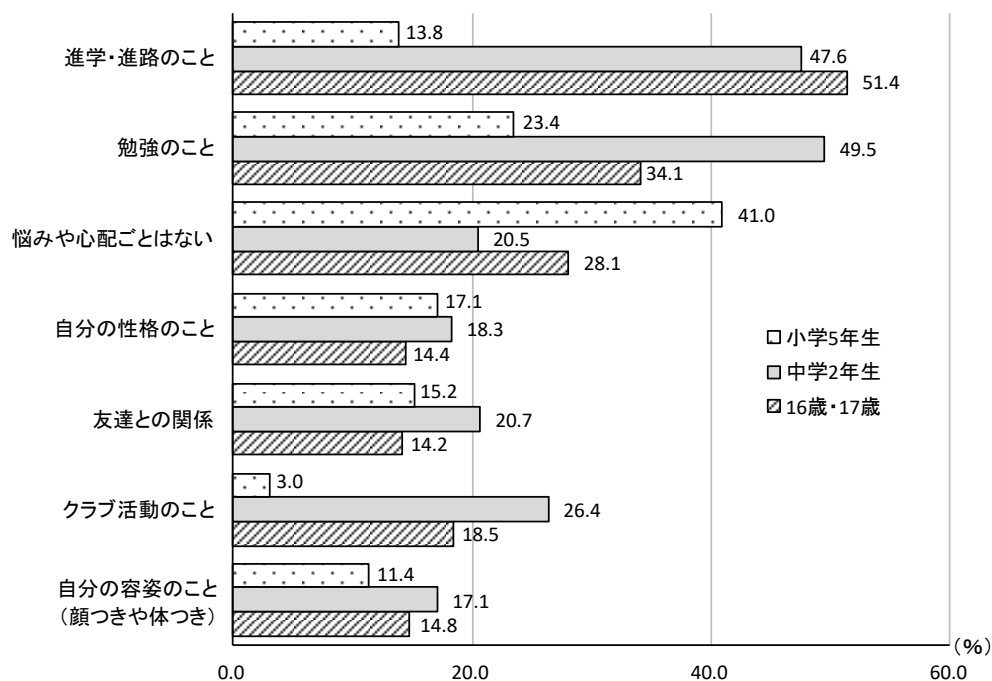
子どもや若者が、ひとりで悩まず、その思いを受け止め、相談ができる場所づくりとともに、子ども・若者を支える家庭に対しても、必要なときに、専門家等の適切なアドバイスを受けられる環境整備の充実が求められます。

さらには、さまざまな情報ツールを組み合わせながら、相談場所をはじめ子育てに関する情報を、必要とする子ども・若者や家庭に届けることも重要です。

子ども・若者が次代を担うひとりの大人として、健やかにたくましく成長するためには、岡谷市学びの紡ぎ応援プラン、はつらつ岡谷スポーツプラン、子ども読書推進計画、食育推進計画などに基づき、自らが育つ力の発揮に向け、さまざまな学習や体験を通して、豊かな心と健康的な体を育み、生涯を通じて学び、挑戦し続けられる支援が必要です。

また、子ども・若者の将来が、生まれ育つ家庭環境に左右されず、夢と希望を持って健やかに育成される環境を整備するため、子育て家庭や子ども・若者に対する、ライフステージに応じた経済的支援も併せて必要となります。

図 4-8. 子どもの悩みや心配ごとの状況



資料: 長野県 H29子どもと子育て家庭の生活実態調査結果



具体的施策

(1) 相談体制・情報提供の充実

子ども・若者、子育て家庭の悩みや不安は、年齢や育ち、家庭環境などにより、内容はさまざまです。

困難等を抱えた場合に、気軽に安心感を持って相談できる場を充実させ、広く各種相談窓口の周知や利用促進に努めます。

それぞれの相談機関が専門性を活かしながら、悩みごと等を的確に把握し、適切な支援を実施するとともに、職員体制の強化と専門性の向上に取り組み、子どもの成長に合わせた切れ目ない支援体制と、情報の共有化や相互協力により、複雑化する相談へのフォロー体制の充実を図ります。

その中で、外国の子どもやその保護者に対しては、さまざまな子育て支援サービスを適正に利用できるよう、使用可能な言語に配慮した案内や相談体制に努めます。

また、子育てに関する情報は、複数のメディアを組み合わせながら、誰もが受け取りやすく、わかりやすく、かつ利用しやすい情報提供に努めます。

■主な事業

施策・事業名	事業の内容	担当課
各種相談窓口の連携強化	庁内・関係機関で実施する各種相談窓口の周知に努めながら、相談体制の連携と強化を図ります。 ～主な相談・支援窓口～ ・福祉総合相談（生活、法律、行政相談） ・生活就労支援センター（生活困窮） ・ひとり親家庭等相談 ・家庭児童相談（家庭、児童虐待等） ・母子保健相談（妊娠、出産、育児） ・子ども総合相談センター（教育、学校生活） など	関係各課
子育て支援アプリげんきっず おかや事業	電子母子手帳の機能をあわせ持つアプリを通じて、子どもの健やかな成長の手助けとなるよう、きめ細かな情報発信を行います。	子ども課

（２）生涯学習・文化・スポーツ活動の推進

子ども・若者が人間性豊かに育つことができるよう、ライフステージに応じた講座や、時代の変化に応じた知識、技能を獲得する学習機会の充実と情報提供の推進を図ります。

また、地域の文化や歴史などについて学ぶことのできる施設を有効活用しながら、豊かな心を育むひとづくりに努めます。

子どもの体力向上に向け、学校体育の活動の充実を図るとともに、スポーツを始めるきっかけづくりとなるよう、多様なスポーツ機会を提供するなど、成長期に合わせた健やかな体づくりに努めます。

■主な事業

施策・事業名	事業の内容	担当課
生涯学習館における各種学級・講座	子ども学級であるキッズクラブをはじめ、子育てを学び合う輝く子育て支援学級など、ライフステージに応じた様々な講座等を開催します。	生涯学習課
美術館、博物館等の文化施設の無料公開	子どもたちの余暇時間の利用に、子どもたちの主体的な活動が行えるよう、施設の無料公開を実施します。	各施設
小・中学生のための施設無料開放	スポーツを通じ青少年の体力向上と健全育成を図るため、スポーツ施設の市内小中学生無料開放を実施します。	スポーツ振興課
かがやけ おかやキッズ体力アッププログラム事業	スポーツを「する子」、「しない子」の二極化を防ぎ、子どもたち全体の運動能力向上を図るため、学校体育授業の中に専門指導員を派遣し、さまざまな運動プログラムを実施します。	スポーツ振興課
おかや小学生体育塾	小学生を対象に、遊びを通じて楽しみながら運動の苦手意識を克服できるよう、トレーナーがサポートする教室を実施します。	スポーツ振興課
おかやファミリースポーツプログラム事業	さまざまなスポーツを家族等で体験し、継続してスポーツを行うきっかけづくりの場の提供として、体験型スポーツイベント等を実施します。	スポーツ振興課
スケート体験事業	地域の伝統スポーツであるスケートに触れる機会として、保育園や幼稚園においてスケート体験を実施します。	子ども課

(3) 読書活動の推進

読書活動は、ことばを学び、感性を磨き、表現力、創造力等を高め、豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付ける上でとても大切なものです。

子ども・若者の読書習慣の醸成と定着に向け、市立岡谷図書館と学校施設等との連携、ボランティア団体などとの協働により、成長段階に応じた読書活動の推進に努めます。

■主な事業

施策・事業名	事業の内容	担当課
保育園幼稚園親子文庫事業	各園や保護者会と協働し、子どもの送迎時間などに利用できる親子文庫の利用促進を図ります。	図書館
小中学校 朝読書の推進	小中学校における朝読書の定着に向け、朝読書の充実を図り、子どもの自主的な読書活動を推進します。	教育総務課
としょかん 子ども読書まつり事業	子ども読書活動を推進する各団体と協働により、子どもに向けた活動発表を行うなど、子どもが読書活動に対する好奇心を高める機会を創出します。	図書館

(4) 食育の推進

近年、食生活の多様化やライフスタイルの変化等を受け、食の重要性が改めて見直されています。

子どもの頃から生涯にわたって望ましい食習慣の形成がなされるよう、家庭や地域と連携を図りながら、年齢や発達段階に応じた食に関する学習の機会や、情報提供に努め、健康づくりと豊かな心を育む食育を推進します。

また、地元農産物の給食などへの利用を促進し、地産地消を推進するほか、郷土の食材、食文化に関心を深めるための体験型の取り組みを進めます。

■主な事業

施策・事業名	事業の内容	担当課
離乳食教室	概ね生後4～5ヶ月の児および、生後11～12ヶ月の児を持つ保護者対象に、調理実習や試食等を通じ、児の発達段階に応じた離乳食が進められるよう支援します。	健康推進課
栄養改善事業	岡谷市健康増進計画に基づき、市民が「食」に関するさまざまな体験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を身につけ、生涯にわたって健康で心豊かな生活を送ることができるよう、食育の推進を図ります。	健康推進課
保育園での食育推進	幼児期から「食」の大切さを学び、豊かな食の体験を積み重ね、「食を営む力」を育てます。また地域と連携して未就園児の家庭の食育に取り組めます。	子ども課

(5) 経済的支援

子育てに伴う経済的な負担は大きく、アンケート結果からも経済的支援を求める声が最も多い状況にあります。引き続き、それぞれの家庭、ライフステージに応じた必要な支援対策を講じていきます。

家庭における生活の安定と、子どもの健全育成を図るため、児童手当や児童扶養手当の適正な支給を行います。

乳幼児期の支援として、低所得世帯や多子世帯の未満児保育料の減額を図るほか、幼児教育・保育の無償化にあわせ、多子世帯等の副食費の免除、減額を図ります。

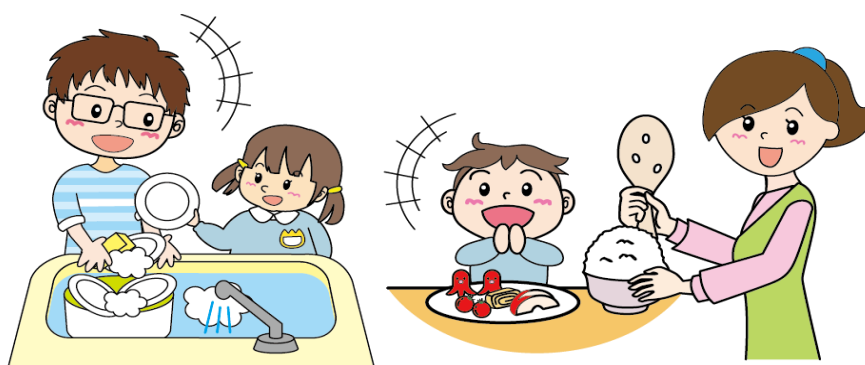
医療費に対する支援として、引き続き、中学校3年生までの医療費への給付を行うほか、現物給付方式により窓口負担の軽減を図ります。

また、経済的な制約等によらない教育機会を提供するため、就学援助制度に基づく支援を行うほか、学ぶ意欲のある生徒、学生のための奨学金制度の充実や、経済的な理由により就学を断念することのないよう、国や県の給付金制度や貸付制度等の周知啓発に努めます。

さらに、生活困窮家庭等の支援として、生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金の貸付に関わる支援をはじめ、子どもの貧困対策に関する大綱や長野県子ども・若者支援総合計画に基づき、本市の状況に応じた子どもやその家庭への支援を推進します。

■主な事業

施策・事業名	事業の内容	担当課
乳幼児等医療費給付事業	経済的負担の軽減を図るため、引き続き中学校3年生までの医療費に対して、給付を行います。	医療保険課
多子世帯副食費支援事業	低所得世帯や多子世帯(子2名以上)に対して、保育園等における副食費へ支援を行い、子育て世代の経済的負担の軽減を図ります。	子ども課
児童手当給付事業	家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的に、児童手当を給付します。	子ども課
就学援助事業	経済的な理由により就学諸費用に困っている家庭へ、学用品費・学校給食費などを助成します。	教育総務課
岡谷市育英基金奨学金	経済的理由により高校、大学等に就学が困難な生徒・学生に対して、奨学金を貸付し、就学機会を支援します。	教育総務課
子育て応援協賛店パスポート事業	県内外の協賛店舗で買い物時等にサービスが受けられよう、18歳未満の子どもがいる対象世帯にパスポートカードを配布します。	子ども課 商業観光課

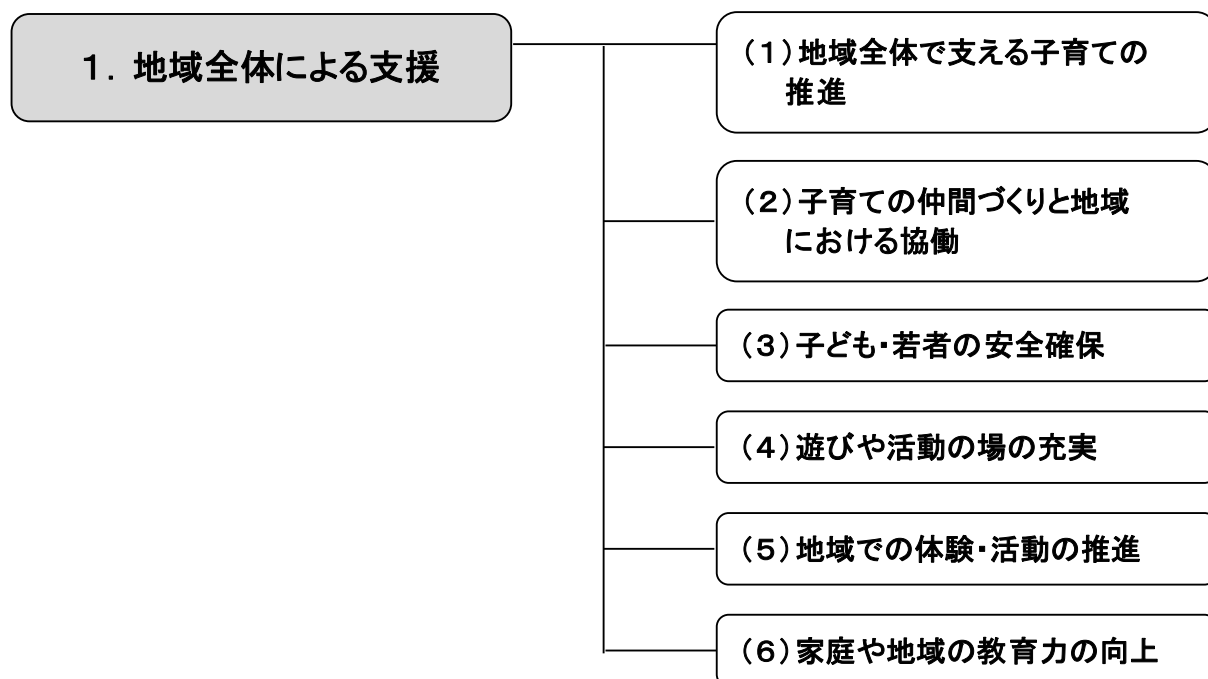


基本目標Ⅱ 地域社会全体で子ども・若者、子育てを支える環境づくり

子ども・若者の健やかな成長のためには、家庭、学校、地域、企業、行政が連携しながら、子ども・若者、子育てを社会全体で支える環境づくりを促進し、生活と仕事と子育ての調和を図る必要があります。

基本目標Ⅱでは、地域社会で子ども・若者、子育てを支える施策や取り組みをまとめます。

1. 地域全体による支援



現状と課題

核家族化や少子化、地域とのつながりの希薄化などにより、家庭の教育力の低下が指摘されており、地域社会全体での家庭への支援の必要性が高まっています。

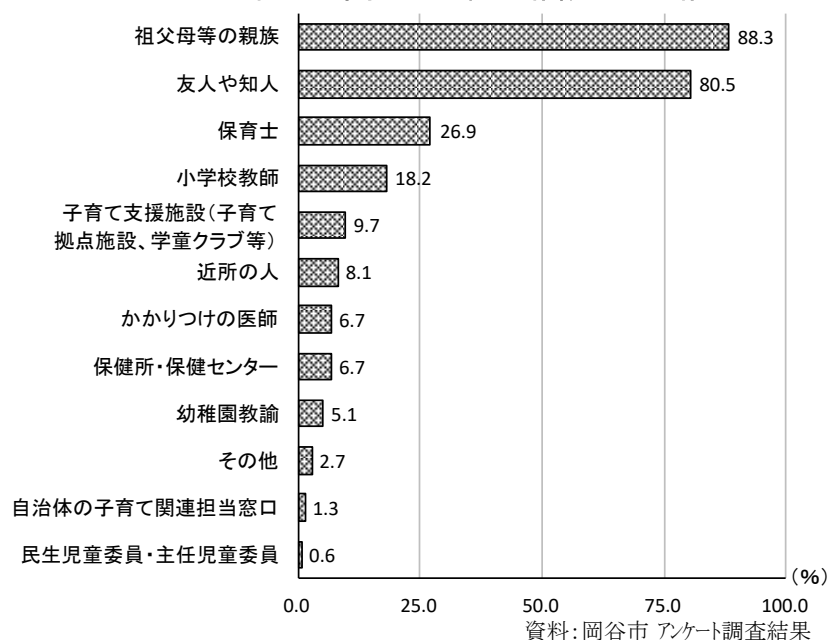
図4-9では、子育てに関する相談相手として、友人や知人が大きな割合を占めていることから気軽に話せる仲間等の存在が大切です。また、相談相手は多岐にわたっていることから、地域全体での見守りと支援の充実も必要です。

子どもや若者が交通事故や犯罪などに巻き込まれることがないよう、子ども・若者を取り巻く環境の浄化など、健全な子ども・若者を育む環境整備に努めることが重要です。

このほか、子育て中の家庭が、子ども・若者と向き合いながら、楽しく子育てができるよう、さまざまな人や地域との交流や体験の中で、子ども・若者、親の育ちを支えることが必要です。

さらには、子育て支援の必要性を地域の方々が理解できるよう、さまざまな機会を通じて働きかけ、地域全体で子ども・若者や子育て家庭の存在を意識し、関心を持つ地域づくりや、声掛けなど身近な見守り活動を促進することも重要です。

図 4-9. 子育てに関して気軽に相談できる相手





具体的施策

(1) 地域全体で支える子育ての推進

地域において子ども・若者や、子育てを支えていくためには、市民一人ひとりが、子どもや若者、子育てについて関心を持ち、地域全体で支えようという意識を持つことが必要です。

さまざまな機会を通じ、地域の方々が積極的に子育て活動に参加できるような交流の場づくりに努めるほか、声掛けや手助けなどの温かな見守り活動を推進します。

また、地域との連携、協働の一層の強化を図りながら、支援に関わる団体並びに人材の育成支援や、地域コミュニティの活動をサポートします。

■主な事業

施策・事業名	事業の内容	担当課
輝く子どもサポート事業 (おじいちゃん先生)	中高齢者を保育補助者として保育園へ配置し、児童やその保護者との交流により、子育て支援を図ります。	子ども課
地域サポートセンター運営事業	乳幼児から高齢者までのすべての市民が、ふれあい・交流等を通じてお互いに支えあい、地域の実情にあった福祉活動等を推進します。	社会福祉課

(2) 子育ての仲間づくりと地域における協働

保護者が子ども・若者と向き合い、楽しく豊かに子育てするため、保護者が安心できる場所で、同じ思いを持つ親同士や地域のさまざまな方々と交流する場の充実に努め、子育ての不安や悩みの軽減に取り組みます。

また、地域においては、さまざまな団体や人材が子育て支援に取り組んでいることから、地域との連携や協働の推進を図り、有機的なネットワークづくりを促進します。

さらには、子育てサークル活動や新たな仲間づくりを支援するほか、親子が地域の一員として溶け込めるよう、地域の方とともに取り組みます。

■主な事業

施策・事業名	事業の内容	担当課
輝く子育て支援学級 (乳幼児学級)	乳幼児期における基本的な生活習慣の形成と、自発性の育成などの認識や、親子の絆を深めながら、親同士の交流を推進します。	生涯学習課
子育て支援事業 (ママスポーツ広場)	子育て中のお母さんが安心してスポーツに取り組めるよう、託児つきスポーツ教室を実施します。	スポーツ振興課
こんにちは赤ちゃん訪問事業	民生児童委員が乳児家庭を訪問し、顔見知りになることによって、地域とのつながりの橋渡し役、相談相手として子育て家庭を支援します。	社会福祉課 子ども課
乳幼児親子ふれあい事業	地域において乳幼児を持つ保護者と支援者との交流を通して、子育ての悩みの相談や、親同士の子育ての仲間づくりを行います。	生涯学習課 子ども課

(3) 子ども・若者の安全確保

① 交通安全対策の推進

子どもや若者の成長段階に応じた交通安全教育を充実させ、交通安全意識の高揚を図るとともに、歩道や交通安全施設の点検を行い、グリーンベルトや路面表示などの整備を計画的に実施し、通学路等の安全の確保に努めます。

また、家庭や地域と連携した見守り体制の充実に取り組みます。

② 防犯対策の推進

子どもや若者の非行防止と犯罪の未然防止を図るため、関係機関や団体などと連携しながら、パトロールなどの地域安全活動を推進します。

また、各種防犯啓発活動や防犯灯のLED化の促進などにより、犯罪や事故などが発生しにくい防犯体制の整備充実を図り、安全なまちづくりを推進します。

③ 防災・減災教育の推進

平成18年7月豪雨災害の経験を教訓に、災害等の知識や危機対応能力を身につけるため、防災訓練の実施や子ども防災教室等に取り組み、自らの命を自らが守れるよう、防災・減災に対する意識の啓発活動を推進します。

④ 環境浄化の推進

スマートフォンなどの情報機器端末が普及し、手軽に情報が取得でき、SNSなどのコミュニケーションツールにより、多くの人とつながるなど、便利な社会になる一方で、有害情報が身近にあふれ、不特定多数の人とのつながりから連れ去りや性被害などの犯罪に巻き込まれるケースも増えています。

家庭・学校・地域の連携のもとに、有害情報やインターネットを介した犯罪などから子ども・若者を守るため、情報機器端末の適切な利用の啓発やモラル対策の学習会などを行い、社会全体で子ども・若者を守っていく機運を高め、子ども・若者が安心して生活できる環境づくりを推進します。



■主な事業

施策・事業名	事業の内容	担当課
施設における安全対策	警察直通緊急通報システムや、緊急地震速報、防犯カメラなどの設置により、保育施設等を利用する子どもたちの安全を確保します。	子ども課
交通安全教室	交通事故防止のため、保育園・幼稚園、小学校それぞれ年代に応じた交通安全の指導を実施することにより、交通安全意識の高揚を図ります。	市民環境課
ふれあいたいむ推進事業	安全と安心を図るため、小中学校の登下校時刻を「ふれあいたいむ」として、地域の方々等に屋外の活動を行いながら、子どもたちを見守る取り組みを推進します。	教育総務課
子ども防災教室	幼児期から危機を予測したり回避する能力を身につけるため、紙芝居やカードゲームによる教室を行い、防災・減災意識の高揚を図ります。	危機管理室
防犯意識啓発・地域安全活動	犯罪の未然防止と青少年の非行防止を図るため、防犯運動、広報活動、パトロール等を行い地域の安全活動を推進します。	市民環境課 生涯学習課
情報モラル教育の充実	インターネットに潜む危険や犯罪に巻き込まれないよう、情報機器端末等の適切な利用について学習するなど情報モラル教育の充実を図ります。	教育総務課

（４）遊びや活動の場の充実

地域と連携しながら、子どもたちや親子が、身近な地域で安心して遊ぶことができる場の充実に努めるとともに、遊び場の設備等の安全確保に取り組めます。

都市公園については立地や特色を活かし、バリアフリーにも配慮しながら計画的な施設改修に努めます。

また、生涯学習館などを子ども・若者の活動拠点として活用しながら、野外活動や自然体験などの体験活動を促進するとともに、地域の豊かな自然や生物に親しむ場の確保等に努めます。

■主な事業

施策・事業名	事業の内容	担当課
児童遊園整備事業補助金	児童遊園の設置や施設等の整備を行った地区に対し支援を行い、児童やその保護者の安全・安心な遊び場の確保に取り組めます。	子ども課
都市公園整備事業	公園施設長寿命化計画に基づき、バリアフリーにも配慮した計画的な施設改修を行います。	土木課
生涯学習館、塩嶺野外活動センター運営事業	子どもや若者の活動拠点の一つとして、さまざまな活動を支援し、豊かな情操や心身の健全育成に取り組めます。	生涯学習課

（５）地域での体験・活動の推進

子どもたちの思いやりや行動力、協調性、生きる力などは、保育園や学校での生活のほか、地域におけるさまざまな学習や体験を通して育まれます。

基幹産業である「ものづくり」や、豊かな自然環境を活かした自然学習、さらには国際交流体験など、本市ならではの体験機会の提供に努めます。

また、保育園では地域資源や文化に触れることのできる体験や、学校においては、平和体験研修などさまざまな体験活動に取り組めます。

身近な地域においては、子ども会などの青少年団体やグループによる青少年育成事業を支援するとともに、子ども・若者の自主的な活動への参加・支援を推進します。さらには、地域における指導者の養成や資質の向上にも努めます。

■主な事業

施策・事業名	事業の内容	担当課
ものづくり人材育成支援事業	子どもたちに、ものづくりの体験や市内企業の見学を通じて、職業意識やものづくりの楽しさを学び、将来を担う人材の育成に努めます。	工業振興課
岡谷こどもエコクラブ事業	小学生に環境問題への関心を持ってもらうため、森を学ぼう・野鳥観察会・一斉気温測定・水生生物観察会などの学習会等を実施します。	市民環境課
姉妹都市交流事業	マウントプレザント市や東伊豆町との姉妹都市交流を通じて、子どもたちの仲間づくりや国際理解を推進します。	企画課 生涯学習課
ぼくもわたしも おかやっ子事業	地域の資源や伝統文化に触れることのできる体験型の保育を実施し、郷土に対する理解を深めます。	子ども課
平和体験研修事業	平和や人権について改めて考え、体験する機会として、中学2年生を広島市へ派遣し、平和記念式典などへ参加します。	教育総務課
青少年活動育成支援事業	育成会やリーダーズ倶楽部などの活動を支援するほか、役員の資質向上を図るため研修会などを実施します。	生涯学習課

(6) 家庭や地域の教育力の向上

地域とのつながりの希薄化などにより、子どもや若者の健やかな育ちを支える家庭や地域全体の教育力の低下が懸念されています。

子ども・若者が人間性豊かに育つことができるよう、子ども・若者の成長過程に応じた子育てや、家庭教育に関する学習機会の充実と情報提供に努めます。

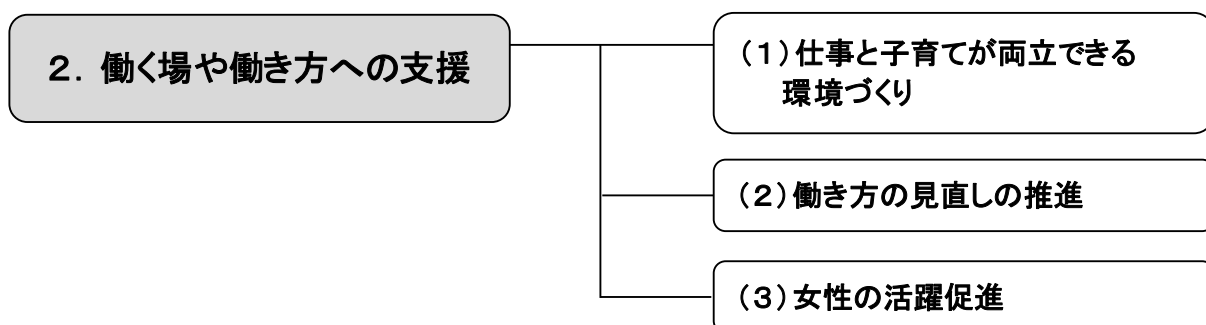
また、異なる年代やさまざまな人々との交流の場づくり、子育ての仲間づくりなどを通じて、子ども・若者、家庭、地域それぞれの結び付きの強化に取り組みます。

さらに、これまで地域が積み上げてきた「地域力」を発揮するとともにさらなる向上を図り、地域社会全体で子ども・若者、親の成長を支援する土壌づくりに努めます。

■主な事業

施策・事業名	事業の内容	担当課
保育園、幼稚園、小学校家庭教育学級	子どもの社会性や自主性を育てていくための家庭教育に関する学習を推進するとともに、地域での仲間づくりを通して未来を担う子どもの成長を図ります。	生涯学習課
学び・支えあい事業(こどものくに)	身近な子育ての課題をとりあげた子育て講座や、親支援のための各種プログラム教室を開催します。	子ども課
成長樹(期)子育て実践ポイントの活用事業	さまざまな事業や会議などでの活用を推進し、子育て中の保護者の悩みや不安の解消の一助とします。	生涯学習課
子どもの健全育成をすすめる会	子どもの健全育成を市全体の課題として捉え、地域の方や各種団体の方と連携をとりながら、市民総参加で活動を推進します。	教育総務課
岡谷版コミュニティスクール推進事業	学校、家庭、地域の人々が互いに連携し合い、地域全体で学校づくりを支える「岡谷版コミュニティスクール」を推進します。	教育総務課

2. 働く場や働き方への支援



現状と課題

仕事は暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらしますが、子どもの成長や子育て、家庭や個人の生活と、仕事を別々に切り離して考えることはできません。

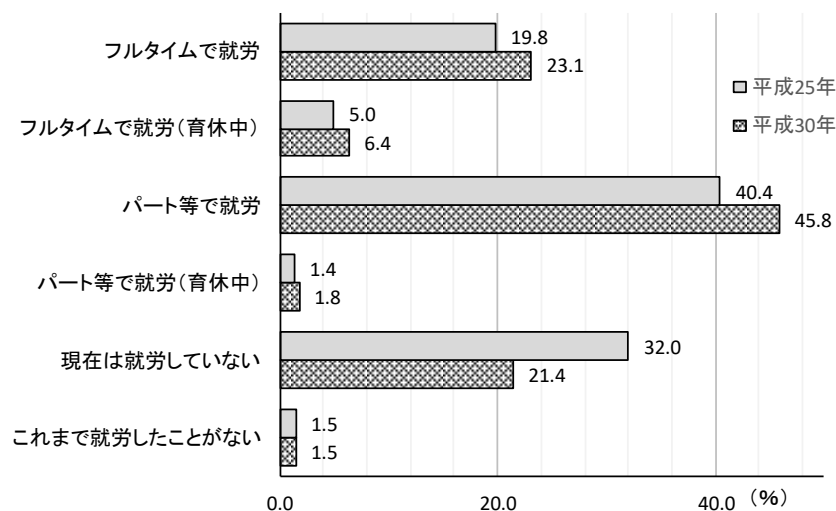
仕事と生活の調和のとれた働き方ができる社会や、男女がともに仕事と家庭を両立できる社会の実現に向け、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」に基づき、社会全体での取り組みが進められています。

図4-10では、本市の子育て世代の女性の就労状況について、就業している方の割合が増加し、女性の社会参加が進んでいます。

また図4-11では、仕事と家庭生活の両立のために、職場における協力や理解など、企業や家庭を含めた総体的な支援が求められています。

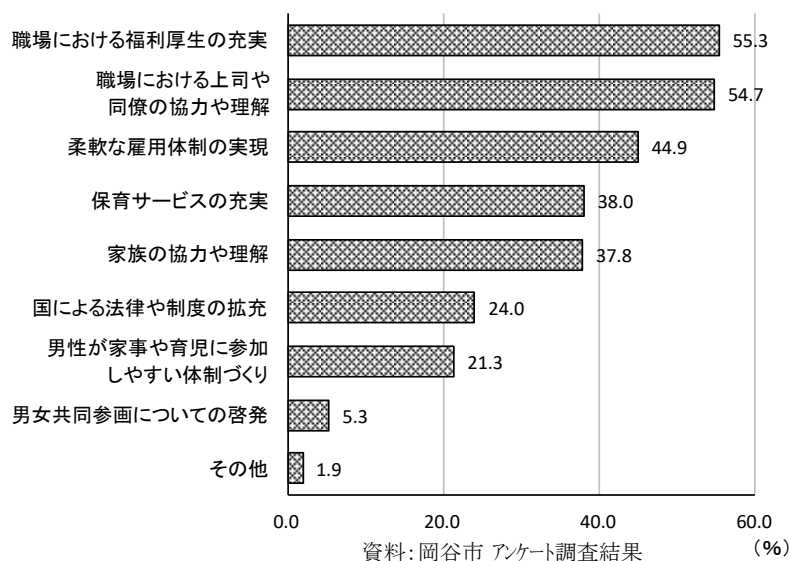
男女共同参画おかやプランVIなどに基づき、男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりや、男女の働き方改革、ワーク・ライフ・バランスの推進など、子育てしやすい社会環境づくりへの一層の取り組みが必要です。

図 4-10. 母親の就労状況(働き方)



資料: 岡谷市 アンケート調査結果

図 4-11. 仕事と家庭生活の両立に必要な支援



具体的施策

(1) 仕事と子育てが両立できる環境づくり

女性の社会参加が進む中、子育てや家事の役割の多くを女性が担っていることから、男女が対等なパートナーとして、ともに子育てなどの家庭生活を担う意識づくりや、ワーク・ライフ・バランスの推進のための気運づくりを、家庭、地域、職場などで推進します。

また、男女がともに子育てや家庭生活、地域活動などを行いながら、いきいきと働き続けられるよう、育児休業や看護休暇など、子育てに関する制度の周知や利用の促進を図るとともに、就労環境の改善や子育て支援サービスの充実など、企業をはじめとする地域社会全体で、仕事と子育てを両立できる環境づくりを促進します。

■主な事業

施策・事業名	事業の内容	担当課
周知・啓発活動の推進	ワーク・ライフ・バランスの普及に向け、市民や事業者に対する情報提供、セミナーやイベントの開催を通じた学習機会の提供に努めます。	企画課 ほか
男女共同参画意識啓発事業	日常生活の中の慣習、しきたりを見直し、仕事や家庭、地域活動などのさまざまな活動に男女がともに参画できるよう、環境整備に向けた意識啓発事業を、市民との協働により実施します。	企画課
育児休業・看護休業等の導入と活用の促進	企業等の職場における育児休業、子どもの看護のための休業等の導入や活用を促進し、子育てと仕事の両立に向けた周知・啓発に努めます。	工業振興課

（２）働き方の見直しの推進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）した社会の実現には、職場風土の改善とあわせ、事業主、従業員ともに働き方に対する意識改革が必要です。

男女を問わず働く人のニーズやライフスタイルに合わせた、多様な働き方が選択できる環境整備や、長時間労働の是正など、国の働き方改革の推進の動きとも連動しながら、働き方に関するさまざまな制度や慣行、意識の改革に取り組みます。

また、次代を担う若者の職業的自立や就労等の支援に、関係機関と連携しながら取り組みます。

■主な事業

施策・事業名	事業の内容	担当課
子育て支援職場環境づくり	企業等職場に対し、パンフレットの配布などにより、勤労者に対する労働時間短縮などの啓発を行うとともに、労働環境の整備に取り組む企業に対する認定・表彰などの周知に取り組みます。	工業振興課
働き方改革相談会	働き方改革に取り組む経営者等を対象に、社会保険労務士による無料相談会を開催し、働き方改革に取り組む企業を応援します。	工業振興課

（３）女性の活躍促進

働く場における女性の活躍促進は、持続可能な地域社会・地域経済を支える大きな力となります。

就業している女性の定着率の向上や、さらなる雇用の促進を図るため、女性が働きやすい職場環境づくりに取り組む企業への支援や、出産や育児などにより退職した女性の再就職を支援するなど、子育てをしながら働き続けたい女性の活躍と、その力が十分発揮される社会の実現に向け取り組みます。

また、女性のみならず、男性が子育てなどに参加するきっかけとなる教室や講座等を開催し、主体的に家事や子育てなどに関わる気運の醸成や環境づくりにも努めます。

■主な事業

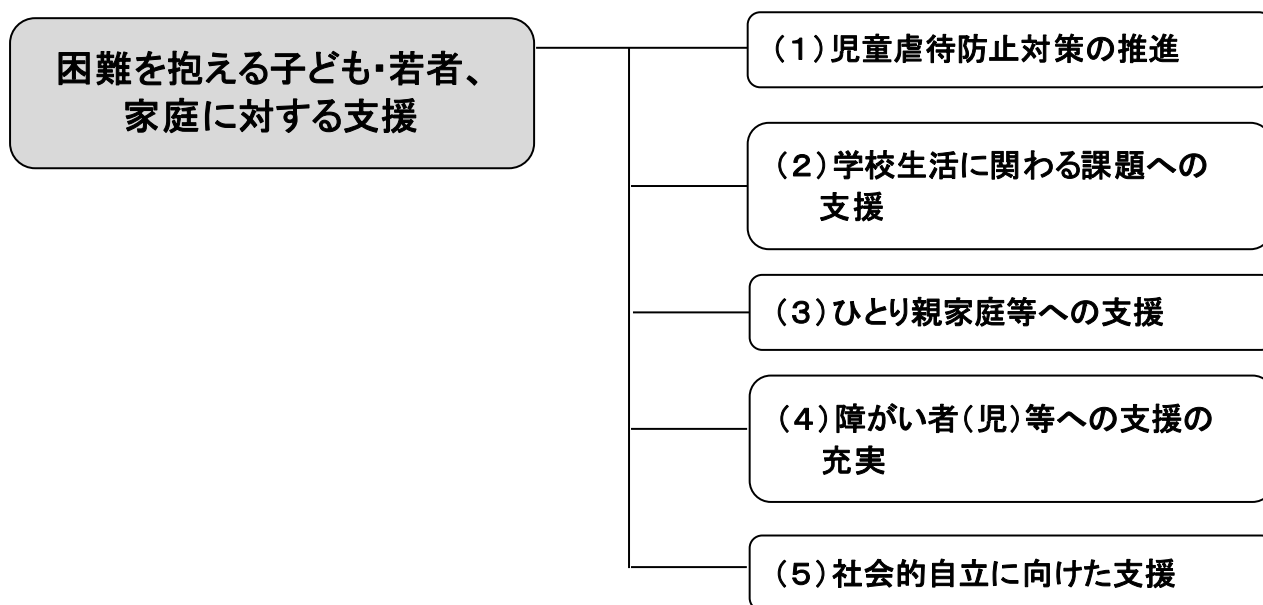
施策・事業名	事業の内容	担当課
女性の再就職応援セミナー、ミニ就職説明会	女性の就労、キャリアアップのため、再就職支援セミナーや女性限定の就職説明会を開催します。	工業振興課
女性雇用促進就業環境整備支援事業	女性の雇用促進や職域拡大、定着率の向上を図るため、市内企業が行う女性の働きやすい環境整備を支援します。	工業振興課

基本目標Ⅲ さまざまな困難を抱える子ども・若者、家庭への支援

【重点項目】

子どもや若者が抱える課題は、複合的で多岐にわたっています。生まれ育つ環境によって将来が左右されることがないように、関係機関等が連携した重層的な支援や、対応力を高めたきめ細かな支援に重点的に取り組みます。

基本目標Ⅲでは、さまざまな困難を抱える子どもや若者、家庭への支援や取り組みをまとめます。



現状と課題

子ども・若者が置かれている家庭環境はさまざまで、抱える課題も深刻な状況にあることから、その困難な状況に応じた適切な支援が必要です。

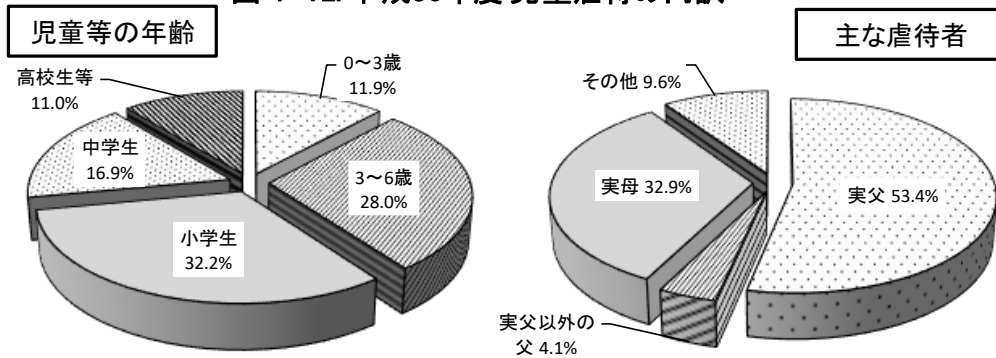
図4-12では、虐待を受ける子どもは低年齢が多く、虐待者のほとんどが実父、実母であることがわかります。児童虐待については、その発生予防から早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもの保護・自立支援に至るまでの一連の対策のさらなる強化が求められています。

また、さまざまな理由で学校に通うことができない長期欠席や、どの学校でも起こりうるいじめについては、岡谷市いじめ防止等のための基本方針などにに基づき、未然防止、早期発見、早期対応を柱に、課題解決に向けたチーム体制の充実が重要となります。

ひとり親家庭等については、所得水準が低い家庭が多く、経済的な自立支援から日常的な子育て支援まで、子どもを第一の視点に置きながら、切れ目ない適切な支援が必要です。

さらに障がいなどによって特別な支援を必要とする子どもたちが、伸びやかに育ち、地域社会の一員として社会参加できるよう、広く地域の理解を深めながら、成長段階や障がい・発達の特性に応じた継続的な支援を推進する必要があります。

図 4-12. 平成30年度 児童虐待の内訳



資料:岡谷市 子ども課集計



具体的施策

(1) 児童虐待防止対策の推進

児童虐待は、全国のみならず本市においても増加傾向にあり、虐待防止は喫緊の課題となっています。

子育ての不安や負担感を解消するため、家庭への子育てに関する情報・学習機会の提供、心身のケアや育児のサポート等を行い、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援により、児童虐待の発生予防に努めます。また、地域における子育て支援や見守り体制の充実を図りながら、児童虐待のリスクを早期に発見し支援につなぐことができるよう取り組みます。

また、子どもの安全を確保するための初期対応が、迅速・的確に行われるよう、児童相談所や関係機関等との連携を強化し取り組みます。

さらに、家庭児童相談体制の充実を図るとともに、要保護児童対策地域協議会*を中心とした関係機関の連携により、地域全体で子どもの虐待を防ぐ支援体制の強化に努めます。

このほか、子どもを権利行使の主体と捉え、児童虐待等の人権侵害から子どもを擁護するとともに、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や、体罰によらない子育てへの理解が、社会全体に広まるよう啓発等に努めます。また、親子関係の再構築に向けた支援や、虐待を受けた子どもへのケアや自立支援など、総合的な支援に取り組みます。

■主な事業

施策・事業名	事業の内容	担当課
要保護児童対策地域協議会	地域の関係機関、関係団体が連携して児童虐待防止に取り組むとともに、要保護児童や特定妊婦等の早期発見と、迅速かつ適切な援助を行います。	子ども課
児童相談専用電話（虐待防止通報）	子どもに関する相談や虐待等の通報に、職員が24時間対応し、支援の必要な家庭や要保護児童等への迅速で適切な対応を図ります。	子ども課
家庭児童相談事業	児童や家庭に関する心配や悩みのある方へ、家庭児童相談員が相談に応じ、助言・指導を行います。	子ども課
子育てママのおしゃべりサロン事業	各種親支援プログラムを実施するとともに、育児等のアドバイスをを行い、母親の育児不安等の軽減を図ります。	子ども課

（2）学校生活に関わる課題への支援

いじめ問題は、どの子、どの学校にも起こりうるという認識のもと、未然防止、早期発見、早期対応を柱とし、これまで積み重ねてきた特色ある取り組みを継承、発展させるとともに、実効性のある対策を推進します。

また、児童生徒自らが、いじめをなくすために取り組んでいる「いじめ根絶運動」の充実を図るとともに、いじめや生徒指導上の問題に対し、専門的な職員を含めたチーム体制で学校への助言や支援に取り組みます。

さらに、児童生徒のそれぞれの発達段階に応じ、各教科、道徳、特別活動等において、一人ひとりの人権意識を醸成する取り組みを推進します。

長期欠席に対しては、子ども総合相談センターを中心に、関係課と連携を図りながら、専門的な相談支援を行い、さまざまな教育、家庭環境の課題解決に向け、チーム支援により子どもの育ちを支えます。

また、子ども総合相談センターのカウンセリング体制の充実を図るとともに、フレンドリー教室や中間教室を活用した学校・学級復帰・社会的自立への援助に努めます。

■主な事業

施策・事業名	事業の内容	担当課
教育相談等の体制整備	子ども総合相談センターを中心に、心の教室相談員やスクールカウンセラー、専門のカウンセラー等と連携を図りながら、総合的な相談・支援に取り組めます。	教育総務課
フレンドリー教室・中学校中間教室	長期欠席等で悩んでいる子どもたちに寄り添い、学校・学級復帰に向けて、きめ細かな学習支援や適応指導を行うほか、社会的自立の支援を行います。	教育総務課
いじめ根絶運動	すべての小中学校からいじめがなくなり、笑顔あふれる学校にするため、小中学校合同で「いじめ根絶子ども会議」を開催します。	教育総務課
人権教育の推進	保護者を対象に、親子のつながりや命の大切さなどを内容とした、研修や講座を開催します。	生涯学習課

(3) ひとり親家庭等への支援

子育てと生計の維持を一人で担わなければならないなど、ひとり親家庭はさまざまな悩みや不安を抱えながら生活をしています。

ひとり親家庭の自立した生活には、子育てと就労の両立は必要不可欠なことから、母子・父子自立支援員などによる相談支援の充実のほか、関係機関等との連携を強化し、経済的な自立に向けた支援に取り組みます。

また、家庭の状況に応じた子育て支援、生活支援、就業支援などの充実に努め、生活の安定を促進します。

このほか、経済的困難を抱える家庭、子ども・若者に対しては、希望する教育機会を断念することがないように就学に対する援助、各種手当などによる適切な養育環境確保のための経済的支援などのほか、子どもたちが必要とする学習への支援、共食による食事支援等に取り組み、「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえた、切れ目ない支援に取り組みます。

また、困窮の程度に応じて、必要な保護を適切に行うとともに、生活困窮者自立支援制度による包括的な支援の強化に努めます。

■主な事業

施策・事業名	事業の内容	担当課
ひとり親家庭等相談事業	様々な事情でひとり親家庭となった方のために、母子・父子自立支援員が相談に応じ、助言、指導を行います。	社会福祉課
児童扶養手当支給事業	母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的に、児童扶養手当を給付します。	社会福祉課
自立支援給付事業	ひとり親家庭の経済的な自立に効果的な資格取得を支援するため、教育訓練講座の受講支援や、養成機関へ就学中の生活を支援する高等職業訓練促進給付金などの助成を行います。	社会福祉課
母子父子家庭等医療給付事業	経済的負担の軽減を図るため、引き続き18歳未満の児童を養育している家庭等の医療費に対して、給付を行います。	医療保険課
各種貸付金等の周知	子どもの修学や家庭の生活を支援するため、各種奨学金や高等教育の無償化制度、貸付金等の周知に努めます。	社会福祉課 ほか
おかやコドモテラス設置促進モデル事業【再掲】	遊びを通じた学びの提供や学習支援、悩み事への相談支援、食事の提供など、一場所多役の居場所づくりをモデル事業として実施し、地域での活動促進に向け官民連携により実施します。	子ども課

（４）障がい者（児）等への支援の充実

障がいのある子ども・若者が、その持てる能力や可能性を最大限に伸ばしていくために、一人ひとりの状況や特性に沿った療育体制や相談支援のさらなる充実が必要となります。ライフステージに応じた切れ目ない支援体制の強化に努めるとともに、関係機関が連携した、きめ細かな相談支援に取り組みます。

また、ノーマライゼーションの普及に努めるとともに、各種手当の給付や障がい児福祉計画に沿った障がい児福祉サービスの適切な提供により、地域での生活の支援に努めます。

発達障がいや発達に偏りのある子ども・若者の健全な発達を支援するため、地域の理解促進に向け取り組むほか、切れ目ない一貫した支援に向け、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関との一層の連携を図り、支援体制の強化に取り組みます。

このため、支援の拠点となる発達支援施設の整備を進めるとともに、職員体制の強化を図り、地域の身近な療育や相談支援の場として、専門性を高めた支援の提供に努めます。

このほか、特別支援教育やインクルーシブ教育*の充実に向け、支援が必要な児童生徒が必要に応じて適切な支援が受けられる、連続性のある多様な学びの場の提供に取り組みます。

■主な事業

施策・事業名	事業の内容	担当課
重度心身障害児福祉年金事業	重度若しくは重度に準ずる精神又は身体に障がいのある20歳未満の児童を養育している方に、年金を支給し支援します。	社会福祉課
特別支援教育の充実	障がいのある子ども一人ひとりの状態や個性を把握し、その持てる力を高め、適切な指導と必要な支援を行います。	教育総務課
保育園障がい児指導強化事業	障がいのある子どもや、支援の必要な児童について、専門の作業療法士により、保育園での支援の方法などの指導を受けます。	子ども課
乳幼児フォローアップ教室(あそびの教室)	発達の遅れや、子育てに課題を持つ親子に対して、集団の中での交流体験を継続して行い、生活習慣や親子関係が良好となるような支援や、個々に応じた発達支援を行います。	子ども課
通園訓練施設まゆみ園、発達支援施設整備事業	まゆみ園において支援が必要な児童に対して、機能訓練や日常生活のための訓練、保護者への家庭における訓練方法の指導を行います。また、まゆみ園の機能を充実した発達支援の拠点整備と運営に取り組みます。	子ども課

(5) 社会的自立に向けた支援

ニート(若年無業者)やひきこもりなど、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者は、全国的に減少傾向にあるものの、依然として高い傾向にあり、関係機関等が連携して、早期に適切な支援を行うことが必要です。

相談しやすい体制づくりに努め、個々の生きづらさの要因に、丁寧に向き合うとともに、本人のみならず家族等の相談支援にも、関係機関と連携を図りながら取り組みます。

また、本人や家族等が、一步を踏み出せるよう、各種相談窓口の一層の周知に努めるほか、地域との連携による早期の把握、支援に取り組みます。

就労に向けては、本人の希望や適性などを尊重しながら、自立支援を推進します。

さらに、子ども・若者が非行や犯罪に陥ることがないように、関係機関等が連携しながら広報や啓発の強化に取り組むほか、非行等を犯した場合には、地域とともに更生保護、自立・立ち直り支援に努めます。

■主な事業

施策・事業名	事業の内容	担当課
相談窓口の周知	安心してSOSを発し、相談できるよう、県ひきこもり支援センターをはじめとする専門機関や、身近な相談先の周知に取り組みます。	社会福祉課 ほか
就労準備支援事業	就労に向けた準備段階として、生活習慣や社会的能力の習得、就職活動の技法等の取得など、計画的なプログラムにより支援します。	社会福祉課
若年者就業相談窓口 設置 【再掲】	ジョブカフェ信州と連携した若者の就労に関する出前相談会や、夜間休日相談等を行い、就業に向けた支援に取り組みます。	工業振興課
社会を明るくする運動	犯罪や非行のない明るい社会を築くことを目的に、保護司会など多様な団体とともに街頭啓発や研修会などに取り組みます。	社会福祉課

第 5 章

子ども・子育て支援事業計画

1 計画策定の趣旨と法的根拠

国では、子どもを取り巻く環境や社会の変化に対応し、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指して、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定しました。

この3法に基づいて、平成27年度から、新たな子ども・子育て支援の仕組みである「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。

この制度では、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実が目標に掲げられています。

また、これらの目標を計画的に達成していくため、「子ども・子育て関連3法」の中の「子ども・子育て支援法」では、都道府県及び市町村に『子ども・子育て支援事業計画』の策定を義務付けています。

このため、本市においても子ども・若者育成支援計画の第4章「推進する施策」の中のうち、「子ども・子育て支援法」で定められている、就学前の教育・保育及び地域における子ども・子育て支援事業について、5年を1期とする『子ども・子育て支援事業計画』を定めるものです。

2 子ども・子育て支援事業計画で定める内容

子ども・子育て支援事業計画は、提供区域を定めたうえで、その区域ごと5年間の計画期間における、幼児期の教育・保育や地域の子育て支援事業などの需給計画となります。

具体的には、子ども・子育て支援法第61条で定められていますが、需要の調査・把握をしたうえで、それぞれ事業の量の見込み、その見込み量に対する提供体制の確保の内容、提供体制が不足する場合などに確保を図る実施の時期を定めるものです。

なお計画で定める事業は、幼児期の教育（幼稚園）や保育、認定こども園と、地域子ども・子育て支援事業として延長保育事業など13事業が規定されています。

3 事業計画

(1) 提供区域の設定

① 「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」の提供区域（算出単位）

子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第61条第2項第1号において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」の提供区域を設定することとされています。岡谷市では、下表のとおり設定します。

	量の見込み・確保方を定める必要がある事業	対象児童年齢	区域
教育・保育	① 1号認定(幼稚園、認定こども園)	3歳～5歳	全市
	② 2号認定(保育園、認定こども園)	3歳～5歳	全市
	③ 3号認定(保育園、認定こども園、地域型保育)	0歳～2歳	全市
地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援事業	0歳～小学生	全市
	② 地域子育て支援拠点事業	0歳～2歳	全市
	③ 妊婦健康診査	—	全市
	④ 乳児家庭全戸訪問事業	0歳	全市
	⑤ 養育支援訪問事業その他支援児童、要保護児童の支援に資する事業	—	全市
	⑥ 子育て短期支援事業	1歳～中学生	全市
	⑦ ファミリー・サポート・センター事業	生後3ヶ月～小学生	全市
	⑧ 一時預かり事業	0歳～5歳	全市
	⑨ 延長保育事業	0歳～5歳	全市
	⑩ 病児・病後児保育事業	生後6ヶ月～小学生	全市
	⑪ 放課後児童クラブ	小学生	全市
	⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	—	全市
	⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	—	全市

② 提供区域設定の考え方

本市はコンパクトな地域に人口が集中しており、また極端に離れている集落的な地域はほとんどないため、通勤、通学などでも市内全域が市民の生活圏域として認識されています。

また市中心部へ向かい道路が整備され、全域が概ね30分以内で移動が可能な状況であり、保育所、幼稚園、または各種子育て支援サービスを受ける際にも、車での移動が日常的となっています。さらには保育所、幼稚園ともいわゆる通園区がなく、保護者やお子さんの状況により選択できる状況にあることから、「全市」を1つの提供区域として設定します。

(2) 児童人口の推計

次ページからの子ども・子育て支援事業計画の基となる、令和2年度から5ヶ年の「量の見込み」「確保方策」の児童数の推計については、ここ数年の住民基本台帳の児童人口からコーホート変化率を用いて算出された児童数とします。

(人)

【推計値】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	302	295	287	281	272
1歳	315	309	302	294	287
2歳	305	309	303	296	289
3歳	320	298	302	296	289
4歳	322	320	298	302	296
5歳	324	317	316	293	298
0-5歳	1,888	1,848	1,808	1,762	1,731
6歳	352	319	312	311	288
7歳	357	351	318	311	310
8歳	352	356	351	318	311
9歳	387	361	363	359	326
10歳	404	365	341	344	340
11歳	441	422	381	356	357
6-11歳	2,293	2,174	2,066	1,999	1,932
0-11歳	4,181	4,022	3,874	3,761	3,663

(3) 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

	①・②・③ 幼児期の学校教育・保育	区 域	市内全域																																										
		所管課	子ども課																																										
事業の概要	◆幼稚園(1号認定) 学校教育法に基づき、幼児期の心身の発達を助長する教育を行っています。岡谷市内には、私立幼稚園が3園あり、認可定員は全体で285名です。 ◆保育所等(2号、3号認定) 保護者の就労や病気、介護等のため、家庭において十分保育することができない場合に、児童を保育する施設です。原則、岡谷市内に在住する方を対象としていますが、定員に余裕がある場合に限り、広域利用として他市町村の児童も受け入れています。市内には公立12園(休園の若草保育園を除く)、私立2園、地域型保育1園の認可保育所等があり、認可定員は全体で1,389名です。 ◆認定こども園(1号、2号、3号認定) 幼児教育と保育を一体的に行う施設です。岡谷市内には1園あり、認可定員は幼児教育においては30名、保育においては120名です。																																												
量の見込みと確保方策	【1号認定(幼稚園、認定こども園)】 <table><tr><th>1号認定</th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr><tr><td>量の見込み</td><td>130人/日</td><td>128人/日</td><td>126人/日</td><td>124人/日</td><td>122人/日</td></tr><tr><td>他市町村の子ども</td><td>35</td><td>35</td><td>34</td><td>34</td><td>33</td></tr><tr><td>確保方策</td><td>285人/日</td><td>285人/日⇒ 255人/日</td><td>285人/日⇒ 255人/日</td><td>285人/日⇒ 255人/日</td><td>285人/日⇒ 255人/日</td></tr><tr><td>特定教育・保育施設</td><td>180</td><td>180⇒ 150</td><td>180⇒ 150</td><td>180⇒ 150</td><td>180⇒ 150</td></tr><tr><td>確認を受けない幼稚園</td><td>105</td><td>105</td><td>105</td><td>105</td><td>105</td></tr><tr><td>他市町村の子ども</td><td>35</td><td>35</td><td>34</td><td>34</td><td>33</td></tr></table> ※令和2年度一部見直し ■量の見込み 市内児童の幼稚園の入園者数は、平成27年度から令和元年度までの5年間で△27.1%減少しています。この減少率は平成27年度から令和元年度の3-5歳児の人口減少率(△13.5%)を上回っており、総体的に幼稚園の利用者割合が減少している傾向にあります。 一方、ニーズ調査では、3歳未満児の保護者による幼稚園利用希望のニーズが、30%程度あるなど、幼稚園利用の潜在的ニーズを読み取ることができます。 幼稚園利用の潜在的ニーズも考慮する中、見込みは令和2年度以降5年間の3-5歳児の減少率を用い、量を見込みます。 ■確保方策 幼稚園3園、認定こども園1園で量の見込みを上回る285人の確保が可能であり、他市町村の児童も十分に受け入れ可能な状況です。			1号認定	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	量の見込み	130人/日	128人/日	126人/日	124人/日	122人/日	他市町村の子ども	35	35	34	34	33	確保方策	285人/日	285人/日⇒ 255人/日	285人/日⇒ 255人/日	285人/日⇒ 255人/日	285人/日⇒ 255人/日	特定教育・保育施設	180	180⇒ 150	180⇒ 150	180⇒ 150	180⇒ 150	確認を受けない幼稚園	105	105	105	105	105	他市町村の子ども	35	35	34	34	33
1号認定	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度																																								
量の見込み	130人/日	128人/日	126人/日	124人/日	122人/日																																								
他市町村の子ども	35	35	34	34	33																																								
確保方策	285人/日	285人/日⇒ 255人/日	285人/日⇒ 255人/日	285人/日⇒ 255人/日	285人/日⇒ 255人/日																																								
特定教育・保育施設	180	180⇒ 150	180⇒ 150	180⇒ 150	180⇒ 150																																								
確認を受けない幼稚園	105	105	105	105	105																																								
他市町村の子ども	35	35	34	34	33																																								

学校法人山崎学園が運営する聖母幼稚園及びヤコブ幼稚園の利用定員を変更したため、令和3年度以降の確保方策は30名分を減じた255人/日となりました。

【2号認定(保育所、認定こども園)】

2号認定	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	814人/日	785人/日	768人/日	745人/日	739人/日
確保方策	1,101人/日	1,101人/日⇒ 1,095人/日	1,101人/日⇒ 1,095人/日	1,101人/日⇒ 1,095人/日	1,101人/日⇒ 1,095人/日

※令和2年度一部見直し

■量の見込み

3-5歳の児童は、ほとんどが幼稚園や保育園へ入園します。そこで、3-5歳の人口推計から、幼稚園の児童数見込みを差し引きます。

さらに、幼稚園の児童数のほかに、他市町村の教育・保育施設へ通園する児童や、児童発達支援施設に通園する児童、いずれの施設にも通園しない児童などの合計を各年22人と見込み、この数値を差引いた人数を2号認定の見込みとします。

■確保方策

15園合計で1,101人の確保が可能です。(利用定員は施設ごとに定めています。なお、新西堀保育園は令和2年度中の完成予定のため、新利用定員により集計しています。)

社会福祉法人聖母の会が運営する聖ヨゼフ保育園岡谷の利用定員を変更したため、令和3年度以降の確保方策は6名分を減じた1,095人/日となりました。

【3号認定(保育所、認定こども園、地域型保育)】

3号認定	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	298人/日	304人/日	310人/日	317人/日	324人/日
うち0歳児	39	40	41	43	45
うち1～2歳児	259	264	269	274	279
確保方策	328人/日	328人/日⇒ 324人/日	328人/日⇒ 324人/日	328人/日⇒ 324人/日	328人/日⇒ 324人/日
うち0歳児	45	45⇒ 42	45⇒ 42	45⇒ 42	45⇒ 42
うち1～2歳児	283	283⇒ 282	283⇒ 282	283⇒ 282	283⇒ 282

※令和2年度一部見直し

■量の見込み

0歳児、1-2歳児については、児童全体の人口は減少しているものの、利用者は年々、増加傾向にあることから、平成27年度から令和元年度までの5年間の実績等により、推計します。

	◇0 歳児の見込み 過去 5 年間の利用者の増加率と、児童人口の推計における 0-2 歳児の減少率を用い、1 年あたり 3.7%の増加を想定します。 ◇1-2 歳児の見込み 同様に利用者の増加率と、児童人口の減少率を用い、1 年あたり 2.0%の増加率を想定します。 ■確保方策 未満児保育を実施している 14 園合計において、量の見込みに対応できる 328 人の確保が可能です。 <u>社会福祉法人聖母の会が運営する聖ヨゼフ保育園岡谷の利用定員を変更したため、令和 3 年度以降の確保方策は 4 名分を減じた 324 人/日となりました。</u> ■保育利用率 なお、満 3 歳未満児の保育利用率の目標値は、各年度の推計人口に占める量の見込みの割合を算出し、以下のように設定します。 <table><tr><th>3号認定</th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr><tr><td>保育利用率</td><td>32.3%</td><td>33.3%</td><td>34.8%</td><td>36.4%</td><td>38.2%</td></tr></table>	3号認定	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	保育利用率	32.3%	33.3%	34.8%	36.4%	38.2%
3号認定	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度								
保育利用率	32.3%	33.3%	34.8%	36.4%	38.2%								
事業の方針	1 号認定、2 号認定については利用見込みに対して十分な提供体制の確保ができますが、3 号認定については利用ニーズが高まっており、今後の状況によっては提供体制に余裕がなくなる可能性があります。 3 号認定の利用者の動向を踏まえながら、不足が生じることのないよう、計画的な施設整備や、既存保育園の改修等による確保方策の検討を進めます。 なお、教育・保育サービスの提供にあたっては、公立保育園においては、より質の高いきめ細かなサービスが提供できるよう、職員の資質向上に努めます。また、私立の施設にあつては、園独自の教育・保育方針のもと、引き続き、特色のある教育や保育サービスの提供を期待します。												

(4) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

地域子ども・子育て支援事業	①利用者支援事業(基本型)	区 域	市内全域			
岡谷市事業名	利用者支援事業	所管課	子ども課			
事業の概要	子ども及びその保護者、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。本市においては、保育所や幼稚園等、又は適切な子育て支援サービスの円滑な利用のため、本事業に取り組みます。					
量の見込みと確保方策						
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み	5ヶ所	5ヶ所	5ヶ所	5ヶ所	5ヶ所
	確保方策	5ヶ所	5ヶ所	5ヶ所	5ヶ所	5ヶ所
	■量の見込み 現在、子ども課、子育て支援館「こどものくに」、子育て支援センターのうち公立保育園3園(あやめ、みなと、川岸)の合計5ヶ所で、さまざまな相談・支援を提供していますが、ニーズに応えられている状況です。					
事業の方針	■確保方策 実施場所は現在と同様に、子ども課、子育て支援館「こどものくに」、子育て支援センターのうち公立保育園3園の合計5ヶ所とします。 また円滑で迅速な対応のため、中心となる子ども課では、多くの職員が対応できる体制を確保します。					
	5ヶ所の施設で窓口を開設し、それぞれの拠点で相談に対応できる体制を確保します。子ども課では、多くの職員による充実した対応を図ります。また、従事する職員が本市の子育て支援施策等の知識を十分に習得し、資質や技能の維持向上を図られるよう取り組みます。					

地域子ども・子育て支援事業	①利用者支援事業(母子保健型)	区 域	市内全域																				
岡谷市事業名	子育て世代支援事業 (子育て世代包括支援センター)	所管課	健康推進課																				
事業の概要	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関するさまざまな悩み等に円滑に対応するため、保健師等が相談支援を行います。 健康推進課においては、特に妊娠期から乳児期の支援の充実を図るとともに、必要に応じて関係課等と連携を図りながら、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行います。																						
量の見込みと確保方策	<table><tr><td></td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td></tr><tr><td>量の見込み</td><td>1ヶ所</td><td>1ヶ所</td><td>1ヶ所</td><td>1ヶ所</td><td>1ヶ所</td></tr><tr><td>確保方策</td><td>1ヶ所</td><td>1ヶ所</td><td>1ヶ所</td><td>1ヶ所</td><td>1ヶ所</td></tr></table>						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	量の見込み	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	確保方策	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度																	
	量の見込み	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所																	
	確保方策	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所																	
■ 量の見込み 現在、妊娠届出の受理を行う健康推進課内1ヶ所に設置し、妊娠期から継続的な状況把握を行いながら、妊娠・出産・子育てに関する相談支援などを提供していますが、ニーズに応えられている状況です。 ■ 確保方策 引き続き、健康推進課 1ヶ所の体制を維持していきます。 地区担当保健師や、関係機関との連絡調整等を行うコーディネーター保健師(2名)を中心に、支援方針の検討など妊娠期からの総合的な相談支援体制の整備を行います。																							
事業の方針	健康推進課内に設置することで、妊娠届・乳幼児全戸家庭訪問や乳幼児健診をはじめとする母子保健事業・予防接種事業等を通じ、母子の状況を継続的に把握することができます。 把握した情報をもとに、各関係機関と連携を図り、健康上の相談対応にとどまらず、生活上の相談など、総合的な支援体制の整備に努めます。																						

地域子ども・子育て支援事業	②地域子育て支援拠点事業	区 域	市内全域																		
岡谷市事業名	地域子育て支援拠点事業	所管課	子ども課																		
事業の概要	身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を実施し、育児不安等を解消するための事業です。本市では、子育て支援館「こどものくに」と市内4保育園で展開している子育て支援センターで取り組んでいます。子育て支援館「こどものくに」では、大型遊具のほか、あそびの広場やハイハイコーナー、絵本コーナーなどを備え、イベントや行事も多く実施しています。 市内4保育園に設置されている子育て支援センターでは、家庭的な雰囲気のもとで、手作りおもちゃなどの遊具で遊べるように工夫しているほか、プール遊び、制作などを開催し、円滑な就園にもつないでいます。																				
量の見込みと確保方策	<table><tr><td></td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td></tr><tr><td>量の見込み</td><td>42,000人/年</td><td>42,000人/年</td><td>42,000人/年</td><td>42,000人/年</td><td>42,000人/年</td></tr><tr><td>確保方策</td><td>71,650人/年</td><td>71,650人/年</td><td>71,650人/年</td><td>71,650人/年</td><td>71,650人/年</td></tr></table> ■量の見込み 子育て支援館、子育て支援センターそれぞれにおいて、平成28年度から平成30年度の利用者数の平均値を設定します。 ◇子育て支援館平均延べ利用者数 … 35,600人 ◇子育て支援センター平均延べ利用者数 … 6,400人 ■確保方策 子育て支援館は、施設規模と開所日数から、年間最大で52,050人/年(150人〔75組〕×347日)の確保が図られる状況にあります。子育て支援センターは、現在の部屋の大きさと開所日数から、年間最大で19,600人/年(20人×245日×4施設)の確保が図られる状況にあります。現状の5施設でそれぞれ確保を図ります。				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	量の見込み	42,000人/年	42,000人/年	42,000人/年	42,000人/年	42,000人/年	確保方策	71,650人/年	71,650人/年	71,650人/年	71,650人/年	71,650人/年
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度																
量の見込み	42,000人/年	42,000人/年	42,000人/年	42,000人/年	42,000人/年																
確保方策	71,650人/年	71,650人/年	71,650人/年	71,650人/年	71,650人/年																
事業の方針	共働き家庭の増加により、満3歳未満児の保育利用率が上昇している一方、本事業の利用者は減少傾向にあります。また、公民館における乳幼児学級や、各地区での乳幼児親子ふれあいの集いなどが展開されており、保護者はさまざまなメニューから選択できる背景もあります。 このような背景から、利用者の増加を図ることは難しい面もありますが、多くの方に継続的に利用していただけるよう、事業内容の充実に取り組んでいきます。また、このような場へなかなか出て来られない家庭への働きかけを、地域の方の協力を得ながら、より一層強化していきます。																				

地域子ども・子育て支援事業	③妊婦健康診査	区 域	市内全域																		
岡谷市事業名	妊婦一般健康診査事業	所管課	健康推進課																		
事業の概要	妊婦及び胎児の健康状態を把握し、母体の健康の保持増進や胎児の成長を促すとともに、異常を早期発見し、必要な医療につなげるため、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。 「長野県妊婦一般健康診査実施要項」に基づき、長野県医師会及び助産師会に委託し実施しています。妊婦は、妊娠届出時に交付された受診券により、県内の医療機関で受診することができます。健診の内容は国の示す基準により実施しています(基本健診 14 回・追加検査 5 回・超音波検査 4 回)。また、里帰り等により県外で受診する場合は、後日の申請により、市から受診費用の助成をしています。																				
量の見込みと確保方策	<table><tr><td></td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td></tr><tr><td>量の見込み</td><td>受診者数 299人/年 健診回数 4,186人回/年</td><td>受診者数 291人/年 健診回数 4,074人回/年</td><td>受診者数 284人/年 健診回数 3,976人回/年</td><td>受診者数 277人/年 健診回数 3,878人回/年</td><td>受診者数 272人/年 健診回数 3,808人回/年</td></tr><tr><td>確保方策</td><td colspan="5">実施場所: 長野県医師会及び助産師会に所属する医療機関 実施体制: 県内64か所 検査項目: 基本健診、追加検査、超音波検査 実施時期: 概ね8週～39週</td></tr></table> ■量の見込み 受診者数は、出生数の見込みから算出しますが、受診対象者は、妊娠初期から出産までの妊婦となるため(年度をまたぐ方がある)、当該年度と次年度の出生数の平均値とします。健診回数は受診者数×14 回(国基準)としています。 ■確保方策 今後も、受診者にとって利便性の高い現在の実施方法を継続します。なお、健診の内容は国の実施基準の動向に注視しながら、質の維持にも努めます。				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	量の見込み	受診者数 299人/年 健診回数 4,186人回/年	受診者数 291人/年 健診回数 4,074人回/年	受診者数 284人/年 健診回数 3,976人回/年	受診者数 277人/年 健診回数 3,878人回/年	受診者数 272人/年 健診回数 3,808人回/年	確保方策	実施場所: 長野県医師会及び助産師会に所属する医療機関 実施体制: 県内64か所 検査項目: 基本健診、追加検査、超音波検査 実施時期: 概ね8週～39週				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度																
量の見込み	受診者数 299人/年 健診回数 4,186人回/年	受診者数 291人/年 健診回数 4,074人回/年	受診者数 284人/年 健診回数 3,976人回/年	受診者数 277人/年 健診回数 3,878人回/年	受診者数 272人/年 健診回数 3,808人回/年																
確保方策	実施場所: 長野県医師会及び助産師会に所属する医療機関 実施体制: 県内64か所 検査項目: 基本健診、追加検査、超音波検査 実施時期: 概ね8週～39週																				
事業の方針	現在、妊娠届出時に保健師が面接をしながら、母子健康手帳や妊婦健診受診券を交付しています。面接に際しては、「マタニティママ・アンケート」を実施することにより、妊婦の健康状態や生活の状況を把握することで、必要な方には妊娠中から個別の対応を図ることや、産後早期に支援を開始することができています。 今後も、この体制を継続実施し、妊娠期から出産後に続く切れ目のない支援体制の確立を図ります。																				

地域子ども・子育て支援事業	④乳児家庭全戸訪問事業	区 域	市内全域																		
岡谷市事業名	きらきら赤ちゃん家庭訪問事業	所管課	健康推進課																		
事業の概要	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師が訪問し、母子の健康状態を把握するとともに、健康診断や予防接種をはじめ子育てに関する情報提供等を行います。訪問が実施できないケースについては、必ず保護者と連絡をとり、状況を把握するとともに、必要な手続きの確認や健康診断等の情報提供を行います。 また訪問により、社会的な支援を必要としている家庭を把握し、必要に応じて養育支援訪問事業等による継続的な支援を行い、子育て家庭の孤立を防ぎます。																				
量の見込みと確保方策	<table><tr><td></td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td></tr><tr><td>量の見込み</td><td>302人/年</td><td>295人/年</td><td>287人/年</td><td>281人/年</td><td>272人/年</td></tr><tr><td>確保方策</td><td colspan="5">実施体制:8人程度(保健師数) 実施機関:岡谷市健康推進課</td></tr></table> ■量の見込み 訪問人数は、各年度とも0歳児の推計人口とします。 ■確保方策 母子の健康状態を把握するため、すべての家庭に訪問できるよう、実施体制を整えます。				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	量の見込み	302人/年	295人/年	287人/年	281人/年	272人/年	確保方策	実施体制:8人程度(保健師数) 実施機関:岡谷市健康推進課				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度																
量の見込み	302人/年	295人/年	287人/年	281人/年	272人/年																
確保方策	実施体制:8人程度(保健師数) 実施機関:岡谷市健康推進課																				
事業の方針	近年の少子化、核家族化、家族形態の多様化、社会連帯意識の希薄化等により、家族や地域の養育機能の低下と、それに伴う保護者の育児不安やストレスの増大が懸念されています。 個々のニーズに応じた支援やサービスの提供ができるよう、妊娠期から妊婦の健康状態や生活状況の把握に努め、妊娠期から出産・育児と切れ目ない支援体制の確立を図ります。																				

地域子ども・子育て支援事業	⑤養育支援訪問事業　その他要支援児童、要保護児童の支援に資する事業	区　域	市内全域																																				
岡谷市事業名	養育訪問事業、産後ママサポート事業 要支援児童、要保護児童支援事業	所管課	健康推進課 子ども課																																				
事業の概要	養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。岡谷市では、乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、支援が必要と認められる家庭を訪問し、支援を行います。 また、出産後、産婦及び乳児の世話をする方がいない家庭等に対しては、産後ママサポート事業として、ヘルパー等を派遣し育児や家事の援助を行います。 その他要支援児童、要保護児童の支援に資する事業は、要保護児童対策地域協議会において、情報共有、支援方針の検討を行いながら、個別事例に合わせて関連機関と協力し、具体的な支援につなげています。また、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みも実施します。																																						
量の見込みと確保方策	【養育支援訪問事業】 【養育訪問】 <table><tr><td></td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td></tr><tr><td>量の見込み</td><td>30世帯/年</td><td>30世帯/年</td><td>30世帯/年</td><td>30世帯/年</td><td>30世帯/年</td></tr><tr><td>確保方策</td><td colspan="5">実施体制：8人程度（保健師数） 実施機関：岡谷市健康推進課</td></tr></table> 【産後ママサポート】 <table><tr><td></td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td></tr><tr><td>量の見込み</td><td>8人/年</td><td>8人/年</td><td>8人/年</td><td>8人/年</td><td>8人/年</td></tr><tr><td>確保方策</td><td colspan="5">実施体制：委託 委託先：社会福祉法人つるみね福祉会 派遣元：児童養護施設つつじが丘学園 ⇒ 委託先：家事代行・訪問託児まあ〜む</td></tr></table> ※令和2年度一部見直し ■量の見込み 近年の支援者の増加傾向を踏まえ、十分な体制を整えるため、過去5年間の最大値から、若干の増を見込みます。 ■確保方策 養育訪問事業については、健康推進課で実施体制を確保し、産後ママサポート事業については、引き続き、社会福祉法人つるみね福祉会に事業を委託し実施します。 令和2年度途中から、委託先が家事代行・訪問託児まあ〜むに変更となりました。				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	量の見込み	30世帯/年	30世帯/年	30世帯/年	30世帯/年	30世帯/年	確保方策	実施体制：8人程度（保健師数） 実施機関：岡谷市健康推進課						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	量の見込み	8人/年	8人/年	8人/年	8人/年	8人/年	確保方策	実施体制：委託 委託先：社会福祉法人つるみね福祉会 派遣元：児童養護施設つつじが丘学園 ⇒ 委託先：家事代行・訪問託児まあ〜む				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度																																		
量の見込み	30世帯/年	30世帯/年	30世帯/年	30世帯/年	30世帯/年																																		
確保方策	実施体制：8人程度（保健師数） 実施機関：岡谷市健康推進課																																						
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度																																		
量の見込み	8人/年	8人/年	8人/年	8人/年	8人/年																																		
確保方策	実施体制：委託 委託先：社会福祉法人つるみね福祉会 派遣元：児童養護施設つつじが丘学園 ⇒ 委託先：家事代行・訪問託児まあ〜む																																						

	【その他要支援児童、要保護児童の支援に資する事業】					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み	200人/年	200人/年	200人/年	200人/年	200人/年
	確保方策	実施体制:3人程度 実施機関:岡谷市子ども課				
	■量の見込み 近年の支援者の増加傾向を踏まえ、十分な体制を整えるため、過去 5 年間の最大値から、若干の増を見込みます。 ■確保方策 家庭相談員のほか子ども課職員が相談に応じるとともに、教育委員会内に設置されている「子ども総合相談センター」においても、児童・生徒一人ひとりに応じた相談支援に対応します。 また、相談体制については、家庭相談員を含む担当職員 3 人の確保を図るとともに、さらなる充実に努めます。					
事業の方針	家庭環境の変化、ひとり親家庭の経済的な不安定、養育能力の低下などのほか、保護者の精神疾患や子どもの発達の偏りなど、さまざまな要因が重複するケースが多くなっていることから、養育状況が心配されるケースについては、要保護児童対策地域協議会などの関係機関の連携による切れ目ない支援体制の確立を図ります。					

地域子ども・子育て支援事業	⑥子育て短期支援事業	区 域	市内全域																		
岡谷市事業名	ショートステイ事業	所管課	子ども課																		
事業の概要	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設において、宿泊預かりを行い必要な養育・保護を行う事業です。利用目的や時間帯などにより、短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)と夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)の2つの事業形態があります。 岡谷市では、ショートステイ事業として、児童を児童養護施設において原則7日以内の宿泊預かりを実施し、養育・保護を行います。																				
量の見込みと確保方策	<table><tr><td></td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td></tr><tr><td>量の見込み</td><td>25人/年</td><td>25人/年</td><td>25人/年</td><td>25人/年</td><td>25人/年</td></tr><tr><td>確保方策</td><td>365人/年</td><td>365人/年</td><td>365人/年</td><td>365人/年</td><td>365人/年</td></tr></table> ■量の見込み 近年の支援者の増加傾向を踏まえ、十分な体制を整えるため、過去 5 年間の最大値から、若干の増を見込みます。 ■確保方策 実施施設のつつじが丘学園では、常時1人程度であれば受け入れ可能な状況であり、年間最大で 365 人(1 名×365 日)の確保が可能な状況となっています。 また、本事業はセーフティネットとしての側面が強い事業のため、幅広い利用には至っていませんが、緊急時などに利用できるよう、事業の実施に取り組みます。				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	量の見込み	25人/年	25人/年	25人/年	25人/年	25人/年	確保方策	365人/年	365人/年	365人/年	365人/年	365人/年
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度																
量の見込み	25人/年	25人/年	25人/年	25人/年	25人/年																
確保方策	365人/年	365人/年	365人/年	365人/年	365人/年																
事業の方針	児童の保護という側面を持ち合わせた事業であることから、現状では保護者の育児疲れや育児不安、経済的な理由など家庭に困難を抱えている方の利用がほとんどです。 しかし、本事業は保護者のさまざまな理由により利用可能なサービスであるため、児童の福祉向上や家庭における子育て支援のため、より一層、事業の周知に取り組みます。																				

地域子ども・子育て支援事業	⑦ファミリー・サポート・センター事業	区 域	市内全域																																										
岡谷市事業名	育児ファミリー・サポート・センター事業	所管課	子ども課																																										
事業の概要	児童の預かり等の援助を提供できる者(提供会員)と、乳幼児や小学生等の児童のいる子育て中の保護者など援助をお願いしたいとする者(依頼会員)との相互援助活動を支援する事業です。 岡谷市では、それぞれの会員の募集や登録、利用調整などを、岡谷市社会福祉協議会に委託し実施しています。																																												
量の見込みと確保方策	<table><tr><td></td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td></tr><tr><td>量の見込み</td><td>98人/年</td><td>98人/年</td><td>98人/年</td><td>98人/年</td><td>98人/年</td></tr><tr><td>（うち未就学児童）</td><td>86人/年</td><td>86人/年</td><td>86人/年</td><td>86人/年</td><td>86人/年</td></tr><tr><td>（うち就学児童）</td><td>12人/年</td><td>12人/年</td><td>12人/年</td><td>12人/年</td><td>12人/年</td></tr><tr><td>確保方策</td><td>115人/年</td><td>115人/年</td><td>115人/年</td><td>115人/年</td><td>115人/年</td></tr><tr><td>（うち未就学児童）</td><td>103人/年</td><td>103人/年</td><td>103人/年</td><td>103人/年</td><td>103人/年</td></tr><tr><td>（うち就学児童）</td><td>12人/年</td><td>12人/年</td><td>12人/年</td><td>12人/年</td><td>12人/年</td></tr></table> ■量の見込み 平成 29 年度より複数の子どもの預かりができなくなり、原則 1 対 1 での預かりとなったことから、平成 28 年度以前に比べ、利用者は大きく減少しています。未就学児童、就学児童とも平成 29 年度、30 年度の利用実績を踏まえて見込みます。 ■確保方策 30 名弱の提供会員がおり、一人平均、年 4 回程度の預かりを受けています。 すべての提供会員が、年 5 回の預かりを行うことにより、年 115 人の預かりが可能であり、これまでの実績や、量の見込みからも、現状の体制で確保が図られる見込みです。				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	量の見込み	98人/年	98人/年	98人/年	98人/年	98人/年	（うち未就学児童）	86人/年	86人/年	86人/年	86人/年	86人/年	（うち就学児童）	12人/年	12人/年	12人/年	12人/年	12人/年	確保方策	115人/年	115人/年	115人/年	115人/年	115人/年	（うち未就学児童）	103人/年	103人/年	103人/年	103人/年	103人/年	（うち就学児童）	12人/年	12人/年	12人/年	12人/年	12人/年
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度																																								
量の見込み	98人/年	98人/年	98人/年	98人/年	98人/年																																								
（うち未就学児童）	86人/年	86人/年	86人/年	86人/年	86人/年																																								
（うち就学児童）	12人/年	12人/年	12人/年	12人/年	12人/年																																								
確保方策	115人/年	115人/年	115人/年	115人/年	115人/年																																								
（うち未就学児童）	103人/年	103人/年	103人/年	103人/年	103人/年																																								
（うち就学児童）	12人/年	12人/年	12人/年	12人/年	12人/年																																								
事業の方針	依頼会員や提供会員の登録数は減少傾向にあります。子育て家庭の多様なニーズに、柔軟に対応できる事業であることから、事業の周知・啓発に努め、利用促進を図るとともに、委託先と協力し、提供会員の確保に努めていきます。 また、安心して子どもを預けられるよう、提供会員への充実した研修の実施等により、活動の質の維持・向上を図ります。																																												

地域子ども・子育て支援事業	⑧一時預かり事業	区 域	市内全域																																				
岡谷市事業名	一時預かり保育(幼稚園) 一時保育事業(保育園)	所管課	子ども課																																				
事業の概要	◆幼稚園型Ⅰ 幼稚園や認定こども園における預かり保育は、標準となる教育時間の前後(朝夕)や、長期休業期間中に、当該幼稚園等で一時的に児童を預かるものです。 現在、市内の私立幼稚園 3 園と、認定こども園で預かり保育を実施しています。 ◆一般型(保育園) 家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、保育所等において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。 現在、公立保育園 2 園、私立保育園 2 園で実施しています。																																						
量の見込みと確保方策	【幼稚園型Ⅰ】 <table><tr><td>幼稚園型Ⅰ</td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td></tr><tr><td>量の見込み</td><td>50人/日</td><td>50人/日</td><td>50人/日</td><td>50人/日</td><td>50人/日</td></tr><tr><td>確保方策</td><td>105人/日</td><td>105人/日</td><td>105人/日</td><td>105人/日</td><td>105人/日</td></tr></table> ■量の見込み 近年の利用実績は全園合計で 30 人ほどですが、幼児教育・保育の無償化に伴い、上限はありますが幼稚園等における預かり保育の保護者負担が無償化されました。 児童数の減少、幼稚園の利用者の減少が見込まれていますが、母親の就労形態の多様化や、幼児教育・保育の無償化に伴う利用者の増加等を踏まえ、1 日あたりの利用者数を算出します。 ■確保方策 現在、私立幼稚園 3 園、認定こども園 1 園において、全園合計で 105 人まで利用定員が確保されており、十分ニーズに応えられる状況です。 【一般型(保育園)】 <table><tr><td>一般型(保育園)</td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td></tr><tr><td>量の見込み</td><td>10人/日</td><td>10人/日</td><td>10人/日</td><td>10人/日</td><td>10人/日</td></tr><tr><td>確保方策</td><td>22人/日</td><td>22人/日</td><td>22人/日</td><td>22人/日</td><td>22人/日</td></tr></table> ■量の見込み 近年の利用実績は全園合計で 1 日平均 8 人から 9 人程度ですが、3 号認定の保育園利用が増加していることから、一時保育の利用は減少傾向にあります。			幼稚園型Ⅰ	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	量の見込み	50人/日	50人/日	50人/日	50人/日	50人/日	確保方策	105人/日	105人/日	105人/日	105人/日	105人/日	一般型(保育園)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	量の見込み	10人/日	10人/日	10人/日	10人/日	10人/日	確保方策	22人/日	22人/日	22人/日	22人/日	22人/日
幼稚園型Ⅰ	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度																																		
量の見込み	50人/日	50人/日	50人/日	50人/日	50人/日																																		
確保方策	105人/日	105人/日	105人/日	105人/日	105人/日																																		
一般型(保育園)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度																																		
量の見込み	10人/日	10人/日	10人/日	10人/日	10人/日																																		
確保方策	22人/日	22人/日	22人/日	22人/日	22人/日																																		

	児童数の減少が見込まれていますが、同様に、母親の就労形態の多様化などを踏まえて、1日あたりの利用者数を算出します。 ■確保方策 現在、公立保育園2園、私立保育園2園において1日22人確保されており、十分ニーズに応えられる状況です。
事業の方針	◆幼稚園・認定こども園での預かり これまでそれぞれの私立幼稚園、認定こども園において実施している事業であり、実績や経験も豊富であることから、引き続き事業に取り組みます。 また、岡谷市全体のサービスの質の向上を図るため、これまで以上に連携を深めながら、事業の実施に取り組みます。 ◆保育園での預かり 幼稚園と同様に、これまで公立・私立保育園において実施している事業であり、実績や経験も豊富であることから、引き続き各施設で事業に取り組みます。 また、平均利用者数から見ると、受け入れ体制は確保できる見込みですが、日によっては利用者が集中し、お断りするケースもあります。受け入れ施設それぞれが一層の連携を図り、いずれかの施設を利用できるよう、利用に関するコーディネート強化に努めます。

地域子ども・子育て支援事業	⑨延長保育事業	区 域	市内全域			
岡谷市事業名	長時間保育事業(公立) 延長保育事業(私立)	所管課	子ども課			
事業の概要	通常の保育時間を超えて、保育が必要な児童を預かる事業です。現制度においては、「保育標準時間」と「保育短時間」の2つの区分のもとで、子どもの保育認定を行います。このため、保育標準時間については1日11時間を、保育短時間については1日8時間を超える利用について、延長保育事業が実施されます。					
量の見込みと確保方策						
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み	243人/日	242人/日	241人/日	240人/日	239人/日
	公立保育園	170人/日	169人/日	168人/日	167人/日	166人/日
	(うち保育短時間利用者)	161人/日	160人/日	159人/日	158人/日	157人/日
	(うち保育標準時間利用者)	9人/日	9人/日	9人/日	9人/日	9人/日
	私立保育園等	73人/日	73人/日	73人/日	73人/日	73人/日
	(うち保育短時間利用者)	52人/日	52人/日	52人/日	52人/日	52人/日
	(うち保育標準時間利用者)	21人/日	21人/日	21人/日	21人/日	21人/日
	確保方策	243人/日	243人/日	241人/日	240人/日	239人/日
■量の見込み						
直近の利用実績に、幼児教育・保育の無償化に伴う、保護者の保育短時間認定から保育標準時間認定への切り替えを3割ほどと見込み、利用者数を算出します。						
公立保育園については、2号・3号認定の児童数の減少率を乗じて算出します。						
私立保育園、認定こども園等については、これまでも利用定員を満たす児童が入所しており、今後も利用定員どおりの受け入れがなされる想定から、量の増減は見込みません。						
■確保方策						
公立保育園では、保育士のほか保育補助員を配置し事業を実施しています。						
また、私立保育園等においても利用者数に応じた職員配置により事業を実施しています。いずれも、児童の降園時間に合わせて、勤務時間を調整しているため、柔軟な対応が可能です。よって、受け入れ体制は利用時間や利用者数に関係なく、ニーズに対応することができることから、量の見込みと同数を確保します。						

事業の方針	現在、延長保育を実施している公立・私立施設において、引き続き、実施体制を確保し、利用者のニーズに柔軟に対応できる、適正な職員配置に努めます。 また、幼児教育・保育の無償化に伴い、保護者の保育短時間認定から保育標準時間認定への切り替えが進むことが想定され、延長保育の利用から、通常保育の中の保育へ位置付けが替ってきます。これにより、延長保育の利用者は、見込みよりさらに減少することも予想されるため、その利用動向に注視していきます。
---------------------	--

地域子ども・子育て支援事業	⑩病児・病後児保育事業(病児・病後児対応型)	区 域	市内全域																		
岡谷市事業名	病児・病後児保育事業(病児・病後児対応型)	所管課	子ども課																		
事業の概要	病児保育事業は、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行う事業です。本事業は、「病児対応型」、「病後児対応型」、「体調不良児対応型」、「非施設型(訪問型)」の4種類があります。 このうち「病児対応型」、「病後児対応型」について、本市では幅広く病気または病気回復期にある児童を保育するため、市内の医療機関に委託し、事業を展開しています。 なお、受け入れ対象は、市内在住児は小学校6年生まで、諏訪5市町村在住者および市内事業所等に就業している方については小学校3年生までを対象とし、幅広く保護者の子育てと仕事の両立を支援しています。																				
量の見込みと確保方策	<table><tr><td></td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td></tr><tr><td>量の見込み</td><td>589人/年</td><td>606人/年</td><td>624人/年</td><td>642人/年</td><td>661人/年</td></tr><tr><td>確保方策</td><td>960人/年</td><td>960人/年</td><td>960人/年</td><td>960人/年</td><td>960人/年</td></tr></table> ■量の見込み 近年、利用者が増加していることから、利用者の増加率と、利用者の多くが0-5歳児のため、児童人口の推計における0-5歳児の減少率を用い、1年あたり3%の増加を想定します。 ■確保方策 現在、1ヶ所で定員4人/日で実施しており、年間の開所日数の平均は240日/年となっています。これにより、年間最大で960人/年(4人×240日)の確保が図られる状況です。				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	量の見込み	589人/年	606人/年	624人/年	642人/年	661人/年	確保方策	960人/年	960人/年	960人/年	960人/年	960人/年
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度																
量の見込み	589人/年	606人/年	624人/年	642人/年	661人/年																
確保方策	960人/年	960人/年	960人/年	960人/年	960人/年																
事業の方針	事業箇所数については、現行の1施設でニーズ量に対応できることから、当面は現行の提供体制で実施します。なお、利用者が増加傾向にあるとともに、利用希望が集中する日もあることから、今後の利用状況やニーズによっては、実施施設の拡大等について検討を進める必要があります。																				

地域子ども・子育て支援事業	⑩病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)	区 域	市内全域 (聖ヨゼフ保育園岡谷)																		
岡谷市事業名	病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)	所管課	子ども課																		
事業の概要	「病児対応型」、「病後児対応型」、「体調不良児対応型」、「非施設型(訪問型)」の4種類のうち、本事業となる「体調不良児対応型」については、市内にある聖ヨゼフ保育園岡谷において実施しています。 施設側で看護師等を配置し、保育中に微熱を出すなど、体調不良となった児童を保護者が迎えに来るまでの間、保健的な対応を行いながら一時的に預かっています。																				
量の見込みと確保方策	<table><tr><td></td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td></tr><tr><td>量の見込み</td><td>138人/年</td><td>138人/年</td><td>138人/年</td><td>138人/年</td><td>138人/年</td></tr><tr><td>確保方策</td><td>490人/年</td><td>490人/年</td><td>490人/年</td><td>490人/年</td><td>490人/年</td></tr></table> ■量の見込み 聖ヨゼフ保育園岡谷に入所する児童数は、ほぼ変わらないことから、これまでの利用実績となる年平均 138 人を見込みます。 ■確保方策 看護師又は准看護師1名に対して児童 2 名程度の保育ができることから、平日の開所日数 245 日×2 人を確保方策とします。				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	量の見込み	138人/年	138人/年	138人/年	138人/年	138人/年	確保方策	490人/年	490人/年	490人/年	490人/年	490人/年
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度																
量の見込み	138人/年	138人/年	138人/年	138人/年	138人/年																
確保方策	490人/年	490人/年	490人/年	490人/年	490人/年																
事業の方針	本事業を実施するためには、看護師等の人材の確保と、安静にできるスペースの確保が必要です。こうした事業が実施されることは、児童と保護者の安心、安全につながることから、実施体制が整った保育所等がある場合には、事業を推進していくこととします。 ※注 本事業は、聖ヨゼフ保育園岡谷在園児を対象とした事業のため、それ以外の児童は、引き続き病児・病後児対応型を利用いただきます。																				

地域子ども・子育て支援事業	⑪放課後児童クラブ事業	区 域	市内全域																																																																		
岡谷市事業名	学童クラブ事業	所管課	教育総務課																																																																		
事業の概要	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る事業です。 子ども・子育て支援新制度開始に伴う児童福祉法の改正を受け、学童クラブの設備及び運営の基準を定めているほか、平成27年度から、小学校 6 年生まで受け入れを拡大しています。																																																																				
量の見込みと確保方策	<table><tr><td></td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td></tr><tr><td>量の見込み</td><td>310人/日</td><td>303人/日</td><td>298人/日</td><td>290人/日</td><td>287人/日</td></tr><tr><td>（うち低学年）</td><td>212人/日</td><td>213人/日</td><td>212人/日</td><td>204人/日</td><td>201人/日</td></tr><tr><td>（小学1年生）</td><td>71人/日</td><td>71人/日</td><td>71人/日</td><td>68人/日</td><td>67人/日</td></tr><tr><td>（小学2年生）</td><td>74人/日</td><td>74人/日</td><td>74人/日</td><td>71人/日</td><td>70人/日</td></tr><tr><td>（小学3年生）</td><td>67人/日</td><td>68人/日</td><td>67人/日</td><td>65人/日</td><td>64人/日</td></tr><tr><td>（うち高学年）</td><td>98人/日</td><td>90人/日</td><td>86人/日</td><td>86人/日</td><td>86人/日</td></tr><tr><td>（小学4年生）</td><td>56人/日</td><td>51人/日</td><td>48人/日</td><td>48人/日</td><td>48人/日</td></tr><tr><td>（小学5年生）</td><td>31人/日</td><td>29人/日</td><td>28人/日</td><td>28人/日</td><td>28人/日</td></tr><tr><td>（小学6年生）</td><td>11人/日</td><td>10人/日</td><td>10人/日</td><td>10人/日</td><td>10人/日</td></tr><tr><td>確保方策</td><td>541人/日</td><td>541人/日</td><td>541人/日</td><td>541人/日</td><td>541人/日</td></tr></table> ■量の見込み 高学年の利用児童は、ここ数年、横ばいの状況ですが、低学年の利用児童は減少傾向にあります。本年度の利用者数を基に、今後の児童数の減少率を用い、量を見込みます。 ■確保方策 市が定める「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、市内 13 ヶ所ある学童クラブの施設ごとの専用区画面積から、受け入れ可能児童数を算出した 541 人を確保方策とします。				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	量の見込み	310人/日	303人/日	298人/日	290人/日	287人/日	（うち低学年）	212人/日	213人/日	212人/日	204人/日	201人/日	（小学1年生）	71人/日	71人/日	71人/日	68人/日	67人/日	（小学2年生）	74人/日	74人/日	74人/日	71人/日	70人/日	（小学3年生）	67人/日	68人/日	67人/日	65人/日	64人/日	（うち高学年）	98人/日	90人/日	86人/日	86人/日	86人/日	（小学4年生）	56人/日	51人/日	48人/日	48人/日	48人/日	（小学5年生）	31人/日	29人/日	28人/日	28人/日	28人/日	（小学6年生）	11人/日	10人/日	10人/日	10人/日	10人/日	確保方策	541人/日	541人/日	541人/日	541人/日	541人/日
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度																																																																
量の見込み	310人/日	303人/日	298人/日	290人/日	287人/日																																																																
（うち低学年）	212人/日	213人/日	212人/日	204人/日	201人/日																																																																
（小学1年生）	71人/日	71人/日	71人/日	68人/日	67人/日																																																																
（小学2年生）	74人/日	74人/日	74人/日	71人/日	70人/日																																																																
（小学3年生）	67人/日	68人/日	67人/日	65人/日	64人/日																																																																
（うち高学年）	98人/日	90人/日	86人/日	86人/日	86人/日																																																																
（小学4年生）	56人/日	51人/日	48人/日	48人/日	48人/日																																																																
（小学5年生）	31人/日	29人/日	28人/日	28人/日	28人/日																																																																
（小学6年生）	11人/日	10人/日	10人/日	10人/日	10人/日																																																																
確保方策	541人/日	541人/日	541人/日	541人/日	541人/日																																																																
事業の方針	引き続き、現行の各学童クラブにおいて、実施体制を確保します。 近年は、支援が必要な児童の利用が増え、受入れにあたり適切な支援方法や人員配置が必要となっていることから、研修等による質の向上や人員確保に努めます。また、児童が安全で快適に過ごすことができるよう、クラブ室の適正な維持管理に努めます。																																																																				

地域子ども・子育て支援事業	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	区 域	市内全域
岡谷市事業名	—	所管課	子ども課
事業の概要	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業となります。 岡谷市では、入学前から就学援助制度のもと、経済的援助を実施しています。 一方で、幼稚園や保育園を利用されている家庭に限った実費徴収に対する支援は、制度化されたものではなく、岡谷市独自による経済的支援も行っておりません。 (第2子以降に対する副食費等の減免などの支援は実施しています。)		
量の見込みと確保方策	—		
事業の方針	岡谷市には公立保育園 12 園のほか、私立保育園が 2 園、私立幼稚園が 3 園、認定こども園が 1 園あり、それぞれ保護者から徴する実費徴収金も、種類、額、目的がまちまちな状況です。 よって、統一した基準により支援を行うためには、十分に調査検討を行う必要があることから、検討期間を設け、実施の有無を検討します。		

地域子ども・ 子育て支援事業	⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するた めの事業	区 域	市内全域
岡谷市事業名	—	所管課	子ども課
事業の概要	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。		
量の見込み と確保方策	—		
事業の方針	岡谷市では、現行の施設で需要に応えることができる見込みとなっています。しかしながら、今後は、多様な保育サービスの提供という観点から、参入を希望する施設や事業者がある場合には、質の高い保育サービスを提供するため、子ども課職員が、相談、助言、実地支援を行うほか、必要に応じて本制度の助成事業等を活用し、充実した支援体制を構築します。		

(5) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体提供及び

当該教育・保育の推進に関する体制確保の内容

① 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を合わせ持ち、家庭の就労状況に関わらず柔軟に子どもを受け入れられる施設で、本市においては、平成30年度より幼保連携型認定こども園となる、信学会東堀保育園が運営を開始しています。

本市の幼児期の学校教育・保育の量の見込みは、既存施設での受け入れ体制で対応が可能な状況ではありますが、さらなる普及については、多様化する保護者のニーズや利便性などを踏まえながら、総合的に研究していきます。

② 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する必要な支援等に関する事項

本市ではこれまで、公立・私立保育園や幼稚園等が、それぞれが密接に連携し、情報交換を行い、協力体制のもと輝く子どもの育成に取り組んできています。

今後も、私立施設の理念や教育・保育方針を尊重しながら、各種研修会などの実施により、子どもの最善の利益と子どもの育ちを大切にする、質の高い教育・保育の提供に努めます。

③ 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方及びその推進方策

乳幼児期における質の高い教育・保育や、地域子ども・子育て支援事業は、子どもの健全な心身の発達を図りながら、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っています。

それらが果たす役割や意義等を踏まえ、第4章で掲げた推進する施策の着実な実行など、乳幼児期から学童期まで、切れ目ない総合的な子ども・子育て支援の充実に取り組みます。

④ 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携についての基本的な考え方及びその推進方策

「岡谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業*の運営に関する基準を定める条例」、「岡谷市家庭的保育事業等*の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、教育・保育施設と地域型保育事業*を行う者との適切な連携を担保します。

また、就学に向けて、児童との交流や情報提供、相互理解を深めるなど、幼児教育・保育の取り組みの成果を、適切に学童期へ引き継ぐため、さらなる幼保小の連携を推進します。

(6) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

① 子育てのための施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性を勘案した給付方法の検討

本市の子育てのための施設等利用給付*の対象事業等は、従前制度（私学助成による運営）による私立幼稚園への給付、私立幼稚園等での預かり保育への給付、認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・ファミリーサポートセンター事業への給付となります。

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に合わせ、これら事業への給付については、事業者等との協議や利用者への説明を行い、円滑な事業開始に努めたところであります。今後も、適正な支給に向け、利用者の利便性も考慮しながら、よりよい給付方法となるよう検討を進めます。

また、給付対象事業のうち、病児保育事業については、従前より市民は無償としていることから、現行制度を継続し、保護者負担の軽減を図ります。

② 特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使など、県との連携方策

本市における特定子ども・子育て支援施設等*については、従前より運営や事業実施がなされていることから、幼児教育・保育の無償化に合わせ、各法律や国の定める基準に基づき、確認等の事務手続きがなされています。

今後、新たな確認等の申請がなされた場合には、施設等の情報、運営状況、指導監督結果など県と情報を共有しながら、国の基準等に基づき、適正な審査を実施するとともに、必要に応じて県と連携しながら対象施設等の調査や勧告を実施します。

第 6 章

計画の推進

1. 庁内推進体制の整備

本計画は子どもや若者を中心に、本市で生活するすべての市民や組織を対象としています。その範囲は保健・医療・福祉から教育、労働、環境、都市、防犯・防災など、行政全般にわたっています。

このため、児童福祉の範囲を超えて施策の総合的な展開を図る必要があることから、より一層、関係部課間の連絡調整や連携強化を図りながら、全庁的な推進体制の整備・充実に努めます。

また、国や長野県との連携を密にし、社会・経済情勢の変化等に、的確かつ柔軟に対応しながら、本計画を着実に推進します。

2. それぞれの役割と連携による推進

子育ての原点は保護者や家庭ですが、安心して産み育てるためには、子ども・若者や家庭を取り巻く、さまざまな主体が担うべき役割を果たし、支えあいながら本計画を推進することが重要です。

このような認識に立って、次代を担う子ども・若者自身から高齢者まで、幅広い市民の積極的な参加意識の高揚を図り、家庭や地域、事業者、関係機関、子育て支援活動を行う団体、ボランティア、NPO法人などが連携し、「自助」「互助」「共助」「公助」の融合を図りながら、子ども・若者の健やかな成長や子育て支援を推進します。

3. 計画の点検・評価

本計画を効果的かつ着実に推進するため、PDCAサイクルによる適切な進行管理を継続的に実施するとともに、本市における他の個別計画において設定されている、子ども・若者、家庭に対する多くの成果指標（KPI）の把握と検証に取り組みます。

また、市民の代表で構成された「岡谷市子ども・子育て支援審議会」を定期的を開催し、本計画の進捗状況や事業の成果について検証を深め、次年度以降の計画推進に反映させるほか、必要に応じた本計画の適正な見直しを実施します。

なお、点検・評価の結果については、広く市民に公表します。

【用語解説】

※計画本文中に*印がついた用語の解説

2P 次世代育成支援対策行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、国が定める行動計画策定指針に即して、5 年を一期とする、次世代育成支援対策の実施に関する市町村が定める行動計画。従前は計画策定が必須であったが、法改正により現在は、策定することができる規定となっている。

2P 子ども・子育て支援新制度

子ども・子育て支援法など平成 24 年に成立した子ども・子育て関連 3 法に基づく制度で、認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付や、小規模保育等への給付が創設されたほか、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭と子どもに対する事業を、市町村が地域の実情に応じて実施することとなったもの。

2P 子供の貧困対策に関する大綱

子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指して、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、国が定める子どもの貧困対策を総合的に推進するための指針。

2P 少子化社会対策大綱

子育て支援施策の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、男女の働き方改革など、結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現を目指して、少子化社会対策基本法に基づき、国が定める少子化に対処するための施策の指針。

2P 子供・若者育成支援推進大綱

困難を有する子供・若者やその家族の支援、子供・若者の成長のための社会環境の整備など、全ての子供・若者が健やかに成長し、自立・活躍できる社会の実現を目指して、子ども・若者育成支援推進法に基づき、国が定める子ども・若者育成支援施策の推進を図るための指針。

2P ニッポン一億総活躍プラン

女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障がいや難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる全員参加型の一億総活躍社会の実現を目指し、平成 28 年に閣議決定されたもの。「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新三本の矢」の実現を目的としている。

2P 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策

増加する児童虐待に対応し、子どもの命が失われることがないように、国や地方自治体、関係機関等が一体的に取り組むための対策で、平成 30 年に策定されたもの。転居した場合の情報共有の徹底などの重点対策や、虐待防止のための総合対策が盛り込まれたもの。

3P 持続可能な開発目標（SDGs）

世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるために、世界各国が合意した 17 の目標と 169 のターゲットが掲げられている。貧困問題をはじめ、気候変動や生物多様性、エネルギーなど、持続可能な社会をつくるために世界が一致して取り組むべきビジョンや課題が網羅されているもの。

31P 信州パーキング・パーミット制度

公共施設や店舗などに設置されている障がい者等用駐車区画を適正に利用いただくため、障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方など歩行が困難な方に、県内共通の利用証を県が交付する制度。

36P 幼稚園教育要領

文部科学省が告示する幼稚園における教育課程の基準。幼稚園で実際に教えられる内容とその詳細について、学校教育法施行規則の規定を根拠に定めているもの。

40P 岡谷スタンダードカリキュラム

豊かな自然、製糸、産業、武井武雄など、岡谷ならではの学習要素を取り入れる普遍的な学習カリキュラムを構築し、岡谷に学び、育つ子どもたちが郷土を誇りに思い、郷土を愛する心とふるさと回帰の心を育むもの。

40P 岡谷版コミュニティスクール

各学校と地域との間に築かれている特色あるボランティア活動の横の連携による組織化を図り、学校を軸に地域の人々のつながりを創出するもの。また、住民が持つ豊富な経験や知識などを子どもの育ちや学びに活かし、地域で子どもを育てる環境づくりを進め、子どもたちの感謝の心や郷土を大切に思う心を醸成する。

44P U I J ターン

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。U ターンは出身地に戻る形態、J ターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、I ターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

60P 要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づき、関係機関や団体が連携を図りながら、要保護児童等の適切な保護や支援にあたるために設置された協議会。

63P インクルーシブ教育

障がいのある子どもを含むすべての子どもに対して、子ども一人ひとりの教育的ニーズにあった適切な教育支援を、可能な限り通常の学級において行う教育のこと。

90P 地域型保育事業

児童福祉法に位置付けられた小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を行う事業のこと。

- ・小規模保育… 主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業
- ・家庭的保育… 主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業
- ・居宅訪問型保育… 主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業
- ・事業所内保育… 主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内等の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業

90P 特定地域型保育事業

市町村が、公的給付となる地域型保育給付費の支給対象として確認する事業者が行う地域型保育事業。

90P 家庭的保育事業等

地域型保育事業と同義。児童福祉法では家庭的保育事業等、子ども・子育て支援法では地域型保育事業の名称で規定されている。

91P 子育てのための施設等利用給付

幼児教育・保育の無償化に合わせ創設された新たな公的給付で、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設等を利用した場合の利用者に対する給付のこと。

91P 特定子ども・子育て支援施設等

市町村が、公的給付となる子育てのための施設等利用給付の支給対象として確認した施設、事業のこと。

岡谷市子ども・子育て支援審議会 委員名簿

(敬称略・順不同)

任 期 平成30年7月31日～
 会 長 小口 瀧明
 副会長 酒井 重明

氏 名	所属団体等
北嶋 勇樹	岡谷市保育園保護者会連合会代表
早出 由美	岡谷市保育園保護者会連合会代表
唐澤 剛	岡谷市小中学校PTA連合会代表
上原 なおみ	私立保育園保護者代表（ひまわり保育園）
宮坂 美羽子	私立幼稚園保護者代表（ヤコブ幼稚園）
酒井 重明	私立保育園等園長代表（信学会東堀保育園）
堀 順一	私立幼稚園園長代表（瑞穂幼稚園）
小口 瀧明	岡谷市民生児童委員協議会代表
今井 千枝	岡谷市主任児童委員代表
塚原 眞	岡谷市区長会代表
井出 誠一	岡谷市小中学校長会代表
國原 節子	岡谷市更生保護女性会代表
関島 良治	地域子（己）育てサポーター連絡協議会代表
今井 瑞穂	学識経験者
山田 美紀	公募

岡谷市子ども・若者育成支援計画、子ども・子育て支援事業計画策定経過

○岡谷市子ども・子育て支援審議会

年 月 日	内 容
平成31年 3月 20日	平成30年度 第2回審議会
令和元年 7月 18日	令和 元年度 第1回審議会
8月 26日	第2回審議会
11月 11日	第3回審議会
12月 12日	第4回審議会
令和2年 1月 15日	第5回審議会

○市民意見等の聴取

年 月 日	内 容
平成30年 12月 7日～	市民ニーズ調査 小学校3年生以下の子どもの全保護者
令和元年 5月 10日	市内企業との懇談会
5月 16日	岡谷市更生保護女性会との懇談会
5月 20日	岡谷市主任児童委員との懇談会
5月 22日～	乳幼児健診時保護者へのアンケート調査(5回)
6月 5日～	市内4中学校生徒会役員との懇談会(4回)
6月 7日	岡谷市保育園保護者会連合会との懇談会
6月 14日	パパママ教室参加者へのアンケート調査
8月 1日～	ひとり親家庭保護者へのアンケート調査
令和2年 12月 16日～ 1月 15日	パブリックコメントの実施

○庁内における検討等

年 月 日	内 容
令和元年 12月 18日	岡谷市地域福祉計画等策定委員会
令和2年 1月 21日	部長会議
1月 31日	岡谷市行政管理委員会にて計画決定
3月 10日	岡谷市議会社会委員会へ報告

岡谷市子ども・若者育成支援計画
岡谷市子ども・子育て支援事業計画

■発行日／2020年 2月

■発行／岡 谷 市

■編集／岡谷市健康福祉部子ども課
